

栃木県公報

令和8(2026)年
3月31日(火)
号外
第23号

目次

監査委員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

監査委員

栃木県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、福田栄包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8(2026)年3月31日

栃木県監査委員	森	澤	隆
同	岡	本	典
同	山	形	治
同	高	山	和

令和7（2025）年度

包括外部監査報告書

公の施設の指定管理事務の執行について

栃木県包括外部監査人

福田 栄

目次

内容

I 監査の概要.....	1
第1章 監査の種類.....	1
第2章 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
第4章 監査の対象.....	1
第1節 指定管理者制度等の所管部署.....	1
第2節 公の施設の所管部署.....	2
第3節 監査対象とした公の施設.....	2
第5章 監査の対象期間.....	6
第6章 監査の実施期間.....	6
第7章 外部監査人及び補助者.....	6
第8章 監査の結果の記載.....	7
第9章 利害関係.....	7
第10章 その他監査報告書の記載に関する事項.....	7
II 監査の対象とした公の施設の指定管理者制度の概要.....	8
第1章 公の施設とは.....	8
第1節 公の施設の定義.....	8
第2節 公の施設の利用に関する原則.....	9
第3節 公の施設の管理方法.....	9
第2章 指定管理者制度の概要.....	9
第1節 指定管理者制度の意義.....	9
第2節 指定管理者制度導入の目的.....	10
第3節 指定管理者になることができる団体.....	10
第4節 指定管理期間.....	10
第5節 委託制度との違い.....	10
第6節 利用料金制度.....	11
第7節 委託料.....	11
第8節 指定管理者が行うことができる業務.....	12
第9節 指定管理者が行うことができない業務.....	12
第10節 指定管理者制度とPPP・PFI.....	12
第3章 栃木県における指定管理者制度の執行状況.....	13
第1節 栃木県における導入趣旨と指針.....	13
第2節 栃木県が制定した指定管理者制度に係る規定等.....	13
第3節 栃木県における指定管理者制度導入から現在までの取組状況.....	14
第4節 栃木県における指定管理料総額.....	14
第5節 栃木県における公募及び非公募の判断基準.....	15
第6節 栃木県における使用料及び利用料金制と料金収受代行制.....	15
III 監査の視点と実施した監査手続の概要.....	16
第1章 包括外部監査の要点と実施手続.....	16
第1節 監査要点.....	16

第2節	監査手続.....	16
第2章	選定した特定の事件（テーマ）についての監査の視点と実施手続..	16
第1節	制度運用に関する視点と実施手続.....	16
第2節	条例等の整備に関する視点と実施手続.....	17
第3節	指定管理者との協定事項に関する視点と実施手続.....	17
第4節	指定管理料の積算の妥当性に関する視点と実施手続.....	17
第5節	指定管理事業の収入・支出内容の妥当性に関する視点と実施手続....	17
第6節	県による管理・監督の視点と実施手続.....	18
第7節	指定管理者における法令遵守・業務効率の視点と実施手続.....	18
IV	監査の結果.....	20
第1章	指定管理業務全般に係る事項.....	20
第1節	県の主体的な管理と十分な関与の必要性.....	20
第2節	事業報告書の有用性と透明性の確保.....	20
第3節	管理運営資料の整備と指定管理料算定の適正化.....	21
第2章	各監査対象施設に係る事項.....	23
第1節	とちぎ青少年センター.....	23
第2節	栃木県立日光霧降アイスアリーナ.....	34
第3節	栃木県総合運動公園（東エリア）.....	45
第4節	栃木県ライフル射撃場.....	59
第5節	栃木県県民の森.....	71
第6節	栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）.....	81
第7節	栃木県なかがわ水遊園.....	94
第8節	栃木県土上平放牧場.....	108
第9節	栃木県鬼怒グリーンパーク.....	118
第10節	栃木県中央公園.....	133
第11節	県営住宅（大田原地区・矢板地区）.....	145
第12節	栃木県立みかも自然の家.....	156

I 監査の概要

第1章 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の指定管理事務の執行について

第3章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

平成15（2003）年6月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設された。令和7（2025）年4月現在、栃木県では42施設で指定管理者制度が導入されている。

指定管理を行う民間事業者等は、ノウハウを活用して、多様化する住民ニーズに的確に対応し、経済的で、効率がよく、効果的な施設の管理運営を行うことが求められている。一方、その効果を継続的に確保するためには、県が協定・仕様書に基づき、業務の履行状況や成果を的確に把握し、必要な指導・改善を促すなど、適切な管理監督を行うことが不可欠である。

平成25（2013）年度の包括外部監査では、「指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務執行」について、複数の指摘事項や意見が出されている。10年以上が経過している中で、当時と同様の指摘事項や意見が他の指定管理を実施する公の施設で発生していないかを検討する必要があると考えた。また、複数の公の施設の管理状況を横断的に監査することには重要な意義があると判断した。

このため、令和7（2025）年度包括外部監査では、「公の施設の指定管理事務の執行について」をテーマとして、指定管理者が管理運営する公の施設について、住民サービスの向上、経費縮減、効率的な管理運営が行われているか、県が指定管理者に対して適切な管理監督の枠組みを整備・運用しているか、業務の履行確認や評価、改善要請等が有効に機能しているか等、指定管理者制度導入による運用効果が確保されているかについて監査を実施することとした。

なお、必要に応じて、協定・仕様書の整備やモニタリング手続等の状況についても、管理監督の実効性の観点から併せて監査を実施することとした。

第4章 監査の対象

選定した特定の事件（テーマ）に関係する県所管部署として、次の第1節及び第2節に記載する所管部署を監査の対象とした。指定管理者制度を導入する公の施設については、第3節に記載する基準に基づき監査人が選定した施設（以下、「監査対象施設」という。）を監査対象とした。

第1節 指定管理者制度等の所管部署

公の施設の指定管理者の導入状況及び県の指定管理者制度の運用に関する全般事項

について監査を実施するため、県において指定管理者制度の所管部署として、指定管理者制度の運用に関する統一的な考え方や取扱いを整備している経営管理部行政改革 ICT推進課での関係する事務執行を監査対象とした。

また、県の財政に関することを所管する経営管理部財政課を監査対象とした。

第2節 公の施設の所管部署

地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第244条の2第3項）とされている。選定した特定の事件（テーマ）を監査するにあたり、当該地方自治法の規定に基づき、以下の所管課の指定管理事務の執行状況を監査の対象とした。

- ・生活文化スポーツ部県民協働推進課
- ・生活文化スポーツ部スポーツ振興課
- ・環境森林部自然環境課
- ・産業労働観光部観光交流課
- ・農政部農村振興課
- ・農政部畜産振興課
- ・県土整備部都市整備課
- ・県土整備部住宅課
- ・教育委員会事務局生涯学習課

第3節 監査対象とした公の施設

第1項 監査対象施設の選定

次の第3項に記載した「栃木県の公の施設一覧」のうち、管理方法が「指定管理施設」となっている施設の中から、以下に記載する事項を基準に、監査日程を勘案した上で、監査対象施設として次の第2項に記載する13施設を選定した。

1. 栃木県において、平成25（2013）年度に実施した包括外部監査の対象となった公の施設は、対象外とした。
2. 栃木県内の地方公共団体（市町等）が単独で指定管理を実施している施設は、対象外とした。
3. 上記1.及び2.により対象外となった施設の中から、長期間にわたり同じ指定管理者が管理を実施している施設、施設設置からの経過年数が長い施設、指定管理料や規模の大きい施設を対象として選定とした。

第2項 監査対象施設及び所管課の一覧

前項に記載した方法により監査対象施設として選定した施設、当該施設の指定管理業務を行う指定管理者及び所管課は以下のとおりである。

第3項 表内番号	施設名称	指定管理者	所管課
1	とちぎ青少年センター	(一財) 栃木県青年会館	県民協働推進課
4	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	(一財) 日光市公共施設振興公社	スポーツ振興課
11	栃木県総合運動公園(東エリア)	㈱グリーンとちぎ	スポーツ振興課
12	栃木県ライフル射撃場	栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」	スポーツ振興課
20	栃木県県民の森	たかはらの森管理グループ	自然環境課
21	栃木県立宇都宮産業展示館	大高商事グループ	観光交流課
22	栃木県なかがわ水遊園	(公財) 栃木県農業振興公社	農村振興課
24	栃木県土上平放牧場	酪農とちぎ農業協同組合	畜産振興課
27	栃木県鬼怒グリーンパーク	渡辺建設(株)	都市整備課
28	栃木県中央公園	栃木県中央公園指定管理グループ	都市整備課
36・37	県営住宅(大田原地区、矢板地区)	とちぎ県北不動産業協同組合	住宅課
42	栃木県立みかも自然の家	コネクト栃木(株)	生涯学習課

第3項 栃木県の公の施設一覧

監査対象施設の選定の候補とした栃木県の公の施設、所管課及び管理方法（指定管理か直営かなど）の一覧は以下のとおりである。

番号	施設名称	所管課	管理方法
1	とちぎ青少年センター	県民協働推進課	指定管理施設
2	栃木県子ども総合科学館	県民協働推進課	指定管理施設
3	栃木県総合文化センター	文化振興課	指定管理施設
4	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	スポーツ振興課	指定管理施設
5	栃木県グリーンスタジアム	スポーツ振興課	指定管理施設
6	栃木県立県南体育館	スポーツ振興課	指定管理施設
7	栃木県立県北体育館	スポーツ振興課	指定管理施設
8	栃木県立温水プール館	スポーツ振興課	指定管理施設
9	栃木県総合運動公園（北・中央エリア）	スポーツ振興課	指定管理施設
10	とちぎスポーツ医科学センター	スポーツ振興課	指定管理施設
11	栃木県総合運動公園（東エリア）	スポーツ振興課	指定管理施設
12	栃木県ライフル射撃場	スポーツ振興課	指定管理施設
13	とちぎ男女共同参画センター	人権男女共同参画課	指定管理施設
14	とちぎ健康づくりセンター	保健福祉課	指定管理施設
15	とちぎ生きがいがづくりセンター	高齢対策課	指定管理施設
16	とちぎ福祉プラザ	保健福祉課	指定管理施設
17	栃木県立日光自然博物館	自然環境課	指定管理施設
18	栃木県奥日光地区駐車場	自然環境課	指定管理施設
19	栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	自然環境課	指定管理施設
20	栃木県県民の森	自然環境課	指定管理施設
21	栃木県立宇都宮産業展示館	観光交流課	指定管理施設
22	栃木県なかがわ水遊園	農村振興課	指定管理施設
23	とちぎ花センター	生産振興課	指定管理施設
24	栃木県土上平放牧場	畜産振興課	指定管理施設
25	とちぎ明治の森記念館	道路保全課	指定管理施設
26	栃木県井頭公園	都市整備課	指定管理施設
27	栃木県鬼怒グリーンパーク	都市整備課	指定管理施設
28	栃木県中央公園	都市整備課	指定管理施設
29	栃木県那須野が原公園	都市整備課	指定管理施設

番号	施設名称	所管課	管理方法
30	栃木県みかも山公園	都市整備課	指定管理施設
31	栃木県日光田母沢御用邸記念公園	都市整備課	指定管理施設
32	栃木県日光だいや川公園	都市整備課	指定管理施設
33	栃木県とちぎわんぱく公園	都市整備課	指定管理施設
34	県営住宅（佐野地区） ※住宅数 3	住宅課	指定管理施設
35	県営住宅（足利地区） ※住宅数 8	住宅課	指定管理施設
36	県営住宅（大田原地区） ※住宅数 5	住宅課	指定管理施設
37	県営住宅（矢板地区） ※住宅数 7	住宅課	指定管理施設
38	栃木県防災館	消防防災課	指定管理施設
39	栃木県民ゴルフ場	経営企画課	指定管理施設
40	栃木県立とちぎ海浜自然の家	生涯学習課	指定管理施設
41	栃木県立なす高原自然の家	生涯学習課	指定管理施設
42	栃木県立みかも自然の家	生涯学習課	指定管理施設
43	栃木県立美術館	文化振興課	直営施設
44	栃木県立博物館	文化振興課	直営施設
45	栃木県立衛生福祉大学校	医療政策課	直営施設
46	栃木県障害者総合相談所	障害福祉課	直営施設
47	栃木県那須学園	こども政策課	直営施設
48	栃木県林業センター	環境森林政策課	直営施設
49	栃木県 21 世紀林業創造の森	環境森林政策課	直営施設
50	栃木県八溝県民休養公園	自然環境課	直営施設
51	栃木県産業技術センター	工業振興課	直営施設
52	栃木県立県央産業技術専門校	労働政策課	直営施設
53	栃木県立県北産業技術専門校	労働政策課	直営施設
54	栃木県立県南産業技術専門校	労働政策課	直営施設
55	栃木県農業大学校	経営技術課	直営施設
56	栃木ヘリポート	交通政策課	直営施設
57	鬼怒川上流流域下水道	上下水道課	直営施設
58	巴波川流域下水道	上下水道課	直営施設
59	北那須流域下水道	上下水道課	直営施設
60	渡良瀬川下流流域下水道	上下水道課	直営施設

番号	施設名称	所管課	管理方法
61	北那須水道	水道課	直営施設
62	鬼怒水道	水道課	直営施設
63	鬼怒工業用水道	水道課	直営施設
64	栃木県立文書館	教育政策課	直営施設
65	栃木県立図書館	生涯学習課	直営施設
66	県営住宅（県央地区） ※住宅数 29	住宅課	管理代行施設
67	県営住宅（栃木地区） ※住宅数 9	住宅課	管理代行施設

第5章 監査の対象期間

原則として令和6(2024)年度（令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで）としたが、必要に応じて令和5(2023)年度以前及び令和7(2025)年度も対象とした。

第6章 監査の実施期間

令和7(2025)年6月24日から12月17日まで監査を実施し、監査の結果をまとめ、令和8(2026)年3月18日に「包括外部監査報告書」により知事等へ報告を行った。

具体的な監査の実施内容及び実施時期は以下のとおりである。

監査実施内容	実施時期（日）
行政改革ICT推進課等ヒアリング	令和7(2025)年6月24日
監査対象施設の現地視察、所管課及び指定管理者へのヒアリング、各種資料の監査	令和7(2025)年7月9日から11月5日まで
監査報告事項の検討、監査人及び補助者間協議	令和7(2025)年11月中
所管課及び指定管理者との意見交換	令和7(2025)年12月中
知事、県議会議長、教育長及び監査委員への報告	令和8(2026)年3月18日

第7章 外部監査人及び補助者

令和7(2025)年度栃木県包括外部監査の監査人及び補助者は以下のとおりである。

包括外部監査人	公認会計士	福	田	栄
補助者	公認会計士	最	首	克也
	公認会計士	大	森	拓海
	公認会計士	中	安	拓雄
	公認会計士	田	港	大輔
	公認会計士	田	中	正太郎

第8章 監査の結果の記載

この監査報告書では、監査の結果を「指摘事項」及び「意見」の2つに区分しており、それぞれの定義を以下のとおりとしている。

① 指摘事項

合規性又は経済性・効率性・有効性に関して、改善すべき重要事項と監査人が判断したもの

② 意見

合規性又は経済性・効率性・有効性の観点から見て、著しい問題はないが改善が望ましい事項と監査人が判断したもの

第9章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、県と包括外部監査人及び監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第10章 その他監査報告書の記載に関する事項

(1) 数値表記について

- ・この監査報告書における数値は、原則として1円単位で集計し、千円未満を切り捨て表示し、原則として千円単位で表示している。
- ・この監査報告書における表は、端数処理の関係で、表の縦計や横計等、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・この監査報告書における比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入処理している。

(2) 金額表記について

- ・この監査報告書では、金額表記について原則として税込で表記し、都合上、税抜で表記したものについては注釈を付している。

(3) 年度表記について

- ・この監査報告書では、年度表記について原則として和暦とし括弧内にて西暦を併記しているが、図表等で下表のとおり略称を使用しているものがある。

和暦	略称
昭和	S
平成	H
令和	R

(4) 図、表等の作成者について

- ・この監査報告書に掲記している図、表等の資料は、特に明記のない限り、栃木県が作成した資料、公の施設の管理を行うものが作成した資料及びこれらの資料を基に監査人が加筆したものである。

Ⅱ 監査の対象とした公の施設の指定管理者制度の概要

第1章 公の施設とは

第1節 公の施設の定義

地方公共団体が所有する施設には、大きく分けて、庁舎、公舎、議会棟など地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とするもの（公用財産）と、道路、公園、学校、図書館などの住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とするもの（公共用財産）とがある。

「公の施設」は、主に後者に含まれる概念であり、地方自治法第244条第1項で、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。この法律上の定義から、公の施設に該当するものの要件として、一般的に次の5つがあげられている。

（1）住民の利用に供するための施設であること

公の施設は、住民の利用に供される施設である必要がある。したがって、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではないとされる。

（2）地方公共団体の住民の利用に供するための施設であること

公の施設の利用を供されるべき住民は、原則として当該施設を設置する地方公共団体の住民である必要がある。したがって、国民の利用に供するために設ける施設であっても、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者（住民）の利用に全く供しないものは公の施設ではないとされる。

（3）住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設であること

公の施設における住民の利用に供する目的は、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならないとされる。したがって、例えば、競輪場や競馬場など普通地方公共団体の収益事業のための施設は、住民の利用に供していても公の施設ではないとされる。

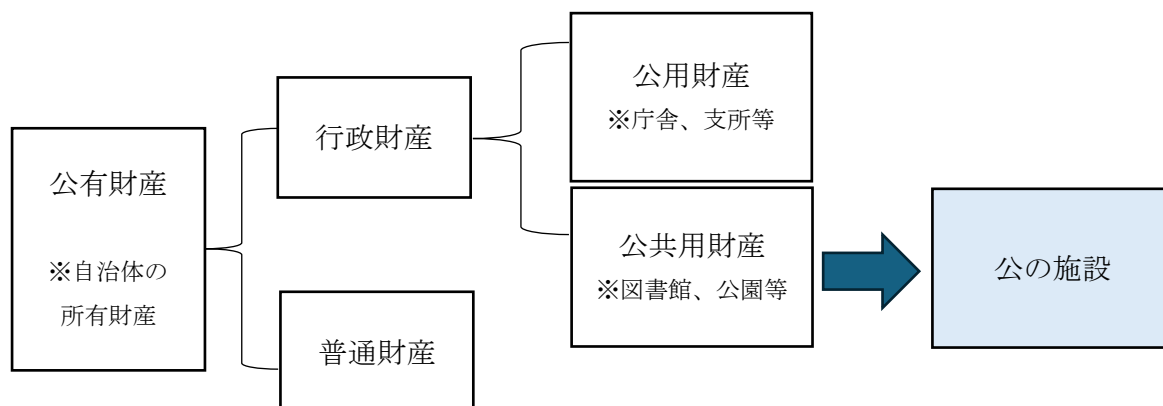
（4）物的施設であること

公の施設は物的施設を中心とする概念であり、人的側面は必ずしもその要素ではないとされる。

（5）地方公共団体が設けるものであること

国その他地方公共団体以外の公共団体が設置するものは、公の施設ではない。なお、公の施設の設置にあたり、「地方公共団体は当該公の施設について何らかの権原（権利の原因）を取得していることが必要であるが、必ずしも所有権は必要なく、賃借権、使用貸借権等、所有権以外で当該公の施設を住民に利用させる権原を取得することをもって足りる」とされる。

【参考】



第2節 公の施設の利用に関する原則

地方公共団体（指定管理者を含む。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒むことができず、また、利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないとされている。

この場合の「正当な理由」とは、個々の事例に即して判断しなければならないが、一般に、施設の利用にあたり定められた使用料を支払わないとき、施設利用者が予定人数を超えるとき、施設を利用させることで他の者に迷惑を与え危険を及ぼすとき、その施設の利用に関する規定に違反して利用するとき、などが該当する。

また、「不当な差別的取扱い」とは、例えば信条、性別、社会的身分等により合理的理由もなく利用を制限する場合などが該当する。

第3節 公の施設の管理方法

公の施設の管理方法には、地方公共団体が自ら施設運営を行う「直営」と、民間事業者等を選定して管理運営を委ねる「指定管理者制度」の二つがある。

「直営」は、地方公共団体が職員を配置し、自らの責任で施設の維持管理やサービス提供を行う方式であり、施設運営の透明性や公共性が確保しやすい一方、人件費や運営コストが増加しやすいという特徴がある。また、法律上の管理権限は地方公共団体に留まり、外部委託を行う場合でも事務の一部を補助的に委託するにとどまる。

他方、「指定管理者制度」については次章にて記載する。

第2章 指定管理者制度の概要

第1節 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は平成 15（2003）年6月の地方自治法の改正により創設されたものであるが、従来は行政権限として地方公共団体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を、指定管理者に委任するものである。

指定管理者制度は「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」に活用できる制度であり、個々の施設に対して指定管理者を指定するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっているが、道路法、河川法、

学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、この制度を採ることはできない。

第2節 指定管理者制度導入の目的

公の施設を、より効率的・効果的に管理運営するために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の削減等を図ることを目的とする。

第3節 指定管理者になることができる団体

従来の管理委託制度では、委託先が地方公共団体や公共的団体、地方公共団体が出資する団体に限定されていたが、指定管理者制度では、指定管理者としてこれらの団体に加え、民間事業者やNPO法人等の団体も指定することができるようになった。

指定管理者の選定は、原則として「公募」によるが、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであることから、公募によらないで特定事業者との協定によることもできる。

第4節 指定管理期間

指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は期間を定めて行うものとされている。指定期間については法令上具体的な定めはなく、施設の設置目的や実情等を踏まえて定めることとなるが、指定期間の設定に関する考え方は以下のとおりである。

〔指定期間に関する考え方〕

- ・原則 5年
- ・当該施設の管理運営に係る専門性・特殊性から、事業者における人材確保・育成及び管理運営技術の蓄積を図る必要がある施設 10年
- ・指定管理者制度新規導入施設 3年
- ・PFI手法（第10節参照）等によって施設整備及び管理運営が行われる施設 当該契約期間

第5節 委託制度との違い

指定管理者制度が導入される以前にも、自治体が公の施設を直営で管理する以外に、自治体が外部に管理を委ねることもできていた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して、公共的団体や地方公共団体が出資する法人などに限定されていた（管理委託制度）。

指定管理者制度が創設されたことにより、委託先の制限が排除され、公共的団体や地方公共団体が出資する法人などに限らず、民間事業者やボランティア団体などにも、公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができることとなった。

以下、従来の「管理委託制度」と「指定管理者制度」の主な違いを整理して示す。

「管理委託制度」と「指定管理者制度」の主な違い

項目	管理委託制度	指定管理者制度
相手方の範囲	公共団体、公共的団体、公共団体出資法人	左記団体のほか、民間事業者、NPO法人等
法的性質	公法上の契約関係	行政処分的一种（管理権限の委任）
相手方の選定	条例で委託先を規定	議会の議決を経て指定管理者を指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理事務又は業務執行を行う。 ・施設の管理権限及び責任は、地方公共団体が引き続き有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理権限を指定管理者に委任（使用権限を含む） ・地方公共団体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
利用料金制度 (第6節参照)	制度を導入できる	制度を導入できる

第6節 利用料金制度

公の施設の管理運営に当たり指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が収受した利用料金は指定管理者の収入とすることができる「利用料金制度」が設けられている。また、地方自治法第244条の2第9項の規定により、利用料金は、公益上必要がある場合を除き、条例で定めるところにより、地方公共団体の承認を受けて指定管理者が定めるものとされている（承認料金制）。

上記の趣旨を踏まえ、指定管理業務の範囲に有料施設の管理運営が含まれている場合には、原則として利用料金制度を導入するものとしている。また、指定管理者制度を導入又は継続しようとする場合には、施設の利用促進及び経費の節減等を図るため、指定管理者の公募手続の開始前に、管理運営実績及び収支状況等を踏まえた施設の利用条件及び利用料金等の見直しを行う。

第7節 委託料

第1項 委託料の上限額

指定管理者による管理を安定的に行うため、指定管理者の公募は、指定期間中に支払う委託料の上限額を年度ごとに明示した上で行うものとする。

第2項 委託料の精算

指定管理者の経営努力を促す観点から、指定管理業務の実施により指定管理者に利益又は損失が発生しても、原則として、委託料は精算しない。ただし、修繕費に余剰金が生じた場合、当該余剰金については、地方公共団体に返還するものとする。

第8節 指定管理者が行うことができる業務

指定管理者が行うことができる業務は、地方自治法の規定に基づき、条例、募集要項、仕様書及び協定書等において定められた業務の範囲内に限られる。なお、指定管理者は、当該業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、主要な部分を除く業務については、あらかじめ地方公共団体の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとされている。

第1項 指定管理業務

栃木県「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」では、指定管理者が行う指定管理業務について、公の施設の設置及び管理に関する条例により各施設の目的や態様等に応じて規定することとしている。

第2項 自主事業

指定管理者は、公の施設の設置目的に合致し、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

自主事業の実施にあたっては、指定管理者はあらかじめ地方公共団体の承認を受けなければならない。なお、自主事業の実施にあたっては、次のことに留意する。

- ・ 自主事業会計と指定管理事業会計とを明確に区分する。
- ・ 自主事業は、一民間事業者として行うものであり、公の施設の設置条例に基づく使用許可又は地方自治法第238条の4第7項及び公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン（8（5）行政財産の目的外使用許可 ① 指定管理者が行う自主事業）により、事業実施にあたって必要な手続きを適切に行うことが求められる。

第9節 指定管理者が行うことができない業務

法令により、以下の地方公共団体の長のみにも属する権限については、指定管理者は行うことができない。

- ・ 使用料の強制徴収
- ・ 不服申し立てに対する決定
- ・ 行政財産の目的外使用許可
- ・ 過料の賦課徴収
- ・ 使用料の減免

第10節 指定管理者制度とPPP・PFI

指定管理制度に関連する概念としてPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）がある。PPPとは、公共サービスの提供や公共施設の管理・運営に民間の資金、技術、経営ノウハウを活用する幅広い枠組みを指し、指定管理者制度もその一類型として位置付けられる概念である。PPPは、公共と民間が連携して、それぞれ互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図ることを目的とする。

一方、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）はPPPの中でも、

特に民間が施設の設計・建設・資金調達・維持管理・運営までを包括的に担い、その対価として利用料金や行政からの委託料を受け取る手法を指す。P F Iは、民間が初期投資を含めて事業を担う点で、従前の指定管理者制度よりも民間関与の範囲が広く、リスク分担もより複雑である。

監査で選定した監査対象施設の中では、栃木県総合運動公園（東エリア）（Ⅳ. 第2章第3節参照）及び栃木県立みかも自然の家（Ⅳ. 第2章第12節参照）においてP F Iの手法が採用されている。

第3章 栃木県における指定管理者制度の執行状況

第1節 栃木県における導入趣旨と指針

第1項 導入趣旨

平成15（2003）年度の指定管理者制度の導入、平成18（2006）年度の市場化テストの制度化など、民間活力活用の多様化に伴って、一層の民間活力の活用が求められてきたことを受け、栃木県は、従来の「栃木県業務外部委託基本指針」を見直し、民間活力の活用を可能な限り推進すること目的として指定管理制度を導入した。

第2項 栃木県業務外部委託基本指針の見直しポイント

新たな指針の名称は、「栃木県民間活力活用指針」とされ、従来の県が示した仕様書どおりに業務を行う業務委託だけを対象とするのではなく、民間の優れた技術力、ノウハウ等を活用するため、提案の公募などを行う新たな民間活力の活用が盛り込まれている。目指すべき効果を明確化し、また、業務改善委託の重要性、協働の視点による民間からの提案等の活用について明記している。

対象業務の検討については、県が直接執行しなければならない業務の中でも住民の権利義務への影響が少ない業務については委託の可能性を検討するなど、対象業務の拡大に努めることとしている。

さらに、民間活力活用の新たな手法の検討として、提案公募型アウトソーシング、指定管理者制度、P F I、E S C O事業、人材派遣を取り上げ、適切な事業の実施を確保するため、総合評価一般競争入札やプロポーザル方式の導入、モニタリングの実施等について盛り込まれている。

第2節 栃木県が制定した指定管理者制度に係る規定等

県がこれまでに作成した指定管理者制度に係る規定は以下のとおり。

名称	策定日又は改定日	公表又は非公表
公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン	平成27年3月制定 令和6年7月最終改定	公表

第3節 栃木県における指定管理者制度導入から現在までの取組状況
 栃木県の指定管理者制度導入から現在までの取組状況は、以下のとおり。

年度	取組内容
平成 18 (2006) 年度	指定管理者制度導入
平成 19 (2007) 年度	公の施設の指定管理者制度に関する運用指針の策定
平成 26 (2014) 年度	指定管理者制度に関するガイドライン策定
平成 29 (2017) 年度	運用指針・ガイドラインの全部改定（ガイドラインへ一本化） 指定管理委託料の算定方法変更、選定基準見直し
平成 30 (2018) 年度	申請者（コンソーシアムの場合）の応募資格の明確化
平成 31 (2019) 年度	リスク分担表の明確化 等
令和 4 (2022) 年度	キャッシュレス決済の導入促進、指定管理者が実施可能な施設 修繕額の拡大、インボイス制度への対応 等
令和 5 (2023) 年度	改正個人情報保護法の施行に伴う対応、指定管理者選考委員会 における委員数の見直し・選定方法の明確化 等
令和 6 (2024) 年度	応募要件の審査手順明確化、非公募での選定理由に「その他知 事が認める場合」を追加

第4節 栃木県における指定管理料総額

県では、令和 6（2024）年度において 42 の公の施設に指定管理者制度を導入している。令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの指定管理者制度導入施設数と指定管理料総額（決算額）の推移は、以下のとおりである。

	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
導入件数	42	42	41	42	42
指定管理委託料 総額（千円）	4,672,441	5,503,381	5,380,250	5,092,095	5,618,747

第5節 栃木県における公募及び非公募の判断基準

県では、公募により複数の応募者から最適な管理運営主体を選定することを原則としている。但し、公募の手続を経る十分な期間がないとき、公の施設の適正な運営を確保するため必要と認めるとき、その他特別な理由があると認めるときには、公募を行わずに指定管理者を選定することができる。

公の施設の指定管理者制度に関するガイドラインに記載された公募によらない場合の例示は、以下のとおりである。

- ① 当該公の施設の所在する市町村、法人その他の団体と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合
- ② 現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合
- ③ 国の通知等により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合
- ④ P F I に準じた手法（施設整備と管理運営を一体で行う場合）によって施設整備及び管理運営が行われる場合
- ⑤ 廃止を予定又は検討している場合
- ⑥ その他知事が認める場合

第6節 栃木県における使用料及び利用料金制と料金収受代行制

施設利用者から使用料を徴収する方法としては、利用料金制（使用料を指定管理者が収入として収受する方法）と料金収受代行制（使用料を県が収入として収受する方法）がある。令和6（2024）年4月1日時点で指定管理者制度を導入している42の公の施設のうち、利用料金制を採用している施設は35施設である。

Ⅲ 監査の視点と実施した監査手続の概要

第1章 包括外部監査の要点と実施手続

包括外部監査に関する根拠法令から、全般的な観点として以下に記載する監査要点を整理し、当該要点に対応するための監査手続を実施した。

第1節 監査要点

包括外部監査の根拠法令である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかに意を用いなければならないとされている。包括外部監査において特に留意すべき基本的視点として、次の2点に整理できる。

- ・ 財務事務執行の合規性
- ・ 行政の管理視点（住民福祉の増進等上記第2条第14項及び第15項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及びPDCA循環サイクルが整備運用されているか否か

第2節 監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ・ その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するため及び監査要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第2章 選定した特定の事件（テーマ）についての監査の視点と実施手続

本年度の包括外部監査にて選定した、「公の施設の指定管理者制度の事務執行」について前章に記載した監査要点に基づく監査を実施するに際して、監査人が検討した具体的な監査の視点及び実施した監査手続は以下のとおりである。

第1節 制度運用に関する視点と実施手続

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を民間事業者等に委ねることで、住民サービスの向上及び管理運営の効率化を図ることを目的として導入された制度である。そのため、制度の運用にあたっては、選定手続、評価方法、モニタリング体制等が適切に整備され、透明性・公平性を確保した事務執行が求められる。

上記監査の視点に基づき、県における指定管理者制度の導入経過や運用体制について、制度を所管する行政改革ICT推進課へのヒアリングを実施した。また、「公の施設の指定管理者制度に関するガイドライン」等の資料を確認することにより、制度の趣旨に沿った運用が行われているかについて検討した。

第2節 条例等の整備に関する視点と実施手続

指定管理者制度に沿った事務執行のためには、条例により施設ごとに指定の根拠や運営管理の手法を明確にすることが求められる。また、条例には、管理の範囲、指定の期間、業務の基本的事項等、制度運用の基盤となる内容が明確に規定されている必要がある。

上記監査の視点に基づき、監査対象とした公の施設について、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が、施設の設置条例に適切に記載されているか検討した。

第3節 指定管理者との協定事項に関する視点と実施手続

県が指定管理者との間で締結する協定（協定書）は、具体的な業務範囲、管理経費、報告義務、サービス水準、遵守事項等を規定する制度運用上の中核的文書である。協定内容が不明確である場合、管理水準の低下、財務リスク、トラブル発生時の責任所在の曖昧化を招くおそれがある。

上記監査の視点に基づき、協定書や、管理事務の詳細を定めた仕様書の記載内容が条例や指定管理者の運営体制の現状と整合しているか、業務範囲が明確か、リスク管理や運営体制に関する条項が適切に設けられているか等を確認した。

第4節 指定管理料の積算の妥当性に関する視点と実施手続

指定管理料は、指定管理者による管理運営に要する経費を行政が負担するものであり、公募時に算定される指定管理料の上限額の積算は、財務規律の確保及び住民負担の適正化の観点から高い透明性と合理性が求められる。この積算は、施設の特性、業務内容、必要人員、委託範囲、諸経費等を踏まえた客観的根拠に基づくべきであり、過去の自治体直営時代の実績や前年度踏襲に依存した算定は、現行の運営実態と乖離するおそれがある。

上記監査の視点に基づき、県が作成した積算資料、人件費等の前提条件、外注費・諸経費の妥当性、算定プロセスの記録状況、指定管理者による見積内容との整合性等を確認し、公募等の際に県が算定した指定管理料の上限額が合理的根拠に基づいているかどうかを検証した。

第5節 指定管理事業の収入・支出内容の妥当性に関する視点と実施手続

指定管理事業に係る収入及び支出の内容は、指定管理料に加え、利用料金制度に基づく利用料金収入、自主事業による収入及びその他収入で構成される。これら収入は、制度の趣旨に沿い、協定書・仕様書等に定める業務範囲に関連して計上されている必要がある。また、支出については、当該施設の管理運営に必要な経費に限定され、指定管理者のその他の業務に係る一般管理費等が内部補填の形で含まれていないことが求められる。

上記監査の視点に基づき、収入項目ごとの計上基準、利用料金制度に基づく料金減免等の運用状況、その他収入の発生根拠等を確認し、収入面の妥当性を検証した。併せて、

支出について、協定書で定める業務範囲に対応した費目となっているか、指定管理者本体の事業活動に帰属すべき一般経費が計上されていないか、事業費と本部経費が適切に区分されているか等を点検することで、財務処理の適正性及び制度の趣旨に沿った事業報告が行われているかを検証した。

第6節 県による管理・監督の視点と実施手続

指定管理者制度の適正な運用には、県による継続的なモニタリングと管理・監督が不可欠である。行政は、協定に基づく報告受領、定期的な現地確認、評価委員会による評価等を通じて、指定管理者の事務や事業が住民サービスの質を確保しつつ実施されているかを把握する責務がある。

上記監査の視点に基づき、県における事業報告書のレビュー等によるモニタリングの状況、不適切事案発生時の対応手続、指定管理者とのコミュニケーションの状況等を監査対象施設の現地視察や県・指定管理者へのヒアリングにより確認し、管理・監督機能が十分に発揮されているかを検証した。

第7節 指定管理者における法令遵守・業務効率の視点と実施手続

指定管理者は、地方自治法その他の関係法令を遵守しつつ、住民サービスの向上と効率の運営を行うことが求められる。特に、利用料金制度の適正運用、個人情報保護、労務管理、安全管理、財務処理など、多岐にわたる事項について法令遵守が不可欠である。また、指定管理者には、経営資源を活用した独自の工夫や効率化の取組を行うことが期待される。

上記監査の視点に基づき、監査対象施設の現地視察の中で以下の手続を通じて、内部統制の状況、法令遵守体制、財務処理の適正性、業務改善の取組状況等を点検し、制度の趣旨に沿った管理運営が行われているかを検証した。

(1) 経営管理体制（労務管理・情報管理等）の適切性

指定管理者の経営管理体制が、法令遵守と安定的な施設運営に資する仕組みとなっているかの確認。主な手続は以下のとおり。

- ・ 役員会・経営会議等の開催状況、意思決定手続の確認
- ・ 労務管理（勤務時間管理、資格者配置、安全衛生管理）の適正性の確認
- ・ 情報管理（個人情報保護、利用者データ管理、システム管理）の実施状況の確認
- ・ 内部統制・リスク管理（事故対応マニュアル、緊急対応手順）の整備状況の確認

(2) 指定管理事業・自主事業の実施状況

指定管理者が、協定書等に基づき事業を適切に実施しているかを確認する。また、施設を活用した自主事業についても、指定管理事業との区分が明確であるかの検証。

- ・ 協定書で定める業務内容の履行状況の確認
- ・ 自主事業の範囲、収支、リスク負担の明確性の確認
- ・ 自主事業が指定管理業務の遂行や公の施設の利用に支障を及ぼしていないかの確認

(3) 主要資産の管理状況

施設設備や物品等が適切に維持・管理され、安全な利用環境が確保されているかの検証。

- ・ 設備台帳・備品台帳の整備状況
- ・ 点検記録・修繕計画の妥当性
- ・ 長寿命化対策・更新計画の策定状況
- ・ 現場視察を通じた保守管理状況の实地確認

(4) サービス向上に向けた取組状況

指定管理者制度導入の目的の一つである「利用者のサービス向上」が実現しているかについて指定管理者から県に報告する資料等により検証。

事業報告書に記載されるサービス改善施策の内容の確認

利用者数・利用料金収入等の推移分析によるサービス向上の検証

利用者満足度調査、苦情受付体制、改善サイクルの運用状況

(5) 日常業務の妥当性（現金取扱・施設利用など）

指定管理者の日常的な業務運営が適正かつ住民サービスの観点から妥当であるかを確認。

- ・ 料金収入や物販収入に係る現金管理・出納手続の適正性
- ・ 施設の利用調整が公平に行われ、指定管理者の都合で一般利用者に不利益が生じていないかの確認
- ・ 現場視察による運営状況（受付対応、清掃状況、安全管理等）の妥当性確認

(6) 再委託の適正性

指定管理者が業務を第三者に再委託している場合、その契約内容が法令や協定の趣旨に照らして妥当であるかを確認。

- ・ 再委託が協定書で許容されている範囲内であるかの確認
- ・ 随意契約として実施されている場合、競争性確保や価格妥当性の検証
- ・ 再委託先に対する管理・監督体制（業務報告、品質確認）の確認

IV 監査の結果

第1章 指定管理業務全般に係る事項

第1節 県の主体的な管理と十分な関与の必要性

(指摘事項)

県の現在の指定管理者に対する関与は、事業報告書の一貫性・検証可能性、固定資産の管理、指定管理料の算定等において適切な管理方式が確立されておらず、漫然と事務が実施されている疑念を払拭できない。

公の施設の管理については、指定管理者を指定した場合においても、施設の設置目的に沿った効果的な事業遂行の一次的かつ最終的責任は県にある。よって、県は設置者としての責任に基づき、指定管理制度を採用した場合においても、主体的な管理ができる体制を整備すべきである。

よって、次節以下のとおり、経営状況を把握するための基礎情報として、指定管理者から有用かつ比較可能な事業報告書を求め、これに基づいて十分なコミュニケーションを行い、また、固定資産の維持管理や指定管理料の算定などについても合理的な方法を採用すべきである。

第2節 事業報告書の有用性と透明性の確保

(指摘事項)

現在、事業報告書については作成のための明確な指針が存在せず、指定管理者ごとに異なる方式で作成されている。結果として、事業報告書は経営状況を把握するための情報としての有用性・比較可能性を欠く状態である。今後は、県として事業報告書の作成方法について標準的なルール又は指針を策定し、統一的な運用を図るように改善すべきである。

今回の監査では、以下の各項目に掲げたような状況が複数の施設で検出された。個別の詳細な状況については、各施設の監査結果において記述するが、全般的事項・共通する事項についてここでとりまとめて報告する。

第1項 会計処理基準の整備

事業報告書に含めるべき収支報告の範囲や会計処理方法、特に自主事業の取扱いや共通経費(本社経費等)の配賦に関する明確な基準がないことに起因して、不合理、ないしやや恣意的な処理が散見される状況である。県として事業報告書に含める収支報告の範囲や配賦の基準(例:使用面積、従事時間等)を明示し、継続的な適用を求めるべきである。

第2項 事業者間取引の会計処理の明確化

指定管理者となっている共同体の構成事業者や再委託先との取引の処理に関する会計処理の基準が不明瞭であり、事業報告書に係る収支決算内訳書において一括して委託費として処理されるなどしている結果、施設の管理に関するコスト構造が一部ブラックボックス化している。少なくとも共同体に属する事業者に関しては、当該施設の収支状況を明確にするためにも、事業報告書はコストベースでの記載を求めるべきである。

第3項 資産に関する報告

事業報告書の枠組みが収支状況を基礎とするものになっているため、指定管理施設において保有する棚卸資産や貯蔵品、固定資産（指定管理者所有）に関する情報が事業報告書に含まれておらず、適切な事業状況の把握を妨げている。当該施設で保有する主たる棚卸資産の残高や固定資産の保有状況に関する注記を義務付けることで事業報告書の有用性を高めるべきである。なお、この点は指定管理者の会計処理の適正化にも資する内容である。

第4項 事業報告書の方式整備

各指定管理者において事業報告書作成のための業務手順、ワークシートが整備されていないことにより、報告数値の集計根拠が不明確かつ内部資料との関連性が不明であり、検証可能性や一貫性を欠いている状況が全般的に見られた。県として、指定管理者の内部資料との対応を明確にするワークシートの作成と提出を求め、事業報告書の検証可能性を担保すべきである。

第5項 事業報告書に基づく継続的協議

指定管理者制度が採用された公の施設については、施設の設置目的や現在の政策上の位置付けが、県と指定管理者との間で十分に協議されていない施設も見受けられた。前項までの施策により有用かつ検証可能な情報を得た上で、県は指定管理者との間で十分な協議を行い、それぞれの公の施設が設置目的に照らして有効かつ効率的な事業を遂行できている状況であるか、目的を果たすための現在の経営課題が何であるかについて、定期的な協議を行い、最大限県民の福祉に資する施設運営を目指すべきである。

第3節 管理運営資料の整備と指定管理料算定の適正化

(指摘事項)

指定管理者の経営状況の監督権・監査権限について、必ずしも実効性を有していない事例、施設の固定資産に関する管理のための資料が整備されていない事例や、県の指定管理料算定の合理性について、指定管理者から提出される実績報告等と比較・検証できないような状況が確認された。それぞれにつき、以下に詳述する。

第1項 県の監督権・監査権の確保

施設の管理に関する契約において、県が指定管理者の事業の取組状況を把握するために必要となる監督権・監査権が規定されているが、事業スキーム上、代表企業（SPC）のみが契約の締結主体になっていること等に起因して、構成企業や協力企業等の取組状況等に対する監督権・監査権の実効性が阻害されている事例が把握された。

今回の監査においては、契約の締結主体となっている法人（SPC）以外の会社（構成企業・協力企業等）が施設管理の大部分を担っており、かつ、それらの会社が、契約に規定されていない等の理由から、事業状況の説明や資料開示に応じなかったため、

実効的な監査のために必要な情報が提供されない事例が発生した。

このような状況では、県が施設運営の実情を把握することができず、主体的関与が阻害されてしまうことになりかねない。

よって、県は、施設の管理に関する契約を締結する際には、その事業スキームにかかわらず、施設管理を実際に担う企業（構成企業・協力企業等）を契約の締結主体に加える、あるいは、それらの企業が締結主体とならない場合にも県の監査・監督に服する旨規定し誓約書を提出させるなどして、県が指定管理業務に対して監督権・監査権を行使する際に、各施設の具体的な管理運営に関する資料の提出や事業の実施状況の説明を求めることができるよう、実効性を担保する仕組みを導入すべきである。

第2項 固定資産リストの活用

指定管理業務に関する仕様書に添付されている固定資産のリスト（県有備品一覧）の情報が更新されておらず、実態としては既に除却した老朽化資産が含まれているなどしており、リストと実態を比較する棚卸において無用なコストが発生しているケースが存在した。少なくとも指定管理契約の更新時においては、当該リストを更新し、管理を継続すべき資産と除却対象となった資産を明確に区分すべきである。また、県が指定管理施設の固定資産に関する責任を十分に果たすために、同資料を修繕、改修の必要性を検討する資料としても活用すべきである。

第3項 指定管理料算定基準の検証と見直し

指定管理料の算定基準としている県側のコスト積算については、実績報告によるコスト構造と大幅に乖離している事案が見受けられた。かつ、県側のコスト積算が10年以上前の情報に基づき、疎明資料も保存されていない結果、算定の適正性を検証できない事案も存在した。

前述のような積算と実績の乖離が示されている場合には、基準とした情報の陳腐化の可能性が示唆されており、報告される実績コストとの比較も困難であるから、過年度同様の積算手法を用いることの合理性を再検討すべきである。その手法としては、他の自治体の類似事案や業界の客観的なコスト指標を参考にすることなどが考えられる。また、コスト積算の根拠資料は、現在採用している手法の妥当性を支えるものであるため、適切に保管すべきである。

第2章 各監査対象施設に係る事項

第1節 とちぎ青少年センター

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	生活文化スポーツ部県民協働推進課	
指定管理者	(一財) 栃木県青年会館	
施設名	とちぎ青少年センター	
施設所在地	宇都宮市駒生1丁目1番6号	
根拠条例等	とちぎ青少年センター設置及び管理条例	
設置年月日	平成13(2001)年7月1日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	とちぎ青少年センター(施設)は、とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成13年3月27日栃木県条例第4号)に定める施設として、青少年の交流及び社会参加活動を支援し、もって青少年の健全な育成を図る。
	施設の概要	①敷地面積: 9,450.06㎡ ②建物面積: 2,448.98㎡ 鉄筋コンクリート造3階建 ③駐車場: 収容台数約600台 (とちぎ青少年センター、(一財)栃木県青年会館、栃木県連合教育会館の共同管理) ④研修室等: 第1・第2・第3研修室、和室、調理室、第1・第2音楽室、多目的ホール、宿泊室15室
	業務内容	①とちぎ青少年センターの施設の維持管理に関する業務 ②有料施設等の利用の許可に関する業務 ③とちぎ青少年センターの運営に関する業務
営業(開館)時間	8:30~22:00	
休業(休館)日	なし	
指定管理期間・ 指定管理者	令和4(2022)年4月~令和9(2027)年3月 一般財団法人栃木県青年会館	
利用者数(延べ人数)	年間50,901人(令和6年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和4(2022)年4月~令和9(2027)年3月(5年間合計) 244,725千円 ・1年度あたり金額 48,945千円	
利用料金(利用者負担額)	別表のとおり	
利用料金制度導入の有無	有り	



(別表) 利用料金

■ 基本施設

利用時間区分 施設区分	種 別	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
第1研修室	一般料金	12,800円	17,100円	17,100円
	広告・宣伝目的等	25,600円	34,200円	34,200円
	青少年健全育成	3,200円	4,270円	4,270円
第2研修室	一般料金	6,280円	8,370円	8,370円
	広告・宣伝目的等	12,560円	16,740円	16,740円
	青少年健全育成	1,570円	2,090円	2,090円
第3研修室	一般料金	6,280円	8,370円	8,370円
	広告・宣伝目的等	12,560円	16,740円	16,470円
	青少年健全育成	1,570円	2,090円	2,090円
和 室	一般料金	5,020円	6,700円	6,700円
	広告・宣伝目的等	10,040円	13,400円	13,400円
	青少年健全育成	1,250円	1,670円	1,670円
第1音楽室	一般料金	5,960円	7,950円	7,950円
	広告・宣伝目的等	11,920円	15,900円	15,900円
	青少年健全育成	1,490円	1,980円	1,980円
第2音楽室	一般料金	4,700円	6,280円	6,280円
	広告・宣伝目的等	9,400円	12,560円	12,560円
	青少年健全育成	1,170円	1,570円	1,570円
多目的ホール	一般料金	19,400円	25,900円	25,900円
	広告・宣伝目的等	38,800円	51,800円	51,800円
	青少年健全育成	4,850円	6,470円	6,470円
利用時間区分 施設区分	種 別	午前9時から 午後2時まで	午後3時から 午後8時まで	
調理室	一般料金	8,900円	8,900円	
	広告・宣伝目的等	17,800円	17,800円	
	青少年健全育成	2,220円	2,220円	

- 備考 (1) 施設が空いていれば利用時間区分前後の延長使用が 30 分単位で可能 (追加料金要)。
- (2) 火・木・土の午後 6 時から午後 10 時の時間帯の多目的ホールは、一般来所者に開放するために利用の予約 (貸切使用) 不可。利用料金は 1 人 2 時間 100 円。
- (3) 利用の変更及び取消の場合は、利用日の 6 日前より、利用料金過納額を全額返金不可。還付率は下記の表のとおり。

変更・取消時期	利用日の 7 日以前	利用日の 5~6 日前	利用日の前日~4 日前	利用日の当日
還付率	利用料金の全額	利用料金の過納額の 70%	利用料金の過納額の 50%	利用料金の還付はしない

■ 付属設備及び器具利用料 (免除対象外)

名称	施設区分	単位	使用料
ビデオプロジェクター	第 1 研修室・多目的ホール	式	2,610 円
カセットデッキ・CD プレーヤー	第 1 研修室・多目的ホール	式	310 円
デジタルピアノ	第 1 音楽室・第 2 音楽室・多目的ホール	台	510 円
キーボードアンプ	第 1 音楽室・第 2 音楽室・多目的ホール	台	510 円
シンセサイザー	第 1 音楽室・多目的ホール	台	510 円
ベースアンプ	第 1 音楽室・多目的ホール	台	510 円
ギターアンプ	第 1 音楽室・多目的ホール	台	510 円
ドラムセット	第 1 音楽室・多目的ホール	式	510 円
音楽編集室	音楽編集室	式(2 時間)	1,030 円
卓球台	多目的ホール	式(2 時間)	410 円
持込器具電源使用料		500W	200 円

- 備考 付属設備及び持込機器電源使用料は、時間帯毎に必要。
 広告・宣伝目的等の利用の場合は、使用料の 2 倍の額。

■ 宿泊室

施設名	種別	宿泊料 (1 室につき)
宿泊室	一般料金	5,230 円
	青少年健全育成	3,920 円

第2項 指定管理者の概要

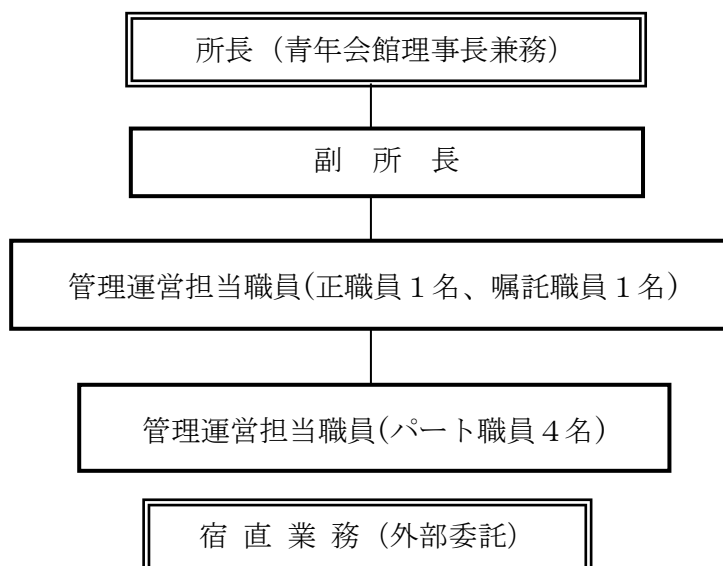
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	いっばんざいだんほうじんとちぎけんせいねんかいかん 一般財団法人栃木県青年会館
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市駒生1丁目1番6号
法人等の代表者氏名	代表理事 大嶋 茂
法人等の設立年月日	昭和47(1972)年11月9日
法人等の沿革	<p>昭和47(1972)年4月10日 栃木県青年会館建設委員会を設置する</p> <p>昭和47(1972)年9月20日 財団法人栃木県青年会館の設立許可申請を行う</p> <p>昭和47(1972)年10月24日 同財団の設立が許可される</p> <p>昭和47(1972)年11月9日 財団法人栃木県青年会館の登録を完了</p> <p>昭和48(1973)年12月24日 県より譲与された建物の改築工事が完了、落成式を行う(向陽荘)</p> <p>昭和50(1975)年5月3日 業務開始する(職員5名)</p> <p>平成2(1990)年5月2日 開館15周年記念行事で会館の愛称を募集「コンセーレ」に決定</p> <p>平成18(2006)年4月 (財)とちぎ青少年子ども財団との共同体「アミークス&コンセーレ事業団」を組織し、とちぎ青少年センターの指定管理者となる</p> <p>平成23(2011)年3月31日 (財)とちぎ青少年子ども財団の統廃合に伴い、アミークス&コンセーレ事業団解散する 暫定処置として1年間単独指定管理を行う</p> <p>平成24(2012)年4月1日 とちぎ青少年センター指定管理者として5年間委託を受ける</p> <p>平成29(2017)年4月1日 とちぎ青少年センター指定管理者として新たに5年間委託を受ける</p> <p>令和4(2022)年4月1日 とちぎ青少年センター指定管理者として新たに5年間委託を受ける</p> <p>令和7(2025)年5月 コンセーレ開館50周年を迎える</p>
法人等の業務内容	<p>《目的》</p> <p>この法人は、栃木県青年会館を管理運営し、青少年の健全育成と社会の発展を助長する事業を行い、もって教育文化の振興と住みよい社会の建設に寄与することを目的とする</p>

	<p>《主な事業内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 青少年の教育及びスポーツ活動等の振興を目的とする事業（とちぎ学生未来創造会議等） 2. 青少年の健全な成長を目的とする事業（子どもわくわく体験教室等） 3. 国際交流並びに国際理解に関する活動を目的とする事業（マレーシア MBS. N. S 青年協議会との相互交流、インターナショナルフェスティバル開催等） 4. 青少年団体の育成、活動支援を目的とする事業（ふれあいフェスティバル、ワカモノフェスタ等の開催） 5. 地域社会のコミュニティー振興を目的とする事業（コンセーレコミュニティーカレッジ等） 6. 栃木県青年会館の管理運営に関する事業 7. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業（指定管理受託事業等）
栃木県の指定管理業務以外の事業内容	<ol style="list-style-type: none"> (1) コンセーレ（栃木県青年会館）の管理運営 (2) 公益事業

第3項 組織図

令和7（2025）年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		61,646	65,383	68,472	3,089
項目	指定管理料	48,945	48,945	48,945	
	利用料金収入	11,131	14,155	17,574	3,419
	その他収入	1,570	2,283	1,953	▲330
②指定事業に係る収入					
項目	事業なし				
合計 (①+②)		61,646	65,383	68,472	3,089

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		60,606	63,309	64,582	1,273
項目	給料手当支出	23,050	23,476	24,279	803
	消耗品費支出	1,671	2,307	1,481	▲826
	印刷製本費支出	97	23	36	13
	光熱水費支出	6,642	6,610	7,480	870
	修繕費支出	3,907	4,648	4,980	332
	役務費支出	857	916	1,186	270
	委託料支出	18,784	19,509	18,784	▲725
	使用料・賃借料支出	1,359	1,534	1,926	392
一般管理費支出	4,239	4,286	4,430	144	
②指定事業に係る経費					
項目	事業なし				
合計 (①+②)		60,606	63,309	64,582	1,273

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	1,040	2,074	3,890	1,816

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・利用料金収入 宿泊利用者の増加。
- ・その他の収入 エネルギー価格高騰対策指定管理者支援金額の減少。
- ・消耗品費 消耗品の入替がR 6年度は少なかった。
- ・印圧製本費 利用許可書の印刷をR 6年度に行った。
- ・光熱水費 電気料金値上げ及び利用者増加。

- ・ 役務費 じゃらん net 利用手数料の増加。
- ・ 使用料・賃借料 宿泊室リネンクリーニング費の増加。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部 (単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
青少年センター利用料	36	110	121	11
合計	36	110	121	11

(2) 支出の部 (単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
会場費	36	110	121	11
光熱水費	238	235	259	24
清掃費	69	69	69	
火災保険	1	1	1	
合計	344	415	450	35

(3) 収支差額（自主事業） (単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	▲308	▲305	▲329	▲24

(4) 指定事業等収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・ 光熱水費 電気料金値上げによる増加。

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表 (単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	1,040	2,074	3,890	1,816
2 自主事業収支差額	▲308	▲305	▲329	▲24
3 納付金等合計額				
合計（1 + 2 - 3）	732	1,769	3,561	1,792

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・施設管理システムインボイス対応改修	363	
	・受付窓口 電子レジスター	139	
令和 5年度	・エレベーター各種消耗部品等交換	995	
	・給水ポンプ各種部品の交換	668	
令和 6年度	・オゾン脱臭器購入	275	
	・館内天井照明 LED 化	972	
	・消火栓ポンプ各種部品の交換	536	

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・宿泊室エアコン交換修理（2台）	880	
	・宿泊室エアコン交換修理（2台）	880	
	・宿泊室給湯器交換修理	381	
令和 5年度	・1階給湯室電気給湯器交換修理	572	
	・プレイルームエアコン交換修理	990	
	・宿泊室エアコン交換修理（1台）	495	
令和 6年度	・多目的ホール床修繕	625	
	・サークル室ロスナイ換気扇 修繕	781	
	・受水槽フェンス修繕	528	

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 一点（強いて）気になったのが、シャワールームのカーテンのにおいでしょいか。
- ② こんなに素晴らしい施設で宿泊できて最高です。レンジがあったのが良かったです。欲を言えばBS、CSが観れたら最高×2です。
- ③ ハンドソープ、ウオッシュタオル（垢すり）があるとなお良かったと思います。

〈対応状況〉

- ① シャワーカーテンに汚れがあった場合は洗濯や漂白をしているが、長年、使用して汚れや臭いが取れないものもあったので、全室、シャワーカーテンの交換を実施した。
- ② 今後、BS放送等の視聴希望者が増えるようであればNHKの受信料の増加額も踏

まえて検討する。

- ③ 宿泊室ユニットバス内にハンドソープ兼用のボディーソープを設置していたが、利用者要望に応えボディーソープとは別にハンドソープを設置した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である生活文化スポーツ部県民協働推進課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、とちぎ青少年センター（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である一般財団法人栃木県青年会館（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、コロナ禍以降大きく低迷した利用率の回復に向けて、様々な施策を行い、利用率の向上に努めている状況が確認された。当指定管理者が実施する公益事業の活動拠点としての活用、サークル室の自主学習室としての開放、宿泊施設利用のネット予約活用など様々な施策を実施し、利用率の向上を図っている。「青少年の健全な育成を目指す」という本施設の目的を堅持しつつも、設備の遊休等が生じないように、効率的な運営を行うことを目指しており、現況を踏まえた合理的な運営方針が取られている。

本施設の指定管理業務を効果的で効率的なものとし、青少年の健全育成という施設主要目的をより明確にするための観点から、以下の検出事項を記載する。

(1) 利用料金免除基準の明確化（意見）

ア 結論

利用料金免除の基準について、当指定管理者の定めた「とちぎ青少年センター利用料金免除対象運用基準」があるものの、免除となる青少年の年齢、青少年健全育成の利用目的、団体等の基準が規定されていない。当指定管理者は、まず、免除適用の可否を形式的に判断できるよう基準を具体的に定め、利用者及び担当者にとって免除の基準や手続が簡便、明瞭かつより公平なものとするのが望ましい。

イ 内容

現在、本施設の利用料金については、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により免除等できることとなっており、当指定管理者の定めた基準である「とちぎ青少年センター利用料金免除対象運用基準」が設けられている。

同基準において、「センターの利用者が青少年の健全育成と社会参加の促進を直接の目的として利用する場合」、研修室等については利用料金の四分之三の額、宿泊室については四分の一の額が免除できることとされ、免除申請の書き方や記載例は本施設のホームページに掲載されているものの、免除となる青少年の年齢、青少年健全育成の利用目的、団体等が明文化されていない。

(記載例抜粋)

利用料金免除申請の免除を受けようとする理由の書き方

1. どんな団体、グループか？
2. どんな活動、目的をしているのか？
3. 今回の利用内容のどんなことが青少年健全育成に関係しているのか？(※具体的に！ 資料の添付も可。)

例) 音楽室利用 (学生のバンドグループなどの減免理由の書き方)

1. 学生 (〇〇高校・大学)、年齢〇〇才～〇〇才〇〇名の音楽愛好グループ
2. 発表会などへの参加を目指して、音楽の創作活動や練習を行っている。
3. 仲間と共通の目的を持って活動や交流をすることで、協調性や社会性が身につく。

例) 宿泊利用 (部活動の合宿、大会等の減免理由の書き方)

1. 〇〇高校・大学、〇〇部
2. 遠征合宿、〇〇大会のための宿泊
3. 部活動を通じて団体行動による協調性、体力の向上や健康の増進 (運動部)、音楽教養の向上 (音楽関係の部活)、などを養うことを目的として宿泊します。

そのため、受付時に随時担当者が判断を行う案件が生じている。業務が煩雑になるとともに、記載の良否で減免有無が変わる可能性があるなど、公平性を欠く事態が起きる可能性もある。

利用料金免除の適用に関する基準については、まずは免除適用の可否を形式的に判断できるよう、青少年の年齢、青少年健全育成の利用目的、団体等について定め、利用者及び担当者にとって免除の基準や手続が簡便、明瞭かつより公平なものとするのが望ましい。

(2) 仕様書に定める受付 (フロント) 職員配置時間の変更 (意見)

ア 結論

受付 (フロント) 職員配置時間が仕様書に定められた時間と一致していない。仕様書は協定書の一部であり、これに基づいて指定管理業務、指定管理料が決定されるものであるから、県は、公募前に仕様書の内容を検討し、必要に応じた変更を行っておくことが望ましい。

イ 内容

受付 (フロント) 職員配置時間について、協定書の一部である仕様書においては、開館時である 7 時から 22 時には常時職員を配置することとされているところ、年度毎に県へ提出する事業計画においては 8 時から 22 時と記載し県の承認を受けており、実際の配置も 8 時から 22 時となっている。実際に、7 時から 8 時においては職員ではなく、当指定管理者の委託を受けた宿直 1 名のみの配置となっている。

担当者によると、現在の宿泊利用者は、宿泊サイトなどから予約した一般利用者が多数を占めており、精算業務が前日までに完了していることや、青少年健全育成目的での利用者に比べて案内業務等の要望も少ないことから、朝の時間帯に職員を配置する必要性が低下したことを背景に変更を行ったとのことである。

職員配置の1時間短縮という比較的軽微とも言える変更ではあるが、仕様書は協定書の一部であり、これに基づいて指定管理業務、指定管理料が決定されるものであるから、突発的な環境の変化が起こるなどのやむを得ない場合を除いて変更すべきではない。県は、公募前に仕様書の内容を検討し、必要に応じた変更を行っておくことが望ましい。

(3) 指定管理対象施設の管理手法の効率化（指摘事項）

ア 結論

同一施設内の設備の中で、指定管理業務の対象とする設備とそれ以外の範囲とが混在している結果、管理体制が複雑になっている。県は、施設全体の設備を包括して指定管理業務の対象とするなど、施設管理手法の効率化を検討すべきである。

イ 内容

本施設の管理運営業務について必要な事項を定めた仕様書において、「県有財産の使用許可を与えている事項に関する業務は指定管理者の業務の範囲には含まれないものとする（同仕様書第3.2）」とされている。

当指定管理者の管理対象から除かれている県有財産使用許可内容及び使用者は以下のとおり（同仕様書別紙1より抜粋）。

使用許可内容	使用者	財産の種類
サークル室Ⅱ他	(一財) 栃木県青少年会館	建物
事務所敷地		土地
モニュメント設置敷	栃木県青少年団体連絡協議会	建物
事務室	栃木県青少年団体連絡協議会 ほか計7団体	建物
自動販売機設置敷	とちぎ障害者労働自立センターゆめ	建物
電柱敷地	東日本電信電話(株) 栃木支店	土地
倉庫敷地	(株) ロイアル	土地
雨水槽埋設敷	(一財) 栃木県連合教育会	土地

上記のうち、建物分については本施設と同じ建物内の一部分を指しており構造的に不可分である。また、特にサークル室Ⅱ他、事務所敷地に関しては使用者が当指定管理者自身である。

現状では、上記の設備等は当指定管理者の管理業務外であるため、実際には本施設内で共通して発生している水道光熱費等を当指定管理業務分と按分計算して別途県に納付をする等の事務処理が発生している。その他、現状自習室として利用される機会が多く、当指定管理者が他の貸しスペース等と一体で管理しているサークル室Ⅱが指定管理業務に含まれていないなど、形式と実態との乖離が見られる。

事務処理、管理体制の効率化の観点からは、上記の設備の一体管理が適切と思われるものは指定管理業務の中に含め、物理的に独立した建物である本施設内の設備は指定管理業務の枠組みの中で一体的に管理すべきである。

第2節 栃木県立日光霧降アイスアリーナ

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	
指定管理者	(一財)日光市公共施設振興公社	
施設名	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	
施設所在地	日光市所野 2854 番地先	
根拠条例等	栃木県体育施設設置及び管理条例	
設置年月日	平成4(1994)年1月	
設置目的・ 業務内容	設置目的	スケート競技の振興や競技力の向上、健康増進や体力の向上
	施設の概要	①敷地面積：13,917 m ² ②建物面積：6,073 m ² 鉄筋コンクリート造 ③屋内リンク：30m×60m 観客席2,000席 ④電光掲示板、会議室
	業務内容	①栃木県立日光霧降アイスアリーナの維持管理に関する用務 ②栃木県立日光霧降アイスアリーナの施設等の利用許可に関する用務 ③栃木県立日光霧降アイスアリーナの施設の運営に関する用務
営業(開館)時間	5:30~21:00	
休業(休館)日	5月第2月曜日から6月30日まで	
指定管理期間・ 指定管理者	令和6(2024)年4月~令和11(2029)年3月 (一財)日光市公共施設振興公社	
利用者数(延べ人数)	年間34,235人(令和6年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和6(2024)年4月~令和11(2029)年3月(5年間合計) 601,515千円 ・1年度あたり金額 120,303千円	
利用料金(利用者負担額)	別表のとおり	
利用料金制度導入の有無	有り	



(別表) 利用料金

一般滑走	大人	子供	備考	
一般	1,200	590		
団体券	950	450	合わせて20名以上	
回数券	6,000	3,000	6枚綴り	
期間券	18,200	9,000	11月1日～3月31日まで	
専用利用	高校生以下	一般		その他
		料金徴収なし	料金徴収	料金徴収
30分単位	4,250	8,500	13,800	22,500
電光掲示板	高校生以下	その他	高校生以下	その他
	料金徴収なし		料金徴収	
1時間単位	500	1,000	1000	2000
会議室利用	高校生以下	その他	高校生以下	その他
	料金徴収なし		料金徴収	
1時間単位	210	430	430	860

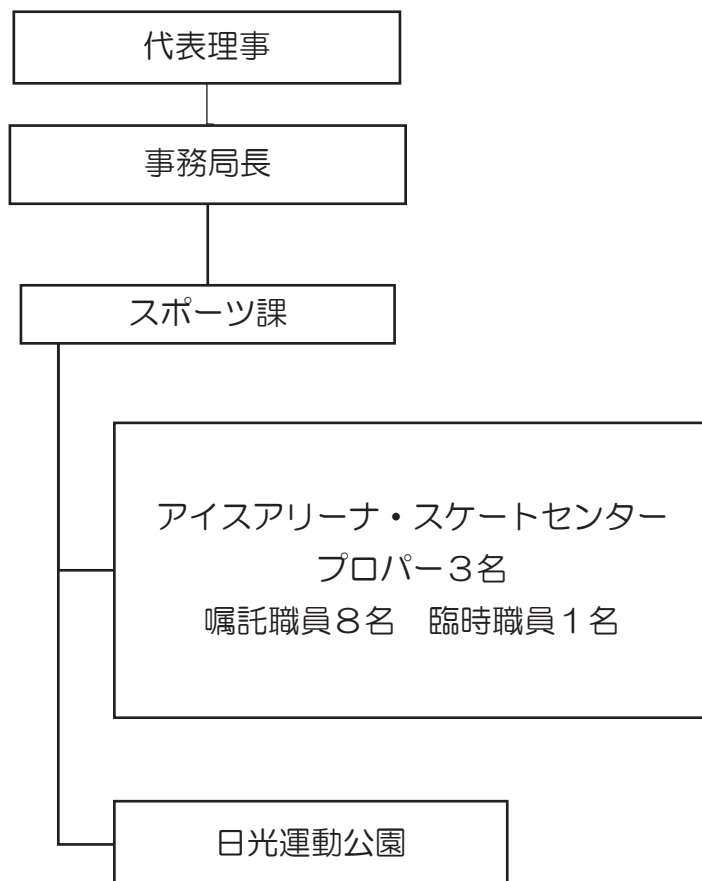
第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	いっぽんざいだんほうじん につこうしこうきょうしせつしんこうこうしゃ 一般財団法人 日光市公共施設振興公社
法人等の主たる 事務所の所在地	日光市瀬尾 1640-22
法人等の代表者氏名	代表理事 鈴木 和仁
法人等の設立年月日	平成5(1993)年3月17日
法人等の沿革	昭和46(1971)年10月1日 旧日光市に財団法人日光市観光施設管理公社を設立 平成5(1993)年3月17日 財団法人今市市公共施設振興公社として設立 平成18(2006)年 市町村合併に伴い財団法人日光市公共施設振興公社に社名変更 平成21(2009)年3月31日 財団法人日光市公共施設管理公社と合併 平成25(2013)年4月1日 一般財団法人日光市公共施設振興公社に移行
法人等の業務内容	(1) 教育文化施設、体育施設、福祉保養施設、都市公園、衛生施設、駐車場等の管理運営事業 (2) 観光施設の美化清掃等の実施 (3) スポーツの普及啓発を図るためのスポーツ教室等の実施 (4) 芸術文化振興を図るための各種講座、展示会等の実施 (5) 物品販売等収益事業 (6) 花の植栽及び緑化推進事業並びに地域イベント等への支援事業 (7) その他目的を達成するために必要な事業
栃木県の指定管理 業務以外の事業内容	(1) 日光市温泉保養センターかたくりの湯指定管理者 (2) 日光市運動公園指定管理者 (3) 日光市霧降スケートセンター指定管理者 (4) 日光市都市公園指定管理者 (5) 日光市斎場「日光聖苑」指定管理者共同企業体代表企業

第3項 組織図

令和7(2025)年7月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		167,328	143,497	168,829	25,331
項目	指定管理料	136,096	108,263	132,550	24,287
	利用料金収入	30,503	34,496	35,686	1,190
	自動販売機収入	728	738	592	▲146
②指定事業に係る収入					
項目	事業なし	-	-	-	-
合計 (①+②)		167,328	143,497	168,829	25,331

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		144,613	120,327	141,836	21,509
項目	1 人件費	35,628	34,059	39,261	5,202
	給与・賃金	29,455	30,026	33,932	3,906
	退職給付引当金費用	2,142	1,600	2,000	400
	その他	4,031	2,433	3,329	896
	2 事務費	11,153	11,797	10,574	▲1,223
	消耗品支出	165	222	146	▲76
	印刷製本費支出	14		7	7
	通信運搬費支出	105	125	153	28
	広告料支出	693	718	755	37
	支払手数料支出	219	260	217	▲43
	保険料支出	130	124	159	35
	委託料支出	-	-	100	100
	賃借料支出	360	368	322	▲46
	負担金支出	595	648	122	▲526
	公課費支出	8,872	9,332	8,593	▲739
	3 管理費	97,832	74,471	92,001	17,530
	水道光熱費支出	76,683	52,974	62,343	9,369
	燃料費支出	10,374	10,252	12,178	1,926
	消耗品費支出	389	839	3,787	2,948
	印刷製本費支出	524	525	599	74
	支払手数料支出	207	196	266	70
	保険料支出	23	37	39	2
	委託料支出	9,539	9,555	12,330	2,775
	賃借料支出			184	184
	使用料支出	93	93	90	▲3
	減価償却費支出			185	185
	②指定事業に係る経費		-	-	-
項目	事業なし	-	-	-	-
合計 (①+②)		144,613	120,327	141,836	21,509

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計		22,715	23,170	26,993	3,823

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・ 指定管理委託料の増のため

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入		537	784	673	▲111
項目	スケート教室受講料収入等	537	784	673	▲111
合計		537	784	673	▲111

(2) 支出の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費		-	897	1,616	719
項目	消耗品費支出	-	-	334	334
	広告料支出	-	55	495	440
	使用料支出	-	842	787	▲55
合計		-	897	1,616	719

(3) 収支差額(自主事業)

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計-支出の部合計	537	▲113	▲943	▲830

(4) 指定事業等収支(R 6 - R 5)の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・ レンタル用ヘルメットが経年劣化していたので新規購入し経費がかかった。
- ・ 支出科目の見直しを行ったため広告料支出が増えた。
- ・ 自動販売機の契約業者が1社になったので使用料が減少した。

3. 県への納付金、戻入額等

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
納付額	-	-	-	-
戻入額	-	-	4,054	4,054
納付金、戻入額等合計	-	-	4,054	4,054

4. 総括表

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	22,715	23,170	26,993	3,823
2 自主事業収支差額	537	▲113	▲943	▲830
3 納付金等合計額	-	-	4,054	4,054
合計(1+2-3)	23,252	23,057	21,996	▲1,061

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	—		
令和 5年度	—		
令和 6年度	・置き型式授乳室（県負担100%）	1,176	

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・トイレ手洗い器水栓自動化 ・冷凍設備冷却塔凍結防止修繕 ・ザンボニー車庫前管理道路路面舗装	2,970 990 958	コロナ対策 アスファルト劣化補修
令和 5年度	・客席通路誘導灯LED交換修繕 ・整氷車部品交換修繕 ・消火栓ホース及びノズル交換修繕	1,742 679 269	コンディショナー等修繕 使用期限切れ
令和 6年度	・ロータリー照明LED交換修繕 ・整氷車部品交換修繕 ・ビジネスホン修繕	1,588 1,258 935	エンジン制御装置等 外線電話劣化

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

女子トイレに生理用品を常備してほしい。

〈対応状況〉

受付窓口で販売配布を行うとともに、女子トイレに貼紙を掲示し周知を図ることにより、快適な利用が可能となるように努めた。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である生活文化スポーツ部スポーツ振興課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県立日光霧降アイスアリーナ（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である一般

財団法人日光市公共施設振興公社（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、本施設の事業運営につき、監査対象年度に入って以降、経営課題を明確にし、対応する施策を検討して着実に実行する取組を見せていることが確認された。特に、近年の事業環境を意識した長期的な人材の確保育成の取組がなされている点は適切である。

事務管理の状況としても、近年、業務合理化のための情報技術機器の導入も実施されており、個人情報等の管理、社会保険の加入や労働法規の遵守、税務申告などの法令遵守状況についても問題点は検出されなかった。

よって、指定管理業務に係る運営状況は良好であると結論づけるが、監査手続の過程において発見した事項があるため検出事項として以下報告する。

(1) 備品管理の適正化（指摘事項）

ア 結論

「県有備品一覧」が適時に更新されておらず、所在不明の備品や老朽化により使用が難しい備品が記載されている等の記載不備があるため、県及び指定管理者は、「県有備品一覧」が適時に更新されるよう改善すべきである。

イ 内容

指定管理業務に関する仕様書によれば、「県有備品一覧」に基づき、県有備品の数量、使用場所、使用状況などを指定管理者において把握し、各年度末において照合の上、県に報告することとされている。また、県有備品のうち、本来の用途に供することができないと認められる備品が生じた場合は、県に報告することとされている。

この点、監査において「県有備品一覧」には所在が不明な備品が複数存在することが判明した（34項目うち4項目）。当指定管理者へのヒアリングによれば、所在が不明な備品は指定管理業務開始時点（平成26（2014）年度）に当該資料の引継ぎを受けた時点より存在しているものもある、とのことであった。

加えて、取得時期も古く、老朽化により使用が難しい備品が記載されていることが判明した（平成4（1992）年取得のテレビ：使用不可のため倉庫保管、平成6（1994）年取得の電話機：老朽化のため指定管理者にて更新済み、等）。実質的に使用ができない備品、指定管理業務上の必要性が乏しい備品であっても、物として存在しているものであれば、県への廃棄すべき等の報告は実施されていない実態がある。

県においては定期及び随時に実施する現地調査では、県有備品について管理状態の確認を実施しているとのことであるが、上記の状況については把握されていなかった。

「県有備品一覧」については当指定管理者に管理・更新を一任せず、県が当指定

管理者と連携して定期的な更新を実施し、本来の用途に供することができない備品は廃棄する運用とすべきである。

(2) 複数施設に共通して生じる人件費の按分計算基準の設定（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、本施設の管理・運営と、本施設に隣接する日光霧降スケートセンターとで共通して発生する人件費については、当指定管理者において恣意性を排除し、客観的かつ一貫した基準に基づき按分した上で、事業報告書に適切に反映すべきである。

イ 内容

本施設及び隣接する日光市所有の屋外リンク（日光霧降スケートセンター）はいずれも当指定管理者が指定管理業務を担っており、管理責任者を含む職員は全員が両施設の業務を兼務している。このため、人件費は両施設に共通する人件費総額に「兼務割合」を乗じた金額で指定管理事業報告書の収支決算書に計上されている。また、令和6（2024）年度には一部職員に係る兼務割合が変更されていた。

監査において、当指定管理者に兼務割合の算定根拠について質問を実施したところ、算定根拠は具体的な勤務時間実績等に基づくものではなく、業務負担の概算割合（0.5、0.7等）で職位ごとに設定されており、算出根拠や変更理由を裏付ける客観的資料は確認できなかった。このような算定方法では、費用配分に恣意性が介在する余地があり、その結果は屋外リンクの指定管理事業費、ひいては県と日光市との適正な財政負担バランスに影響を及ぼす可能性がある。

当指定管理者は、実態に応じた適正な収支状況の把握のためにも、実際の労務時間の記録等に基づく客観的な算定方法を導入するとともに、按分基準の設定・変更について一貫した運用ルールを整備すべきである。

(3) 指定管理料積算根拠の明確化（指摘事項）

ア 結論

本施設の指定管理料の上限額の算定に用いられている人件費や外注費の前提は、指定管理導入当初のまま据え置かれており、公募時点での当指定管理者におけるコスト構造とは必ずしも整合していない。県は、施設の実態や経済環境を踏まえた積算方法を検討すべきである。

イ 内容

本施設の指定管理公募時の指定管理料上限の算定は、指定管理制度導入当初の日光市による運営実績を基礎としており、当時の日光市のコスト構造は、氷上管理等を外部委託とする等、外注費が中心であった。しかし、当指定管理者は自社職員による直営体制で管理を行っており、人件費の構成や労務配置は当時と大きく異なる。それにもかかわらず、積算の前提とされた人員数、外注費の割合は更新されておらず、直近の令和6（2024）年度以降の公募においても、従前の前提が踏襲されている。

また、積算に際し、他の屋内スケート場等におけるコスト構造や人員水準との比較検討を行った記録は確認できず、算定の基礎がどの程度客観的な検証を経たものか、県の判断プロセスは明らかではなかった。

屋内スケートリンクを自治体が所有し、指定管理方式で運営している事例は他県にも多数存在しており、これらの運営実態は積算の妥当性を検討する際に参考となり得る。指定管理料の算定が必ずしも現指定管理者の実績値に全面的に依拠すべきものではないにせよ、県は、施設の特長や運営形態、経済環境を踏まえ、同種施設の状況も参照しつつ、説明可能性と合理性のある積算方法を検討すべきである。

(4) 未使用物品（修繕用ガラス板）の報告（意見）

ア 結論

修繕用の強化ガラス板について未使用物品が一定数量年度末に存在していた。事業報告書上、未使用物品の報告はなされていないため、当指定管理者は、収支報告書における注記等として未使用物品の状況を県へ報告し、県においても、未使用物品の管理状況を把握することが望ましい。

イ 内容

本施設のスケートリンクには安全上の配慮から強化ガラスのフェンスが設置されている。定期的な修繕が必要となるため、交換用の強化ガラス板（1枚あたり10万円程度）6種類を一定数量保管している。事業報告書上の収支報告書では、修繕に要した支出として強化ガラス板の購入金額は報告されているが、購入したうちの未使用物品について報告はなされていない。

当指定管理者へのヒアリングによれば、1年間の使用枚数は、平均2～3枚程度であるが、監査時点においては6種類合計で20～30枚の未使用物品が確認された。また、これらの購入費用の多くは、指定管理期間1年目である令和6（2024）年度の期末直前に支出したものである。

当指定管理者は、収支報告書における注記等として未使用物品の状況を県へ報告し、県においても、未使用物品について適切な管理がなされているか、保管数量は適切な水準か、状況を把握することが望ましい。

第3節 栃木県総合運動公園（東エリア）

第1項 施設の概要

（金額、人数等の数値は令和6（2024）年度実績）

所管課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	
指定管理者	（株）グリーンナとちぎ	
施設名	栃木県総合運動公園（東エリア）	
施設所在地	宇都宮市西川田4-1-1	
根拠条例等	栃木県体育施設設置及び管理条例	
設置年月日	令和3（2021）年4月1日（供用開始）	
設置目的・ 業務内容	設置目的	平成26（2014）年に策定した総合スポーツゾーン全体構想に基づき、県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図れる施設並びに第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する県民総スポーツの推進拠点となる施設を整備するため
	施設の概要	①敷地面積：66,151㎡ ②建物面積：38,525㎡ 鉄筋コンクリート造3階建 ③駐車場：収容台数1,111台 （東第1駐車場、東第2駐車場のみ）
	業務内容	目的を達成できる施設設計、建設、開業、維持管理運営業務
営業（開館）時間	9：00～21：00	
休業（休館）日	毎月第1月曜日、年末年始	
指定管理期間・ 指定管理者	平成29（2017）年1月～令和18（2036）年3月 株式会社グリーンナとちぎ	
利用者数（延べ人数）	年間35万人（令和6年度実績）	
指定管理料 （消費税込み）	サービス購入費A（設計・建設の対価）約234億円 サービス購入費B（開業準備の対価）約1億円 サービス購入費C（運営・維持管理費の対価）約62億 サービス購入費D（光熱水費の対価）約37億円 合計：約334億円	
利用料金 （利用者負担額）	別添、利用料金表のとおり	
利用料金制度導入の有無	有り	
その他の事項	PFI方式での整備運用を実施	

個人利用

(単位：円/税込)

① メインアリーナ、サブアリーナ並びに多目的スタジオ

利用者 / 利用時間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
高校生等 以下(1人1回)	350	350	350
その他の者 (1人1回)	700	700	700

⑤ 体育館分館

利用者 / 利用時間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
高校生等 以下(1人1回)	160	160	160
その他の者 (1人1回)	330	330	330

【2022年4月1日より】

⑥ 50mプール、25mプール (飛込は除く)

利用者 / 利用時間	午前9時～午後9時まで	
	2時間までの利用	2時間を超える利用
高校生等以下 (1人1回)	280円	350円
その他の者 (1人1回)	550円	700円

※2時間までの利用者が2時間を超えた場合、2時間を超える利用の料金との差額(高校生等以下70円、その他の者150円)を加算する

【2023年4月1日より】

⑦ トレーニング室

利用者 / 利用時間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
高校生等以下 (1人1回)	300円	300円	300円
その他の者 (1人1回)	600円	600円	600円

⑧ プール・トレーニング室共通券

利用者 / 利用時間	午前9時～午後9時
高校生等以下 (1人1回)	450円
その他の者 (1人1回)	900円

(注)この他に、個人利用の回数券・定期券、専用利用、設備・備品利用及びその他諸室の利用料金があります。

※一度チェックアウトすると再入場はできません。

会議室・諸室使用料

(単位：円/税込)

屋内水泳場		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
面積(収容人数のめやす)		()内1時間料金	()内1時間料金	()内1時間料金
⑨ 選手招集室(会議室1)	129.62㎡ (75名)	6,400 (2,500)	9,000 (2,500)	9,000 (2,500)
⑩ 競技役員控室(会議室2)	159.25㎡ (100名)	7,900 (3,100)	11,100 (3,100)	11,100 (3,100)
⑪ 大会役員控室(会議室3)	62.74㎡ (24名)	3,100 (1,200)	4,300 (1,200)	4,300 (1,200)
⑫ 表彰準備室(会議室4)	25.61㎡ (10名)	1,200 (500)	1,700 (500)	1,700 (500)
⑬ 記者室(会議室5)	49.26㎡ (18名)	2,400 (900)	3,400 (900)	3,400 (900)

メインアリーナ		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
面積(収容人数のめやす)		()内1時間料金	()内1時間料金	()内1時間料金
⑭ 監督室1(会議室6)	20.03㎡ (6名)	1,000 (400)	1,400 (400)	1,400 (400)
⑮ 監督室2(会議室7)	20.03㎡ (6名)	1,000 (400)	1,400 (400)	1,400 (400)
⑯ メディア用諸室(会議室8)	33.50㎡ (12名)	1,600 (600)	2,300 (600)	2,300 (600)
⑰ ブロードキャスター用諸室(会議室9)	29.16㎡ (12名)	1,400 (500)	2,000 (500)	2,000 (500)
⑱ ドーピングコントロール室(会議室10)	24.4㎡ (6名)	1,200 (400)	1,600 (400)	1,600 (400)
審判控室1		(700)	(700)	(700)
審判控室2		(700)	(700)	(700)

供用部		午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
面積(収容人数のめやす)		()内1時間料金	()内1時間料金	()内1時間料金
⑲ 大会議室	全体 301.07㎡ (200名)	15,000 (6,000)	21,000 (6,000)	21,000 (6,000)
	分割1 120.06㎡ (70名)	6,000 (2,400)	8,400 (2,400)	8,400 (2,400)
	分割2 113.85㎡ (65名)	5,600 (2,200)	7,900 (2,200)	7,900 (2,200)
	分割3 67.16㎡ (35名)	3,300 (1,300)	4,600 (1,300)	4,600 (1,300)



第2項 指定管理者の概要

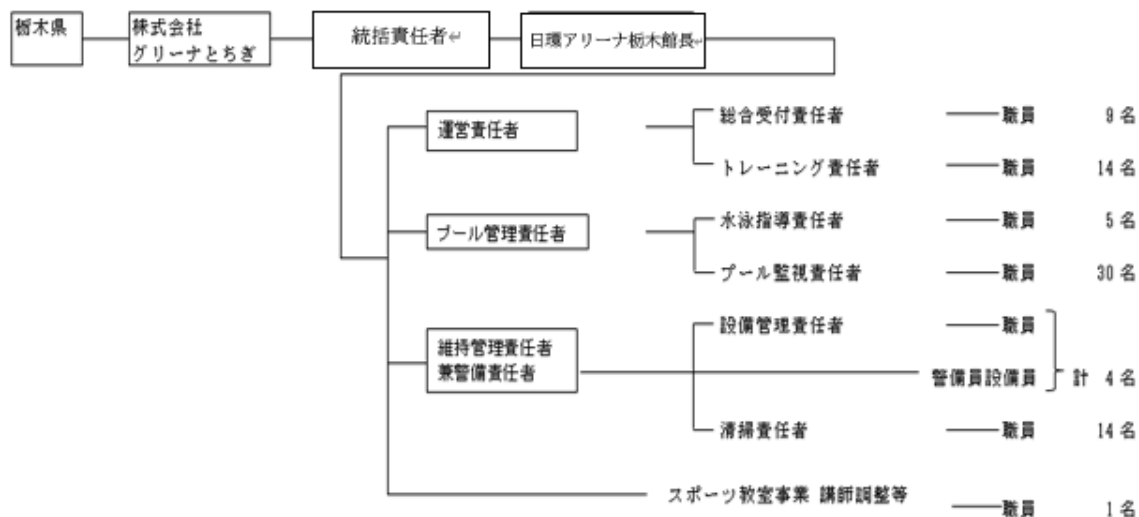
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	かぶしがいしゃ 株式会社グリーンナとちぎ
法人等の主たる 事務所の所在地	栃木県宇都宮市
法人等の 代表者氏名	長清 泰明
法人等の 設立年月日	平成29(2017)年1月13日
法人等の沿革	平成29(2017)年1月 設立 令和3(2021)年4月 施設供用開始
法人等の業務内容 栃木県の指定管理 業務以外の事業内容	栃木県総合運動公園(東エリア)の指定管理 なし

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在

職員計 87名 (うち県派遣職員 0名、県職員○B 0名)



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

収入の部、支出の部に関して、PFIの事業契約並びに業務委託契約に基づくものである。指定管理者の収支は、以下のとおりである。

(1) 収入の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		725,468	696,165	784,323	88,158
項目	指定管理料	629,012	605,923	701,177	95,254
	(上記のうち利用料金収入)	(13,266)	(4,205)	(5,365)	(1,160)
	受取利息等	96,456	90,242	83,146	▲7,096
②指定事業に係る収入					
項目	指定管理料				
合計 (①+②)		725,468	696,165	784,323	88,158

(2) 支出の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		682,225	664,302	752,020	87,718
項目	給料手当支出				

	消耗品費支出				
	修繕費支出				
	光熱水費支出				
	委託料支出	617,701	604,221	696,393	92,172
	支払利息	64,524	60,081	55,627	▲4,454
②指定事業に係る経費					
項目	給料手当支出				
	消耗品費支出				
	修繕費支出				
	委託料支出				
	手数料支出				
合計 (①+②)		682,225	664,302	752,020	87,718

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	43,243	31,862	32,303	441

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

P F I 事業契約並びに業務委託契約の支払条件によるものである。

(5) 指定管理者から再委託をした構成企業への支出額

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
再委託先への指定管理委託料の総額	617,701	604,221	696,393	92,172	
上記の内訳	三菱HCキャピタル(株) (主に運営統括業務)	21,500	21,500	21,500	
	美津濃(株)、(株)日本水泳振興会、(株)ベルモール (主に運営業務)	430,186	407,096	495,757	88,661
	(株)ハリマビステム、環境整備(株) (主に維持管理業務)	161,576	170,992	174,762	3,770
	その他 (税務費用等)	4,439	4,633	4,374	▲259
支払利息	64,524	60,081	55,627	▲4,454	
合計	682,225	664,302	752,020	87,718	

2 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入		13,266	4,205	5,365	1,160
項目	入場料収入等	13,266	4,205	5,365	1,160
合計		13,266	4,205	5,365	1,160

(2) 支出の部

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費		13,266	4,205	5,365	1,160
項目	旅費交通費支出				
	消耗品費支出				
	修繕費支出				
	委託料支出				
	手数料支出				
合計		13,266	4,205	5,365	1,160

(3) 収支差額（自主事業）

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部合計				

(4) 自主事業収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由
自主事業の増によるもの。

3 県への納付金、戻入額等

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
納付額	55,156	-	-	-
戻入額	-	-	-	-
納付金、戻入額等合計	55,156	-	-	-

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	43,243	31,862	32,303	441
2 自主事業収支差額				
3 納付金等合計額	55,156			
合計（1 + 2 - 3）	98,399	31,862	32,303	441

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和4年度	該当なし		
令和5年度	〃		
令和6年度	〃		

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和4年度	該当なし		
令和5年度	〃		
令和6年度	〃		

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① スタジオ教室の回数券の発行をお願いしたい。
- ② 更衣室の床が濡れており不快に感じる。
- ③ 50mプールの水深が土日は1.4mとなり、高齢者には深すぎる。

〈対応状況〉

- ① 令和6年6月より回数券の導入を開始した。
- ② 清掃回数を増加させた。
- ③ 競技力向上に資するため、土日は飛込練習を認めていることから、水深は1.4mとさせていただく。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である生活文化スポーツ部スポーツ振興課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県総合運動公園（東エリア）（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である株式会社グリーンナとちぎ（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

本施設は、プロバスケットボールの試合開催も可能なメインアリーナの広さ、日本最大級の飛び込み競技の練習施設（ドライランド）を有し、国際規格に対応した飛び

込み競技施設や水泳施設など、充実した設備を有している。運営面においても、利用者からの評価が高いことがうかがわれた。

その他個人情報管理などの法令遵守に関して、監査手続上問題は検出されず、利用者志向の業務改善に積極的に取り組んでいる状況が確認された。監査の中で発見された検出事項については以下で触れる。

(1) 構成企業への県の関与（指摘事項）

ア 結論

県は、水道光熱費の内容把握だけでなく、構成企業が施設の管理運営に要した具体的な支出内容（内訳等）を把握し、妥当性の検証をすべきである。

イ 内容

当指定管理者は、本施設の運営や管理を行う企業の取りまとめを行うために設立されたSPC（特別目的会社）である。当指定管理者は、運営ジョイントベンチャー3社（以下、JV）及び維持管理JV2社に委託し、実際の施設運営や維持管理を行っている。このため、運営JV及び維持管理JVがそれぞれに施設の運営管理に要した経費を管理しているが、県は運営JVや維持管理JVの支出内容（内訳等）について十分な把握を行っていない。

令和7（2025）年7月9日の現地視察において、構成企業（運営JV及び維持管理JV）に総合運動公園に係る総勘定元帳や支出内容などの指定管理業務に係る具体的な資料の開示を求めたが、現行の契約等に規定されていない等の理由から、具体的な会計関係書類の開示や説明を受けられなかったため、委託業務に関する収支の妥当性が判断できなかった。

県は、電気代金や水道代などの水道光熱費の一部については、構成企業（運営JV及び維持管理JV）から個別に報告を受け、モニタリングを行っているが、それ以外の支出内容については、構成企業（運営JV及び維持管理JV）がそれぞれに管理し、県では具体的な支出内容の把握や適切な監督を行っていない。

県は、水道光熱費の内容把握だけでなく、モニタリング機能を高め、再委託を受けた企業の指定管理業務に係る具体的な支出内容について把握し、支出内容の妥当性の検証をすべきである。

(2) 指定管理業務と自主事業の経理区分の明確化（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、自主事業の範囲を明確にし、自主事業収入と公の施設管理に係る収入を区分して集計すべきである。

イ 内容

本施設では、当指定管理者が自主事業の収入と公の施設収入を一部混同して集計を行っていた。集計は、県の指摘を受け令和7（2025）年7月1日に遡って修

正がなされている。アリーナで行う小中学生を対象としたバレーボールスクール、子供スイミングスクール等は、指定管理業務の一部を構成するので、自主事業とはならないが、過年度自主事業として収入が計上されていた。令和7（2025）年7月時点では、自主事業の収入範囲を明確にし、管理を行っていたが、それ以前の期間については、自主事業収入と公の施設収入とを一部混同していた。県は、事業の開始時点から指導を行い自主事業の収入範囲を明確にすべきであった。当指定管理者は、今後、新たな教室の事業などを行う場合にも自主事業の範囲を明確にし、自主事業収入と公の施設管理に係る収入を適切に区分して集計すべきである。

（3）自主事業の収支の明確化（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者の収支報告書では、自主事業の収入と支出が同額で計上され、自主事業の収支が明確でない。当指定管理者は、自主事業から得られる収入と自主事業に要した費用を対応させて計算し、自主事業の収支金額を明らかにして計算すべきである。

また、県においても、複数種類行っている自主事業のそれぞれの収支を明確に把握すべきである。

イ 内容

当指定管理者の行う自主事業は、スラックライン講習や指定管理に含まれない水泳教室などがある。本来の収支計算では、利用者からの受講料が自主事業収入となり、講師への報酬など事業を行うために直接要した経費を自主事業に係る費用として計上するが、当指定管理者の収支報告書では、自主事業の収入と支出が同額計上した結果、収支が一致しており、自主事業の収支が明確でない。当指定管理者は、自主事業から得られる収入と自主事業に要した費用を対応させて計算し、自主事業の収支を明らかにして計算すべきである。

また、県においても、当指定管理者が複数行っている自主事業の各収支を明確に把握すべきである。

（4）職員の出勤管理（意見）

ア 結論

当指定管理者は、本施設で勤務する職員の一元的な出勤状況を管理できる体制を整備することが望ましい。

イ 内容

本施設に本社している者は、運営JV（3社）及び維持管理JV（2社）において雇用等されている者であり、各社が個別に勤怠を管理している。そのため、本施設での管理業務に従事する職員の出勤状況や勤務予定を一元的に把握・管理

する担当者は置かれていない。このような体制では、事故などの緊急事態への対応や職員の急病等による欠勤時の代替職員手配などを適時適切に実施できない可能性がある。本施設にいる J V 各社の職員の出勤状況が各社で共有され、一元的な勤務管理ができる体制となることが望ましい。

(5) トレーニング室の機材管理の適切な記録 (意見)

ア 結論

当指定管理者は、トレーニング室の機材管理の結果を適切に記録することが望ましい。

イ 内容

トレーニング室の運営管理は、当指定管理者からの委託を受けた美津濃株式会社が行っている。トレーニング室の機材管理を行うチェック表綴り（毎日記載を行い上席者がチェックする表）を閲覧したが、監査を実施した令和 7 (2025) 年 7 月 9 日の前日の記載がされていなかった。また、チェック表は管理を行った範囲に矢印を記載し実施者のイニシャルを記載するのみであった。チェック表の適切な記録を行うとともに、一つ一つの管理項目を確認し、的確な管理を行うことが望ましい。

(6) 日常業務の管理記録のデジタル化(意見)

ア 結論

当指定管理者は、日常業務の管理記録のデジタル化を図ることが望ましい。

イ 内容

包括外部監査の実施過程で、清掃業務管理簿や日常管理のチェックリスト、日常巡回点検のリスト、維持管理業務報告書を閲覧したところ、記載内容に特段問題点は発見されなかったが、管理記録のプロセスには効率化の余地があるものと考えられる。本施設における日常の維持や管理点検の記録プロセスは、担当者が必要な箇所を巡回し定型化された用紙に記載を行い、その後にパソコンを使用し表計算などに移し変え、用紙に印刷しファイルに保存する、というものである。日常の管理点検業務では、パソコンに入力する情報も多く、入力、印刷、保存などの各過程で多くの労力を要している現状がある。

他の施設では、点検管理ソフトを導入して点検の際にタブレット入力等を行い、ペーパーレスで管理している事例もある。点検管理ソフトを導入するための初期投資は必要になるが、毎日実施される定型化された業務については、効率化による効果も大きいいため、管理記録のデジタル化を検討することが望まれる。

(7) 利用料金表と異なる料金が適用される場合の情報公開（意見）

ア 結論

県は、利用料金表と異なる料金が適用される場合があることについて、理由、内容、金額等をホームページ等で公表することが望ましい。

イ 内容

本施設のパフレット等の利用料金表（条例の基準額に基づく）において、アマチュアスポーツ以外に利用する場合でかつ入場料を徴収する場合は、一般利用料金（アマチュアスポーツに利用する場合でかつ入場料を徴収しない場合）の30倍の金額となることが記載されている。監査において、栃木県に本拠地を有するあるプロスポーツチームが利用する場合に徴収した利用料金が、一般利用料金の30倍ではなく、5倍となっていた。その理由について当指定管理者に質問をしたところ、利用料金の減免ではなく、当指定管理者側の提案によって、当該チームが利用する場合は、個別に一般利用料金の5倍を徴収する運用とした旨の回答を得た。

栃木県は県内の各プロスポーツチームと提携を行っており、本件の料金減免などの支援を行うことには一定の合理性はあるものと考えているが、現状では、当該チームが利用する場合にのみの特別の料金として設定されており、また、この事実は公に公表されているものではない。このような状態では、県が特定のチームのみを優遇しているとの誤解を県民の間で生む可能性があり、透明性、公平性の確保という公の施設の管理の基本的観点から問題があると考えている。なお、令和6（2024）年度に該当するチームが支払った本施設の利用料金は約21百万円であり、仮に利用料金表どおりに徴収した場合は約126百万円（差額105百万円）となる。この差額は、広くとらえれば、県民負担による支援であると解釈される可能性もある。

当指定管理者による提案によって実施されることとなった利用料金の減免であったとしても、本施設は公の施設であり、減額金額の規模も大きいという点を考えれば、県は、利用料金表と異なる料金が適用されるケースについて、その理由や内容、金額等をホームページで公表するなどの対応を検討することが望まれる。

(8) 利用者の需要予測の活用（指摘事項）

ア 結論

県は、本施設の需要予測について、過去に調査した結果があればその予測を、仮に需要予測を実施していないのであれば、現時点においても将来の需要予測を調査し、利用者数分析、計画策定等に有効に活用すべきである。また、その予測を公表すべきである。

イ 内容

監査において、本施設の利用者数について分析を行うため、建設時等における施設の需要予測結果について要求したところ、需要予測は存在しないとの回答であった。本施設に関わる構想等として、総合スポーツゾーン全体構想（平成 26 年）、総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業実施方針（平成 28 年）が公表されているが、利用者数の需要予測については記載がない。また、県担当者に質問したところ、当時、調査分析等は実施されている可能性はあるが、内部資料としても正式に保存されている調査結果等はないとのことであった。

県は栃木県公共施設等総合管理基本方針等に基づいて、長寿命化対策の実施に加えて、県の人口減少予測を考慮し、施設の廃止や規模縮小により一定の施設総量縮減を図っている状況にある。財政支出の抑制が必要とされている背景を考えれば、たとえ本施設が第 77 回国民体育大会・第 22 回全国障害者スポーツ大会の会場として利用されることを大きな目的として整備されたという経緯があるとしても、何らの需要予測なく施設建設等の予算を組むということは通常は無いはずである。

県は、本施設の需要予測について、過去に調査した結果があればその予測を、仮に需要予測を実施していないのであれば、現時点においても将来の需要予測を調査し、利用者数分析、計画策定等に有効に活用すべきである。

また、その予測を公表すべきである。

(9) 観客数を区分した利用者数の活用等（指摘事項）

ア 結論

県は、当指定管理者から観客数を区分した利用者数の報告を求め、利用者の動向分析や今後の計画策定等に有効に活用すべきである。また、区分した観客数についても、施設の利用方法を知る上で重要な情報であるから、県は公表すべきである。

イ 内容

本施設の利用者数については、公の施設の管理運営状況、「栃木県の教育」等で公表されているが、いずれの利用者数についても観客数が含まれた数字となっており、観客数が区分されていない。また、当指定管理者から県への報告書類においても観客数は区分されていなかった。

当指定管理者によると、観客数については、都度、主催者からヒアリングを実施し、利用者数に含めているとのことである。参考として、本施設において観客数が最も多い県内プロバスケットボールチーム開催ゲームの観客数は、令和 6（2024）年度 6.9 千人であり、年間利用者数 35 万人のうち約 19%を占めている。

県は、栃木県スポーツ推進計画等において、「する」スポーツだけでなく、「みる」「ささえる」スポーツといった多様な形でのスポーツ参画人口を増やすことに取り組んでおり、利用者数に観客数を含めることに異論はない。しかし、県への報告に観客数が区分されておらず、利用者の動向分析や今後の計画策定等

に活用しにくい記録となっている。例えば、利用者数が令和5（2023）年度30万人から令和6（2024）年度35万人に増加しているが、この増加はスポーツ観戦客数の増加によるものであるのか、その他の施設利用者の増加であるのか、その増加要因は現状明瞭ではない。

よって、県は、当指定管理者から観客数を区分した利用者数の報告を求め、利用者の動向分析や今後の計画策定等に有効に活用すべきである。また、区分した観客数についても、施設の利用方法を知る上で重要な情報であるから、公表（「出典：栃木県の教育」より）している栃木県グリーンスタジアムの事例にならない、公表すべきである。

(10) 大規模な大会情報の公表（意見）

ア 結論

県は、当指定管理者と連携の上、大規模な競技大会が継続的にどの程度開催されているか、一定規模以上の大会について、大会名、観客数、内容等を定期的に公表することが望ましい。

イ 内容

本施設は、従来の施設の老朽化や各種施設基準の改定等により、大規模な競技大会への対応が課題となっていることを受け整備されたものである。その目的が適切に果たされているのかどうかを検証できるようにするためにも、県は当指定管理者と連携の上、大規模な競技大会が継続的にどの程度開催されているか、一定規模以上の大会についての情報を大会名、観客数、内容等とともに定期的に公表することが望ましい。

(11) 備品管理の適正化（指摘事項）

ア 結論

県は、備品管理表の記載ルールの一斉化、備品の棚卸結果の記録及び備品に対する県所有物であることを示すシールの貼付を行い、備品管理の適正化を図るべきである。

イ 内容

本施設の倉庫に保管されているタイムアウト表示機は4個一式であったが、帳簿上は1個で表示されていた。現状、複数個一式の備品の記載方法が統一されておらず、複数個一式であることが担当者変更により、不明になる可能性がある。県は、備考欄に何個一式であるかなど記載ルールの一斉化を図るべきである。

また、本施設にある県所有備品について、定期的な棚卸を実施しているが、その結果の記録を行っていない状況である。適正な管理の観点から、県で行っている定期的な棚卸結果の記録を行うことが望ましい。

さらに、本施設内の医務室に設置されている製氷機は、県所有備品であるにもかかわらず、県所有物であることを示すシールの貼付がされていなかった。備品の所有権を明確にし、適正な管理を徹底するためには、県所有物であることを示すシールの貼付が不可欠である。県においては、この事案を単なる一例として捉えるのではなく、備品台帳と現物を照合する棚卸し等の機会を適切に活用し、シール貼付の漏れや剥がれがないかについて全備品に対する点検を定期的実施すべきである。

第4節 栃木県ライフル射撃場

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所 管 課	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	
指定管理者	栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」	
施 設 名	栃木県ライフル射撃場	
施設所在地	宇都宮市新里町乙 1067	
根拠条例等	栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例	
設置年月日	昭和 54(1979)年 3 月 15 日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	ライフル射撃競技の県内の中核施設としての役割を担っており、地域スポーツから全国レベルの大会まで幅広い利用を促進し、併せて地域の獣害対策におけるハンターの捕獲技術力向上に寄与するため
	施設の概要	①敷地面積：118,337 m ² ②建物面積：2,430 m ² 鉄筋コンクリート造 1 階建 ③駐 車 場：収容台数約 300 台 ④審査室：2 室 銃器手入れ室：2 室 男女別更衣室：各 1
	業務内容	①県ライフル射撃場の施設維持管理に関する業務 ②県ライフル射撃場に関する事務等業務 ③県ライフル射撃場の運営に関する業務
営業（開館）時間	9 時～17 時	
休業（休館）日	毎週月曜日 祝日がこれにあたる場合は、翌日とする。	
指定管理期間・ 指定管理者	令和 6 (2024)年 4 月～令和 11 (2029)年 3 月 栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」	
利用者数(延べ人数)	年間 7,440 人 (令和 6 年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定期間中の総額 令和 6 (2024)年 3 月～令和 11 (2029)年 3 月 (5 年間合計) 121,810 千円 ・ 1 年度あたり金額 24,362 千円 	
利用料金(利用者負担額)	別表のとおり	
利用料金制度導入の有無	有り	



(別表) 利用料金

施設区分	利用区分	基本料金	超過料金
第1射場	中・高校生の生徒	300 (240) 円	100 (80) 円
	大学生	600 (480) 円	200 (160) 円
	その他	1,200 (960) 円	400 (320) 円
第2射場	中・高校生の生徒	220 (170) 円	70 (50) 円
	大学生	450 (360) 円	150 (120) 円
	その他	900 (720) 円	300 (240) 円
第3射場	空気銃のみ使用する者	2,700 円	900 円
	ライフル銃のみを使用する者	3,300 円	1,100 円
	その他	3,700 円	1,230 円

・料金は1人当たり。

・「基本料金」とは、3時間までの料金をいい、「超過料金」とは3時間を超える1時間までごとの利用料。

・()内の料金は10名以上の団体が利用する場合の料金。

・他、第3射場では移動的利用は3時間1,100円

施設区分	利用区分	9時～正午	正午～5時	9時～5時	超過時間 (1時間)
第1射場	中・高生	5,300 円	8,600 円	13,200 円	1,760 円
	大学生	10,600 円	17,200 円	26,500 円	3,530 円
	その他	21,200 円	34,400 円	53,000 円	7,060 円
第2射場	中・高生	5,000 円	8,120 円	12,500 円	1,660 円
	大学生	10,000 円	16,200 円	25,000 円	3,360 円
	その他	20,000 円	32,500 円	50,000 円	6,660 円
第3射場	空気銃のみ	16,200 円	26,300 円	40,600 円	5,400 円
	ライフルのみ	22,000 円	35,700 円	55,000 円	7,330 円
	その他	22,000 円	35,700 円	55,000 円	7,330 円

・「専用利用」とは、第1射場、第2射場又は第3射場をそれぞれ一括して利用する場合をいう。

・「超過時間」とは、やむを得ない理由により午前9時前又は午後5時以降に専用する時間をいう。この場合において、当該時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げるものとする。

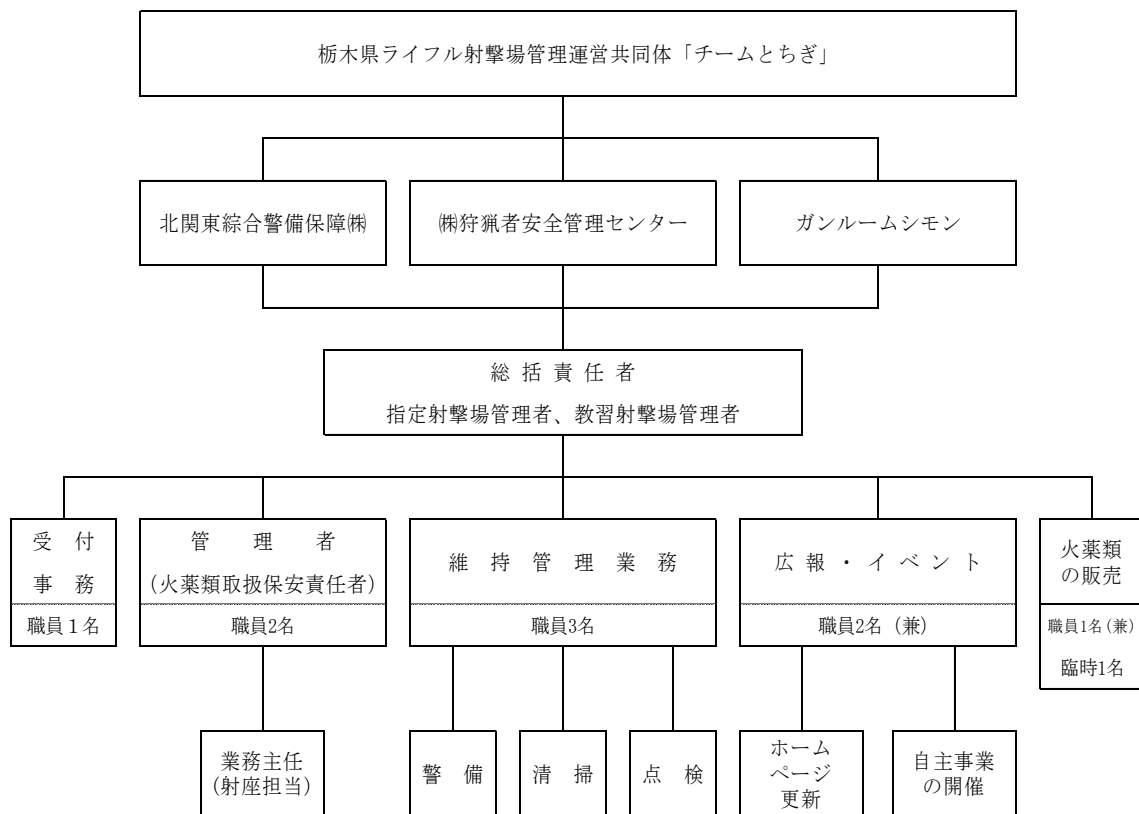
第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	とちぎけんらいふるしゃげきじょうかんりうんえいきょうどうじぎょうたいちームとちぎ 栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市上戸祭町60番地1 栃木防災(株) 2階
法人等の代表者氏名	株式会社狩猟者安全管理センター 谷田貝 勝浩
法人等の設立年月日	令和2(2020)年7月16日
法人等の沿革	令和3(2021)年4月 栃木県ライフル射撃場指定管理業務実施
法人等の業務内容	(1) 狩猟関係法令の周知徹底に関する事業 (2) 野生鳥獣の保護増殖及び生息調査に関する事業 (3) 有害鳥獣の捕獲に関する事業 (4) 狩猟技術の向上に関する事業 (5) 狩猟に関する各種講習、射撃研修及び免許申請に関する事業 (6) 狩猟に関する資料の収集及び保存事業 (7) 官公署から委託された事業並びに猟区に関する事業 (8) ライフル射撃場の運営・管理に関する事業 (9) 前各号に附帯関連する一切の事業
栃木県の指定管理 業務以外の事業内容	なし

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		30,439	30,267	32,853	2,586
項目	指定管理料	30,338	29,964	24,649	▲5,315
	利用料金収入			8,041	8,041
	自動販売機収入	101	303	163	▲140
	施設利用料負担金収入				
②指定事業に係る収入					
項目	事業なし				
合計 (①+②)		30,439	30,267	32,853	2,586

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		30,047	29,709	27,475	▲2,234
項目	給料手当支出	13,585	13,471	12,308	▲1,163
	消耗品費支出	2,280	2,690	2,459	▲231
	修繕費支出	299	156	582	426
	光熱水費支出	3,401	2,944	2,935	▲9
	委託料支出	3,010	3,026	2,418	▲608
	管理費	7,472	7,422	6,773	▲649
②指定事業に係る経費					
項目	事業なし				
合計 (①+②)		30,047	29,709	27,475	▲2,234

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	392	558	5,378	4,820

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・令和6(2024)年度から利用料金制になり、県への収納が無くなり、収入が増加したため。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入		1,535	1,915	2,744	829
項目	事業収入	518	834	1,059	225
	販売収入	1,017	1,081	1,685	604
合計		1,535	1,915	2,744	829

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費		1,814	1,895	2,347	452
項目	人件費支出	1,092	1,067	922	▲145
	事業費支出	722	819	1,414	595
	事務費支出		9	11	2
	委託料支出				
	手数料支出				
合計		1,814	1,895	2,347	452

(3) 収支差額（自主事業）

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部合計	▲279	20	397	377

(4) 指定事業等収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・令和6（2024）年度は、栃木県ライフル射撃場が多くの利用者に認識され、実技講習会等の増加に伴い、弾やその他消耗品の売り上げが増えたため。

3. 県への納付金、戻入額等

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
納付額	7,035	8,946		▲8,946
戻入額				
納付金、戻入額等合計	7,035	8,946		▲8,946

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	392	558	5,378	4,820
2 自主事業収支差額	▲279	20	397	377
3 納付金等合計額	7,035	8,946		▲8,946
合計（1 + 2 - 3）	▲6,922	▲8,368	5,775	14,143

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・第3射場 トイレ設置 (県負担 100%)	19,536	・第3射場にはトイレ・手洗いの設備が無く、事務所棟より離れており、利用者の不便性を解除するため。
	・第3射場 標的交換用カート設置 (県負担 100%)	963	・雨天時、50m100mへの標的交換時、屋根がないために代用品として設置した
令和 5年度	—		
令和 6年度	—		

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・第2射場床修理	300	湿気による結露により、床に亀裂が入ったため
令和 5年度	・電子標的修理	157	SIUS 電子標的故障により修繕した
	・駐車場整備	50	
令和 6年度	・火災報知器交換	146	火災報知器の劣化のため
	・大型モニター修理（2台）	90	液晶画面が割れたため

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 駐車場に電灯が無く、銃器を持つての移動が不安であるため、電灯を設置してほしい。
- ② 第3射場の標的に照明がないため、10月頃から16時を過ぎると標的の確認ができないことから、照明を設置してほしい。

- ③ 大規模大会開催時は、女性の利用者が多くなるため、女性スタッフを配置してほしい。

〈対応状況〉

- ① 感知式センサーライトを6か所設置して対応した。専用利用以外の予約ができないことを説明し、利用日に電話等を入れ、利用状況、空き状況を伝え多くの方が利用できるよう配慮している。
- ② 対応検討中である。
- ③ 可能な限り、女性スタッフを配置して対応した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である生活文化スポーツ部スポーツ振興課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県ライフル射撃場（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である栃木県ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、ライフル競技及び狩猟技術の訓練活動に関する経験と知識、そして当該事業に対する意欲を持つ人員によって運営されていることを背景に、本施設を有効かつ効率的に用いた事業が実施されていることが確認された。上記の組織特性から施設整備の自主メンテナンスがある程度可能であるため設備コストは抑制され、業界内の繋がりを活かしたマーケティング活動の積極的展開を行い、地理的優位性も活かして国体終了後も一定の集客に成功している状況にある。また当指定管理者は自主財源による設備の機動的拡充の必要性（競技スポーツであるため最新設備を保有することが集客の前提）に備えて人件費を抑制した財務的な積立も実施しており、事業の実施に対して極めて積極的な姿勢を見せている点は特筆すべきである。

その他社会保険への加入や労働法規の遵守、個人情報管理や税務申告などの法令遵守に関して、監査手続上問題は検出されず、利用者志向の業務改善に積極的に取り組んでいる状況が確認された。なお今後仕組みづくりが求められる事業報告書に関する業務方法等、監査の中で発見された検出事項については以下で触れる。

（1）事業報告書における収支集計方法の改善（意見）

ア 結論

事業報告書において、利用料収入と自主事業収入に関する収支集計方法に不備があり、収支額の表示に誤りがあった。当指定管理者は、収支集計方法について改善することが望ましい。

イ 内容

本施設においては、施設利用時に施設の利用料を徴収している。技能講習などの自主事業実施時においても同様に施設の利用料を徴収しているが、自主事業収入として受け取った収入の総額から当該利用料の支払を行っている。

事業報告書における収支状況の表示において、利用料収入と自主事業収入は受け取った総額を記載しているが、自主事業に関連する支出として当該利用料の支払を記載しておらず、収支差額が過大に表示される誤りが認められた。(例えば自主事業収入 12,000 円/1 回のうち、600 円を施設の利用料収入として支払っているが、12,000 円と 600 円の双方を収入として記載しているため、合計収入は 12,600 円、600 円の支払については記載がされていないため、収支 12,600 円と、収支が 600 円多く表示されていた。) なお、税務申告上作成される決算書において誤りは識別されていない。

当該記載誤りの要因は、事業報告書に記載する数値について、各帳簿より別々に集計していることにあると考えられるため、事業報告書作成の際にはワークシートなどを活用し、同様の集計誤りが生じないよう対策を図ることが望ましい。

(2) 自主事業の経理区分の明確化 (指摘事項)

ア 結論

自主事業に係る支出項目のうち、経理区分が明確でないため、過年度の取引内容について正確な検証を行うことが難しい項目が識別された。当指定管理者は、経理区分の明確化を図るべきである。

イ 内容

本施設の事業報告書を作成するにあたって、税務申告を目的とした会計帳簿(総勘定元帳)より金額を集計して収支状況の報告が作成されている。一方、会計帳簿上では、指定管理事業と自主事業にかかる内容が混在している支出項目があり、経理区分が明確に分けられていない。事業報告書作成時には、混在された会計帳簿より、担当者が内容を都度判断のうえ区分、集計しているが、どの項目を集計したかの記録が残されておらず、後日の検証が困難な状況にある。会計帳簿上、指定管理事業にかかる支出項目と自主事業にかかる支出項目を区分しても記帳を行う、もしくは担当者による区分、集計内容の記録を残すべきである。

(3) 共同事業体による指定管理事業の収支報告作成方法の明確化 (指摘事項)

ア 結論

複数事業者で構成される共同事業体(コンソーシアム)が指定管理者となる場合において、指定管理事業の事業報告書に記載される収支報告の作成方法が統一されておらず、透明性・正確性に課題が認められる。県は、収支報告の作成方法について標準的なルール又は指針を策定し、統一的な運用を図るべきである。

イ 内容

当指定管理者は、株式会社狩猟者安全管理センター、北関東総合警備保障株式会社及びガンルームシモンの3つの事業者で構成される共同事業体（コンソーシアム）であり、当指定管理者がそれ自体で1つの法人格を有しているものではない。そのため、指定管理事業である本施設に係る収支報告（事業報告書）の作成過程においては指定管理事業で明確に区分された単一の帳簿書類が存在しない状況である。当指定管理者での実際の作成過程は、株式会社狩猟者安全管理センターの決算書に、他2事業体が同社からの外注として担った業務の費目別内訳の金額を手書きで加算、組替をして作成している。作成プロセスの検証可能性、再現性の確保に課題があると考えられる。

現行制度では、県において共同事業体による収支報告の作成方法や計算過程に関し、条例・要綱・仕様書等で明確な定めは存在せず、指定管理者間で処理方法が異なっている実情がある。これらを是正するため、例えば次のような観点でのルール・様式の整備が望まれる。

- ・ 共同事業体全体としての収支報告書様式の統一
- ・ 各構成企業の収支と、共同事業体全体の合算の区分表示
- ・ 内部取引・経費配分方法の明文化（按分／実費／管理費など）
- ・ 作成責任主体の明確化、監査・検証が可能な形での保存方法の整備

本来、指定管理制度は公の施設の効率的・効果的な管理運営を図るための制度であり、指定管理料や利用料金といった公的資源の執行状況について、透明性・検証可能性を確保することは不可欠である。共同事業体による報告体制が曖昧なままであれば、行政側の評価・改善指導にも支障をきたすおそれがある。

以上のことから、所管課においては、制度所管部署である行政改革ICT推進課とも連携しつつ、今後の指定管理者選定・協定締結・仕様書策定の段階において、収支報告の作成方法に関する標準的なルール又は指針を検討・整備すべきである。

(4) 雇用契約で参照されている就業規則の制定等（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、職員の雇用契約において参照されている就業規則を速やかに制定するか、あるいは、雇用契約において直接想定していた具体的内容を定義すべきである。

イ 内容

職員と締結している雇用契約を参照したところ、一部の条件が就業規則に委ねられているにもかかわらず、法人として制定された就業規則が存在しない状況が確認された。職員も少なくシンプルな雇用契約であることから、必ず就業規則を定めなければならないわけではないが、規則や契約の間の整合性が取れていないことは合意内容を不明瞭にするものであるから、就業規則の制定か雇用契約への具体的な内容の補充によって解消されるべきである。

(5) 猟師の免許取得や技能講習の場としての利活用策の更なる検討（意見）

ア 結論

社会問題化する鳥獣被害に対応するための中核施設としての価値と魅力を更に高めるべく、所管課は、関係機関や他部局との連携を一層強化し、利活用策の検討を進めることが望ましい。

イ 内容

近年、熊・イノシシ等による人的被害や農作物被害が県内各地で深刻化しており、野生鳥獣による地域社会への影響は大きな社会問題となっている。これらの被害の抑止・管理には、適切な知識と技能を備えた猟師の存在が不可欠であり、地方自治体としても、その育成・技術向上のための訓練環境を確保することが重要である。

本施設は、こうした社会的課題に応えることのできる貴重な公共施設の一つであり、栃木県猟友会が指定管理者として運営に関与している点からも、狩猟文化の継承及び銃器の安全管理の両面で高く評価できることが監査の中で認識された。狩猟に直結するライフル射撃の技能を安全に訓練できる環境は県内外でも限られており、本施設は猟師育成の拠点として極めて重要な役割を担っている。

しかしながら、その役割や意義は県民に十分に認知されているとは言い難く、施設の利用促進及び魅力の発信については、今後更に強化されるべきである。たとえば、以下の取組が考えられる。

- ・ 猟銃免許取得者や若手ハンター志望者に対する体験・講習の拡充
- ・ 銃器の安全管理、鳥獣被害対策、衛生的な捕獲処理等を学べる総合的な研修拠点としての整備
- ・ 県内自治体・農業団体・警察等との連携による鳥獣被害対策の実務訓練の場としての活用

繰り返しになるが、本施設はスポーツ振興施設としての性格のみならず、鳥獣被害の抑制、安全・安心な地域づくり、狩猟文化の継承に資する公共性の高い施設である。その価値を広く県民に周知し、利活用の促進や機能強化について検討を進めることが望まれる。そのため、所管課においてはスポーツ分野の枠を超え、関係機関及び県の他部局との連携のもと、検討を進めていくことが望ましい。

第5節 栃木県県民の森

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	環境森林部自然環境課	
指定管理者	たかはらの森管理グループ	
施設名	栃木県県民の森	
施設所在地	矢板市長井 2927 外	
根拠条例等	栃木県県民の森条例（昭和49年3月30日 栃木県条例第4号） 栃木県県民の森管理規則（昭和49年4月1日 栃木県規則第22号）	
設置年月日	昭和49(1974)年4月1日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	昭和49(1974)年明治100年記念事業の一環で、「自然に親しむ環境を県民に提供することにより豊かな情操のかん養と健康の増進を図る」ことを目的とし、高原県有林内に設置。
	施設の概要	①敷地面積：9,730,000㎡（うち指定管理対象880,000㎡） ②建物面積：約1,045㎡ 鉄筋コンクリート造2階建（森林総合管理センター） 約1,048㎡ 木造1階建（森林展示館） ③駐車場：収容台数約500台 ④研修室等：森林学習展示施設（森林展示館、全国育樹祭記念緑地、遊歩道等）、キャンプ施設等
	業務内容	①県民の森の施設の維持管理に関する業務 ②県民の森の運営に関する業務 ③上記に附帯する業務
営業（開館）時間	森林学習展示施設（森林展示館、森林総合管理センター展示室及び木工体験館に限る。）：午前9時から午後4時まで キャンプ施設：午後1時から翌日の午前10時まで その他の施設：午前0時から午後12時まで	
休業（休館）日	森林学習展示施設（森林展示館、森林総合管理センター展示室及び木工体験館に限る。）：年末年始（12月28日から翌年1月4日） キャンプ施設：9月1日から翌年7月14日	
指定管理期間・ 指定管理者	令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月 たかはらの森管理グループ	
利用者数(延べ人数)	年間 15,396 人（令和6年度実績）	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月（5年間合計）	

	313,500 千円 ・ 1 年度あたり金額 62,700 千円
利用料金 (利用者負担額)	<ul style="list-style-type: none"> ・ バンガロー (定員 4 名) 1 戸 1 泊につき 11,100 円 ・ 高床式固定テント (定員 5 名) 1 張 1 泊につき 3,360 円 ・ 持込みテント用キャンプ場 1 張 1 泊につき 550 円 ・ コイン式シャワー 1 回につき 100 円
利用料金制度 導入の有無	有り
その他の事項	令和 5 (2023) 年度の県有財産利活用総合推進会議での結果を踏まえ、老朽化が進むキャンプ場の施設 (バンガロー、高床式固定テント) 等を廃止するとともに、搬入路の整備及びキャンプサイトの区画拡大工事を行う。



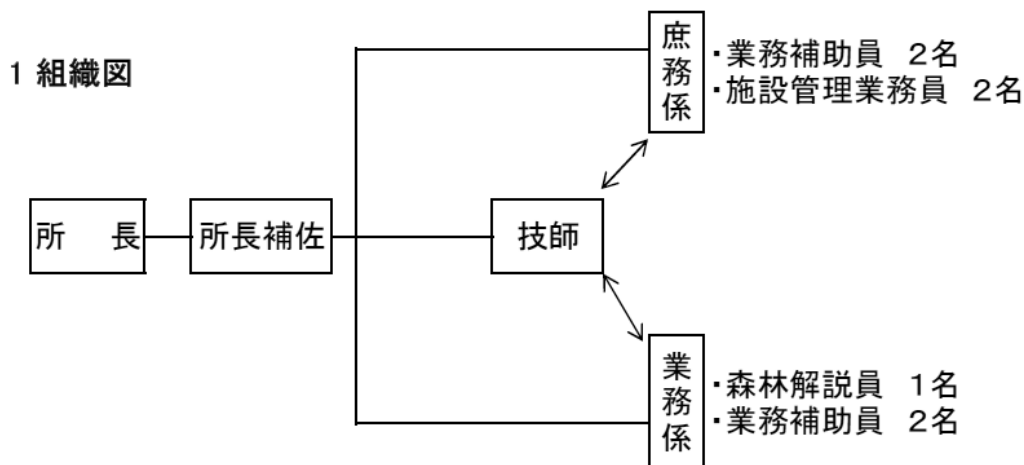
第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	たかはらの森管理グループ <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県森林組合連合会（代表法人） ・ たかはら森林組合 ・ 高原林産株式会社
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市西一の沢町8-22
法人等の 代表者氏名	江連 比出市
法人等の 設立年月日	昭和16(1941)年12月1日
法人等の沿革	昭和26(1951)年6月 改正森林法公布 （協同組合として森林組合、連合会を法制化） 昭和31(1956)年10月 鹿沼木材共販所を開設 昭和32(1957)年5月 大田原木材共販所を開設 昭和33(1958)年1月 矢板木材共販所を開設 昭和49(1974)年11月 林業会館完成、 本会を宇都宮市西一の沢町に移転 昭和53(1978)年1月 株式会社栃木県総合緑化センター を設立 昭和53(1978)年5月 森林組合法公布 平成25(2013)年1月 安定販売を開始 平成28(2016)年6月 森林認証（SGEC）分別・表示管理認証 （COC）取得
法人等の業務内容	栃木県内にある森林組合が会員となり組織されている森林組合法に基づく協同組合で、会員森林組合に対する指導・監査、会員が行う事業に必要な物資の供給及び会員が生産したスギ・ヒノキ丸太の販売業務等
栃木県の指定管理 業務以外の事業内 容	なし

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



2 所管事務

所 長	－管理運営全般を総括し所属職員を指揮・監督する。
所 長 補 佐	－庶務及び業務全般に関する事務を主体的に執行する。
技 師	－施設管理業務員・森林解説員・森の案内人を指揮・監督する。
業 務 補 助 員	－主任・技師の事務処理補助に関すること。
施設管理業務員	－指定管理施設の維持管理に関すること。
森 林 解 説 員	－県民の森施設利用者に対する森林解説業務に関すること。
県民の森案内員	－県民の森施設利用者に対する案内業務に関すること。

第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		66,685	64,010	63,743	▲267
項目	指定管理料	62,700	62,700	62,700	
	利用料金収入	1,223	855	986	131
	その他	2,762	455	57	▲398
②指定事業に係る収入		237	211	236	25
項目	イベント費	237	211	236	25
合計 (①+②)		66,922	64,221	63,979	▲242

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		66,792	63,464	63,390	▲74
項目	人件費	37,545	33,225	30,926	▲2,299
	光熱水費	5,499	4,813	4,998	185
	消耗品費等	1,682	1,142	2,701	1,559
	修繕費	2,265	4,979	4,295	▲684
	通信運搬費	581	590	721	131
	保険料	235	231	556	325
	手数料	2,427	1,928	1,872	▲56
	租税公課	84	85	63	▲22
	機械賃借料	594	692	1,082	390
	委託費	13,343	12,721	13,362	641
その他経費	2,537	3,058	2,814	▲244	
②指定事業に係る経費		572	481	689	208
項目	消耗品費支出	572	481	689	208
合計 (①+②)		67,364	63,945	64,079	134

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部 合計		▲442	276	▲100	▲376

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・令和5(2023)年度に栃木県エネルギー価格高騰対策指定管理者支援金の給付があり収入が増加した。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入		1,024	556	365	▲191
項目	イベント費		455	280	▲175
	売店売上	205	101	82	▲19
	雑収入	819		3	3
合計		1,024	556	365	▲191

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費		155	202	164	▲38
項目	イベント費		104	74	▲30
	売店仕入	139	82	67	▲15
	家屋等使用料	16	16	11	▲5
	雑費			12	12
合計		155	202	164	▲38

(3) 収支差額（自主事業）

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部合計	869	354	201	▲153

(4) 自主事業収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・人気のあるイベントを自主事業ではなく森の集いで回数を増やし行ったため収入が減少した。
- ・団体のクラフト体験、ガイドハイクが令和5（2023）年の利用者より減ったため収入が減少した。

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	▲442	276	▲100	▲376
2 自主事業収支差額	869	354	201	▲153
3 納付金等合計額				
合計（1 + 2 - 3）	427	630	101	▲529

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・電気設備等更新工事 (県負担 100%)	3,410	・森林総合管理センターの高圧受電設備について、更新推奨時期を超過していたため更新
	・野生動物侵入防止柵設置 (県負担 100%)	739	

	・キャンプ場歩道整備工事	280	
令和 5年度	・野生動物侵入防止柵設置 (県負担 100%) ・灯具改修工事 (LED 化) (県負担 100%) ・職員駐車場街灯設置工事	1,194 9,229 250	・森林展示館灯具を LED 化
令和 6年度	・灯具改修工事 (LED 化) (県負担 100%) ・県民の森 (キャンプ場設計) (県負担 100%) ・キャンプ場管理棟エアコン設 置工事	7,348 5,434 530	・森林総合管理センタ ー灯具を LED 化

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・貯水槽修繕 ・木工館前漏水修繕 ・森林展示館学習室 SW 修繕	355 344 180	
令和 5年度	・キャンプ場枯水及び危険木伐 採 ・林道漏水修繕工事 ・キャンプ場大駐車場看板設置	2,331 422 227	
令和 6年度	・林道漏水修繕工事 ・危険木・倒木伐採、土砂撤去 業務 ・キャンプ場内配水管破損修繕 等	720 700 349	

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① キャンプ場について、荷物の搬入路を整備してほしい。
- ② キャンプ場について、持込サイトを広くしてほしい。

〈対応状況〉

令和7(2025)年度に再整備を実施する。

- ① 持込テントサイトの区画を拡大した。
- ② 各テントサイト付近まで車両で荷物を運搬できるよう、搬入路を整備した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である環境森林部自然環境課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県県民の森（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者であるたかはらの森管理グループ（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、設備の維持管理に強みを持つことを生かし、本施設を運営している。監査手続上、社会保険への加入や労働法規の遵守、税務申告等の法令遵守に関しては、後述の個人情報の管理の点を除いて問題は検出されず、施設利用者や地域住民との関わりや意見聴取についても積極的に取り組んでいる状況などが確認された。

ただし後述のとおり、設置から約50年が経つ中で、県政策上の本施設の位置付けが不明瞭になっており、当指定管理者における経営課題認識や施策検討が困難になっている状況が存在しているところ、県及び当指定管理者は今後の施設運営の方針について明確化することが必要である。

その他監査手続の過程において発見した事項については、以下のとおりである。

(1) 事業報告書における支出状況の透明化（指摘事項）

ア 結論

事業報告書のうち収支決算内訳書において、当指定管理者における支出状況に不透明な点が認められた。当指定管理者は、支出状況の透明性を高めるため、グループとしての決算報告を行うよう、事業報告書に係る収支決算内訳書の改善を図るべきである。

イ 内容

当指定管理者は、栃木県森林組合連合会を代表とし、たかはら森林組合、高原林産株式会社の3社で構成されるグループである。運営形態としては、栃木県森林組合連合会が代表企業として運営の主要部分を担い、たかはら森林組合及び高原林産株式会社は外部委託を受けるような立場で業務を分担し、委託料についても栃木県森林組合連合会が各社へ支払う体制としている。

現状、事業報告書のうち収支決算内訳書においては、栃木県森林組合連合会の単独決算を基に作成されており、たかはら森林組合及び高原林産株式会社への委託部分について、各社への支払金額を委託費として収支決算内訳書上で記載している。委託費の使用状況については記載がなく、そのため、たかはら森林組合及び高原林産株式会社での支出状況は不透明であり、グループ全体としての収支内容や実態が把握しづらい状況にある。

当指定管理者は、本来はグループとしての決算報告を行うことが適切であり、また、透明性を高める観点からも、3社の支出状況を連結させた決算の記載を行うべきである。

(2) 外部委託先からの報告事項に係る対応結果の管理（意見）

ア 結論

当指定管理者は、外部委託先から設備点検等の結果で対応が必要と報告を受けた事項についての対応結果を明瞭に記録することが望ましい。

イ 内容

当指定管理者は、管理運営業務のうち、浄化槽や消防設備の点検作業などを外部業者に委託しており、作業結果の報告を受けている。報告の中には当指定管理者による改修や設備交換などの対応を要する事項が含まれる場合があり、都度対応しているとのことであった。

監査時において、消防設備保守等業務の報告内容のうち、一部に対応の遅れ（再度の業者指摘）と見受けられる項目が識別された。内容は軽微なもの（電灯の寿命交換、など）であるものの、ヒアリング時には対応状況が不明瞭であった。

要対応事項への対応状況については作業報告書に紐づけて管理がなされていないため、作業報告書にその対応状況を記載するなど、作業報告書と紐づけて管理する仕組みを整備し、対応の確実性及びモニタリングの実効性を高めることが望ましい。

(3) 個人情報取得の際の目的の明示（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、利用者の個人情報取得の際に、利用目的の明示をすることが必要である。利用申込書の記入場所に提示する等の簡易な方法によることで足りるが、法令上の義務であるため確実に対応すべきである。

イ 内容

当指定管理者は、キャンプ場の利用者を中心として、施設利用者の個人情報を利用申込において取得しており、当該情報の利用や第三者への提供について、利用目的を明示する義務がある（個人情報保護法）。施設の性質上、利用目的は比較的明確であり、実際にも目的外の利用は存在しないため実質的な利益侵害は生じていないが、第三者への情報提供（県への利用実績報告）も存在するため、この点を含めて利用目的を明示する必要がある。

(4) 施設コンセプトの具体化（指摘事項）

ア 結論

現時点における本施設の政策上の位置付けが不明瞭であるため、県はこれを具体化し、当指定管理者の意見を聴いた上で、今後の具体的な事業運営の方向性につい

て検討すべきである。

イ 内容

本施設は設置後約 50 年が過ぎ、利用者数もピーク時と比して大幅に減少し、施設の機能の一部も他施設に移管し、人員も大幅に削減するなどしており、時代とともに社会的機能が大幅に変遷している。しかし現時点の施設の方針については明確にされておらず、ややメリハリを欠いた利用者増加策が当指定管理者において検討・実施されている状況にある。

従前の学校による施設見学利用などは減少の一途を辿るものの、「森の集い」などの自然と県民を繋ぐためのプログラムが定期的開催されて好評を博している状況にある。また自然と人間の関係や人間が自然に触れ合う効用が改めて注目されているような近年動向を踏まえると、さまざまな政策的意義や社会的文脈を持つ事業展開も考えられるところである。これだけ広大なフィールドを持つ自然施設は県内になく、今後キャンプ場の大幅改修を契機として宿泊型プログラムの開催が促進される点では、他施設に対する機能的優位性も存在するところである。

自然環境政策は、対象もテーマが大きいだけに政策が不明瞭になりやすい領域ではあるが、事業レベルにおいては、県側に具体的な方針やコンセプトがないと、指定管理者側でも事業展開や人材育成の検討の方向性が出しにくいいため、今後はこれらを具体化する作業に着手すべきである。

第6節 栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）

第1項 施設の概要

（金額、人数等の数値は令和6（2024）年度実績）

所管課	産業労働観光部観光交流課	
指定管理者	大高商事グループ	
施設名	栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）	
施設所在地	宇都宮市元今泉6丁目1番37号	
根拠条例等	栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第6条 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例第7条の3	
設置年月日	昭和63（1988）年8月1日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	栃木県立宇都宮産業展示館は、栃木県条例（昭和63年6月15日栃木県条例第24号）に定める施設として、本県の産業を振興し、併せて地域経済の発展に資することを目的として設置された多目的交流施設である。
	施設の概要	①敷地面積：28,453.75㎡ ②建物面積：7,357.06㎡ 鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階 ③宿泊室：なし ④展示場：大展示場、小展示場、展示ホール ⑤その他：大会議室、小会議室、特別会議室、屋外展示場、レストラン ⑥駐車場：収容台数 乗用車412台、バス10台（乗用車40台相当）
	業務内容	①展示館の施設の維持管理に関する業務 ②有料施設の利用許可に関する業務 ③展示館の運営に関する業務
営業（開館）時間	午前9時から午後9時までとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて利用時間を変更することができる。	
休業（休館）日	12月29日から翌年1月3日までとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。	
指定管理期間・ 指定管理者	令和6（2024）年4月～令和11（2029）年3月 大高商事グループ	

利用者数(延べ人数)	年間 150,207 人 (令和 6 年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	利用料金制度を採用しており、指定管理料はない。	
利用料金 (利用者負担額)		1 日利用 半日利用
	・ 大展示場 (休日等)	538,000 円 268,000 円
	(全面) (平日)	448,000 円 223,000 円
	・ 小展示場 (休日等)	95,700 円 47,800 円
	(平日)	79,700 円 39,700 円
	・ 展示ホール (休日等)	51,800 円 26,000 円
	(平日)	43,100 円 21,500 円
	・ 屋外展示場	27,300 円 13,600 円
	・ 大会議室	12,600 円 6,400 円
	・ 小会議室	4,030 円 2,000 円
	・ 特別会議室	5,160 円 2,570 円
	※屋外展示場の利用は、大展示場を 2 / 3 又は全面利用した場合に限る。	
	※会議室のみの利用は、9時から17時。	
	※備品使用料・電気料・水道料・冷暖房料については、利用後実費精算している。	
利用料金制度導入の有無	有り	

マロニエプラザ外観



第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	だいこうしょうじ 大高商事グループ
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市宝木本町 1474-5
法人等の 代表者氏名	株式会社大高商事 代表取締役 伊原 修
法人等の 設立年月日	令和6(2024)年2月5日
法人等の沿革	<p>大高商事グループは、栃木県立宇都宮産業展示館の指定管理業務を受託するため令和6(2024)年2月5日に設立された。</p> <p>当グループは、代表企業に株式会社大高商事、構成企業に藤井産業株式会社、株式会社五光、株式会社下野新聞社の4社で構成されている。</p> <p>当グループは、令和6(2024)年4月1日から栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)の指定管理者として管理運営業務を行っている。</p>
法人等の業務内容	<p>指定管理者として、常に「公」保証し、本県産業を振興させる様々な企画・イベントを重視し、県内外に発信し、また、地域に愛される施設管理運営を基本とし、以って地域経済の発展に寄与する。</p> <p>①展示館の施設の維持管理に関する業務 ②有料施設等の利用の許可に関する業務 ③展示館の運営に関する業務 ④前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>
栃木県の指定管理 業務以外の事業内 容	<p>株式会社大高商事の事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示館と類似施設の運営(図書・施設管理全般) 宇都宮市立南図書館・河内図書館・東図書館・上河内図書館、下野市立石橋図書館・国分寺図書館・南河内図書館、市貝町立図書館、さくら市立氏家図書館・喜連川図書館、那珂川町馬頭図書館・小川図書館 栃木市大平まちづくり交流センター(管理運営業務) ・その他法人等の行っている事業 <p>①ビル総合管理、総合メンテナンス(建物・設備の維持管理全般、環境衛生管理、一般・産業廃棄物収集運搬等) ②建築・リフォーム工事(土木・建築・造園・電気・管工事・防水工事他)</p>

	③警備業（施設＝建物警備） ④人材派遣業（一般） ⑤業務請負（学校・病院・福祉施設等給食業務、宿直管理、自動車運転業務 他） ⑥生鮮品の鮮度維持用保存庫「快蔵くん」、鮮度維持機器「いきいきくん」の製造・販売 ⑦IT 関連業務（病院・福祉関連業務運営ソフトの販売及びハードウェアの販売、並びにシステム運営支援全般） ⑧指定管理者制度による官公庁施設の運営管理受託 福祉サービス第三者評価機関（認証取得）
--	--

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在

組織図

職員計 5名

構成員 館長 — 事務局長 — 総務課長 — 主任 2名(総務・イベント)

第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
(1) 施設管理に係る収入		86,569	122,336	144,892	22,556
事業収入		49,166	119,915	141,361	21,446
展示館利用料		41,741	96,472	113,302	16,830
備品等利用料		3,384	11,623	13,711	2,088
光熱水費利用料		4,040	11,819	14,347	2,528
雑収入		37,328	1,976	2,237	261
項目	広告料		240	210	▲30
	自販機手数料	666	1,728	1,999	271
	電話料金手数料その他	206	7	7	
	指定管理業務受託料	35,735			
	光熱水費(工事)	720			
	預金利息			20	20
ケータリング収入		73	126	1,293	1,167
雑収入			317		▲317
(2) 指定事業に係る収入					
項目	指定管理料				
合計(1)+(2)		86,569	122,336	144,892	22,556

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
(1) 施設管理に係る経費 ①+②	86,474	129,792	128,639	▲1,153	
①事業経費	86,401	129,666	127,346	▲2,320	
項目	事務所管理費	20,727	21,405	22,800	1,395
	旅費	99	48	106	58
	食糧費	4	7	62	55
	消耗品費	1,749	1,590	2,083	493
	印刷製本費		111	653	542
	光熱水費	11,342	13,835	16,379	2,544
	修繕費	13,217	5,899	15,809	9,910
	通信運搬費	557	632	951	319
	広告料	235	1,423	1,432	9
	手数料	499	98	160	62
	保険料	38	116	116	
	委託料	29,338	48,071	44,648	▲3,423
	使用料及び賃借料	1,131	1,668	1,858	190
	器具・備品費	915	201	1,010	809
	負担金	1,891	5,215	5,722	507
	公課費	4,204	3,786	5,867	2,081
	県納付金		25,000	7,200	▲17,800
	報償費	363	363	363	
	減価償却費	84	192	120	▲72
貸倒損失					
②ケータリング支出	73	126	1,292	1,166	
(2) 指定事業に係る経費					
合計 (1) + (2)	86,474	129,792	128,639	▲1,153	

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	93	▲7,456	16,253	23,709

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・令和5(2023)年度は長期休館や近隣施設開館の影響、コロナによる催事形態等さまざまな環境変化の影響があったが、令和6(2024)年度は落ち着き、本来の施設運営・管理により事業収入が増加した。
- ・当館を取り巻く環境の変化等の考慮により、県への納付金見直しがなされた。
- ・取り巻く環境に対応し得る安定した経営体質の構築を目指し、少数精鋭の管理運営体制の継続、委託空調設備点検業務先の一部見直し、供給電力会社の変更

により事業経費を抑えた。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入	2,014	6,212	6,904	692
項目	大展示即売会 藤井産業	1,408	1,489	81
	マロニエプラザ感謝祭	1,924	1,969	45
	産学官共同事業支援	1,027	1,571	544
	ものづくり企業展示商談会	2,014	1,850	24
合計	2,014	6,212	6,904	692

・令和4年度は、新型コロナウイルス感染対策期間中で、主要な自主事業を実施していない。

(2) 支出の部

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費	2,014	6,212	6,904	692
項目	大展示即売会 藤井産業	1,408	1,489	81
	マロニエプラザ感謝祭	1,924	1,969	45
	産学官共同事業支援	1,027	1,571	544
	モノづくり企業展示商談会	2,014	1,850	24
合計	2,014	6,212	6,904	692

(3) 収支差額(自主事業)

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計-支出の部合計	—	—	—	—

(4) 自主事業収支(R 6 - R 5)の著しい増減(10%程度)の主な理由
なし

3 県への納付金、戻入額等

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
納付額		25,000	7,200	▲17,800
戻入額				
納付金、戻入額等合計		25,000	7,200	▲17,800

4 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	93	▲7,456	16,253	23,709
2 自主事業収支差額				
3 納付金等合計額 ※		(25,000)	(7,200)	(▲17,800)
合計 (1 + 2 - 3)	93	▲7,456	16,253	23,709

※県への納付金は、指定管理業務の支出に含まれている。

第5項 固定資産及び修繕の概況

1 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額（千円）	備考
令和 4年度	・内外部改修工事	782,672	長寿命化対策として 実施
	・空調設備改修工事（長寿命化）	468,259	
	・省エネルギー加速化ほか電気設備工事 （上記全て 県負担100%）	90,596	
令和 5年度	・変圧器等更新工事 （県負担100%）	22,399	・更新推奨時期を 経過しており更新 ・空調効率向上の ため ・定期更新として
	・大展示場空調機改善等工事 （県負担100%）	990	
	・自動火災報知設備定期部品交換	913	
令和 6年度	・WI-FI 機器更新 （県負担100%）	5,940	・サービス終了に伴 う更新工事実施。 ・熱中症対策と利用 者サービス向上の ため設置 ・安全確保のため撤 去
	・小展示場空調機増設工事	1,793	
	・国旗掲揚塔ポール撤去工事 （県100%）	1,672	

2 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額（千円）	備考
令和 4年度	・屋外機防音工事	3,124	・騒音対策 ・駐車場区画線拡張 工事 ・ロールスクリーン
	・駐車場区画線改修工事 （県負担100%）	2,477	
	・ロールスクリーン交換工事	2,035	

	(県負担 100%)		等取替
令和 5年度	・大展示場屋根東側軒樋取付工 事 (県負担 100%)	2,486	・外壁の雨漏り修繕
	・自動ドア部品交換修繕 ・大展示場・レストラン防火シ ャッター修理	864 751	・安全確保 ・災害時への対応
令和 6年度	・テレビ共聴ブースター交換工 事	990	・電波受信低下のため
	・屋外円形駐車場他段差解消工 事	946	・安全対策
	・小展示場タイルカーペット張 替え	915	・汚れ等床補修

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 駐車場の車1台当たりの駐車スペースが狭い。もっと広くしてほしい。
- ② (住民要望) 冬になるとマロニエプラザの高木の枯葉・落葉が年々増加している。何とかしてほしい。
- ③ 駐車場の利用可能時間を明確な時間表示としてもらいたい。

〈対応状況〉

- ① リニューアルオープンを機に県に要望。駐車場の車幅拡張・白線の引き直しを実施していただいた。(駐車台数は50台減となったが、トラブル等が大幅減となった)
- ② 従来にも増してマロニエプラザの敷地内外の清掃を行った。また、枯葉等を抑制するために北側・西側の高木剪定を実施した。6年度にはブロワーを購入。早めに対応し、苦情はない。
- ③ 駐車場入口に「本日の開館時間〇〇:〇〇～〇〇:〇〇」と時間を記載した看板を新たに設置した。結果として、出庫漏れの車両対応が減少した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である産業労働観光部観光交流課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県立宇都宮産業展示館(通称 マロニエプラザ)(以下、本項において「本施設」という。)の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である大高商事グループ(以下、本項において「当指定管理者」という。)の施設管理責

任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、新型コロナウイルス感染対策の影響や周辺の競合施設の新設など厳しい外部環境にさらされ、また、開館から40年弱経過し建物の老朽化が進んでいる中で、利用者の利便性向上に向けた施策を積極的に進めていることが確認された。職員の利用者対応の良さなどの点で好評なアンケート結果を獲得しており、利用者の増加に繋がっている。さらに、近隣住民からの要望に対しても真摯に向き合っており、特に空調室外機の騒音に対するクレーム対策では、大規模工事を行わずに簡便な工事による対応で経費削減をしつつ、近隣住民の要望にも応えるといった施策がされているなどの対応は高く評価できる。

その他監査手続の過程において発見した事項については、以下のとおりである。

(1) 産業展示館正面入口広場の有効活用(意見)

ア 結論

県は、国旗掲揚塔を撤去して広くなった産業展示館の正面入口広場の有効活用を検討することが望ましい。

イ 内容

県は令和6年度中に、産業展示館の正面入口広場にあった国旗掲揚塔が傾き、1,672千円をかけて、撤去工事を行っている。撤去工事により正面入口広場が拡張になったが、入口広場が有効に活用されているとは言い難い。撤去工事の目的は、傾いている国旗掲揚塔による危険排除にある。広場の拡張自体が目的ではないが、正面玄関に設置されている鉄製のゲートが開放される機会も少なく、広くなった広場活用を検討することが望ましい。特に、隣接する宇都宮市体育館（ブレックスアリーナ宇都宮）で行われる宇都宮ブレックスの試合時などは、入口で大変混雑することもある。ゲートを開放するなどして、広場を活用することも検討が望まれる。

(2) 自主事業収支の明確化(指摘事項)

ア 結論

当指定管理者は、自主事業の収入と事業に要した支出を計上し、自主事業の収支を明確にすべきである。

イ 内容

当指定管理者は、自主事業として、「大展示即売会」、「マロニエプラザ感謝祭」、「産学官共同事業支援」、「ものづくり企業展示商談会」を行っている。自主事業の目的は、施設運営に関連した事業を行い、施設の知名度を高め利用促進を図り、施設を有効に活用することにある。当指定管理者の決算書では、自主事業

の収支が同額計上で、収支差額が0円として計上されており、指定管理事業と自主事業の経理区分が明確にされていない。

自主事業について、収入金額は、イベントなどを実施して当指定管理者が受け取った金額を計上し、支出額は、各自主事業に直接要した費用（イベントの設営費、警備会社への委託料、イベントのための仕入や消耗品費等）を計上すべきである。

(3) 備品管理の適正化（指摘事項）

ア 結論

県は、適切な備品の管理の観点から、所有備品を「登録物品一覧表」へ漏れなく登録するとともに、備品の所有権を明確にするため棚卸を実施するなど、備品管理の適正化を図るべきである。

イ 内容

県の外郭団体である旧とちぎ県産品振興協会から受け入れた県所有備品である折りたたみイスや長机等について、「登録物品一覧表」への登録がされていなかった。これらは県所有の物品であるため、適切に管理する観点から、県は「登録物品一覧表」に漏れなく登録を行うべきである。

また、県所有の備品であることを示すシールが貼っていない備品が存在した。県と当指定管理者の間で所有権が不明になっているものも存在した。県は、備品等の棚卸を実施して所有権を確認し、それを明確にするためにシールを貼るなど、備品管理の適正化を図るべきである。

(4) 修繕計画の報告及び内容についての協議の実施（指摘事項）

ア 結論

修繕計画について、県への報告及び内容についての協議が実施されていなかった。当指定管理者は、仕様書に則って修繕計画を報告すべきであり、県は内容についても協議し、効果的、効率的な修繕実施を担保すべきである。

イ 内容

指定管理業務に関する仕様書において、「半期ごとに、前期の修繕実績及び当期の修繕計画を報告すること。また、修繕計画の作成に当たっては、内容について県と協議すること」と定められているところ、修繕実績については報告されていたが、修繕計画については報告及び内容についての協議が実施されていなかった。

修繕費については、県と当指定管理者との間の協定書において、「指定期間の終了に際し、委託料のうち修繕費に余剰金が生じたときは、指定期間終了後45日以内に当該余剰金を甲に返還しなければならない」とされている。これは、修繕費についてのみ定められている条項であり、県として修繕費について、特に管理監督するために設けられているものである。仮に、修繕計画について報告及び内容についての協議がなされないとすれば、修繕内容を事前にチェックすることが困難と

なる。当指定管理者は仕様書に則って修繕計画を報告すべきであり、県は内容についても協議し、より効果的、効率的な修繕実施を行う体制とすべきである。

(5) 利益分配納付金規定削除の妥当性の検証（意見）

ア 結論

県は、第4期（令和6（2024）年度から令和10（2028）年度）の協定締結にあたって、利益分配納付金規定を削除することが妥当であったか検証することが望ましい。

イ 内容

本施設は展示館であり民間の価格と同水準の利用料金とされていることもあり、栃木県の多くの公の施設と異なり、本施設運営維持管理等に係る経費を利用料金等で賄うこととされている。そのため、指定管理料（委託料）は発生せず、当指定管理者から県へ納付金を納めることとされている。納付金には、年度ごとにあらかじめ定めた金額を納付する定額納付金と、年度の収支差額の一部を納付する利益分配納付金（利益分配納付金の例（第3期）：収支差額が6百万円を超える場合は、その金額を納付する）がある。

<納付金、収支差額のイメージ>

		(参考)	
+収入	利用料金等		平成21～令和元年度
△支出	管理経費等		合計(11年間)※
△支出	定額納付金	⇒ 県へ	264,001千円
<hr/>			
差引	収支差額		
	↓		
	収支差額の分配		
	利益分配納付金	⇒ 県へ	40,326千円
	利益分配金	⇒ 指定管理者 構成企業へ	90,822千円

※コロナ禍及び大規模修繕以前

令和2（2020）年度から令和4（2022）年度においては、コロナ禍及び大規模修繕のため、納付金はなく、県から当指定管理者へ委託料及び協力金が支払われており、令和5（2023）年度は、定額納付金25百万円を納付できたものの、収支差額は初のマイナス（△7百万円）となった。これらを受け、第4期（令和6年度から令和10年度）における県と当指定管理者間の協定においては、第3期（平成31年度から令和5年度）の業績及び社会情勢及び周辺環境の変化（オンライン化の進行、競合施設の新設、施設の老朽化等）を鑑み、大きく見直され、納付金は定額納付金額のみ（第3期最終年度令和5（2023）年度25百万円から第4期初年度令和6（2024）年度7.2百万円。17.8百万円の減少。）となり、さらに利益分配納付金の定めは削除

された。

第4期の協定締結時においては、オンライン化の進行、競合施設の新設等による売上減少シナリオが有力との背景から定額納付金が減額されたことは理解できるが、利益について一定額を県に還元する仕組みである利益分配納付金規定を削除したことが妥当であったかは疑問が残る。実際、本施設は新設された競合施設に対する優位性（駐車場台数、展示場内へ車両乗り入れ可能）等から、想定ほどの利用料金収入減とはならず、第4期初年度の令和6（2024）年度の収支差額はプラス16百万円となった。第3期に規定されていた利益分配納付金規定が仮に存在し、全額分配した場合には、令和6（2024）年度については県へ10百万円納付されていたことになる。

本施設は、指定管理施設であるため、運営維持管理は当指定管理者が行うが、建設や大規模改修は県が負担する仕組みである。そのため、施設運営に必要な改修費用についても可能な限り利用料金収入を原資に賄うことが県財政の健全性の観点からも妥当である。また、経費削減については、当指定管理者の経営努力により実現できる部分が大き一方で、利用料金収入については立地、施設設備、経済情勢、社会環境によって大きく左右される。こうした本施設の特性を踏まえると、従来設けられていたように、利益が一定金額を超えた場合には、その利益を県へ還元するという利益分配納付金規定を維持することが、県民共有の財産を適切に活用するという観点からは合理的であると考えられる。

県は、第4期の協定締結にあたって、利益分配納付金規定を削除することが妥当であったか、再検証をすることが望ましい。

（6）レストランススペースの活用（意見）

ア 結論

県は、現在テナント未入居となっているレストランススペースについて、積極的に入居を促す取組を行うことが望ましい。

イ 内容

本施設内にはレストランススペースが設置されているが、展示館を主とする指定管理業務の運営範囲からは除かれており、県が直接運営を行っている。また、このレストランススペースにおいて令和2（2020）年3月31日までテナントとしてレストランが入居していたが、退去後新しいテナントが入っておらず、現在の利用としては、展示館利用者の要望に応じて臨時的に貸し出すスペースとすること等に留まっている。

本施設内のレストランススペースは、建物内部に設けられており、建物外部から直接入ることが出来ず、本施設で展示会等の無い日は利用者が少なく、テナントが入居しにくい面はある。県によると、指定管理者公募の際など、定期的にテナント募集を掛けているが、入居に至っていないとのことであるが、本施設内にレストランがないことは展示館利用者にとって不便であり、施設の魅力を損ねている。

通常の募集を掛けても入居が決まらないのであれば、県は、産業を振興し、併せ

て地域経済の発展に資するという施設の目的を鑑み、観光協会等へ出店協力を要請することや、新規開業者支援としての期限付きの低廉な賃料設定、就労支援事業所へのあっせん等積極的に入居を促す取組を行うことが望ましい。

第7節 栃木県なかがわ水遊園

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	農政部農村振興課	
指定管理者	(公財) 栃木県農業振興公社	
施設名	栃木県なかがわ水遊園	
施設所在地	大田原市佐良土 2686	
根拠条例等	栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例	
設置年月日	平成13(2001)年7月15日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	那珂川の豊かな水と緑に親しみ、水生生物とふれあう場を提供することにより、その沿川地域の自然と文化についての県民の理解を深めるとともに、都市と農村との交流の促進を図る。
	施設の概要	①水と緑をテーマにした公園(面積約25ha) 主な施設: 芝生広場、お魚ふれあいステーション、水の広場、公園サービスステーション ②おもしろ魚館(愛称: フィッシュパル、延べ面積約6,000㎡) ア 展示ゾーン(4,500㎡) 展示生物: 約340種、水槽: 48基(水槽容量: 約600t) イ 体験交流ゾーン(1,500㎡) おさかな研究室、味わい工房、創作工房等 ③駐車場 大型車: 7台、普通車: 700台
	業務内容	①栃木県なかがわ水遊園の施設の維持管理に関する業務 ②栃木県なかがわ水遊園の運営に関する業務 ③前各号に掲げる業務に付帯する業務
営業(開館)時間	開園 9:30~17:00、開館 9:30~16:30	
休業(休館)日	月曜日、毎月第4木曜日	
指定管理期間・ 指定管理者	令和6(2024)年4月~令和16(2034)年3月 (公財) 栃木県農業振興公社	
利用者数(延べ人数)	年間264,210人(令和6年度実績) ※おもしろ魚館展示ゾーン入館者数	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和6(2024)年4月~令和16(2034)年3月(10年間合計) 3,370,000千円	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年度あたり金額 337,000 千円
利用料金 (利用者負担額)	大人（高校生以上）個人 900 円 団体(20名以上)700 円 子供（小中学生） 個人 300 円 団体(20名以上)200 円 未就学児 無料 年間パスポート 大人 2,500 円 子供 1,000 円
利用料金制度導入の有無	有り
その他の事項	施設内のショップ、飲食施設は、指定管理者が目的外使用許可として運営（直売所を除く。）



- ①おもしろ魚館(本館)
- ②公園サービスステーション
- ③お魚ふれあいステーション
- ④芝生広場
- ⑤水の広場
- ⑥大池

第2項 指定管理者の概要

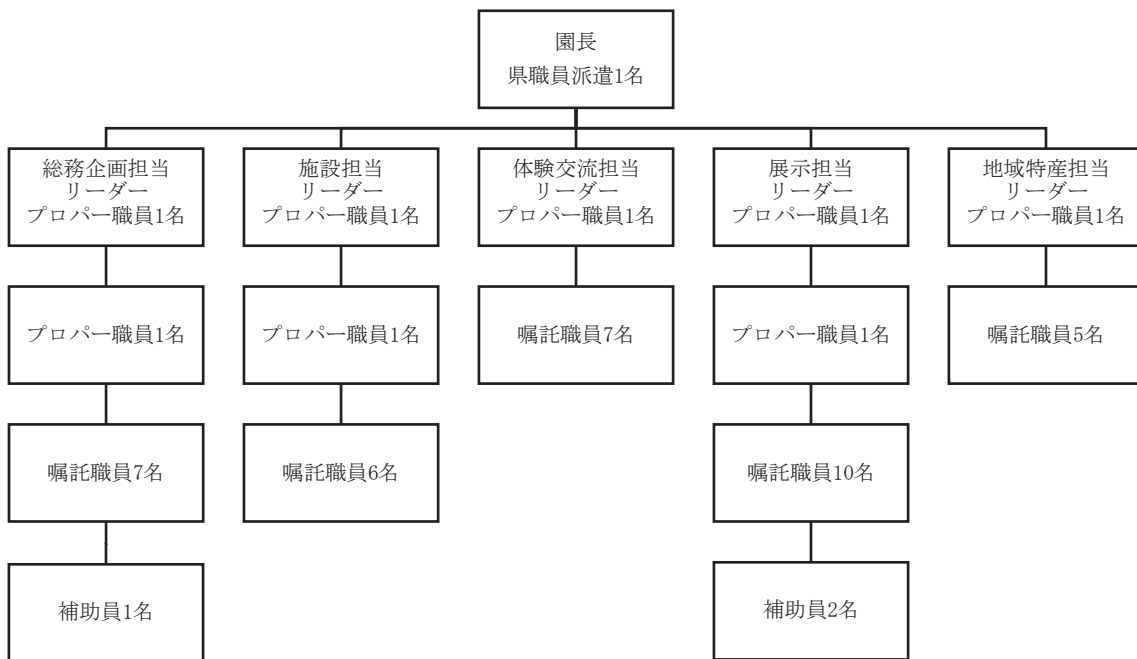
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	こうえきざいだんほうじん とちぎけんのうぎょうしんこうこうしゃ 公益財団法人 栃木県農業振興公社
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市一の沢2丁目2番13号
法人等の 代表者氏名	理事長 青柳 俊明
法人等の 設立年月日	昭和46(1971)年3月1日
法人等の沿革	昭和46(1971)年3月1日 財団法人栃木県農業公社 登記申請完了 昭和62(1987)年4月1日 統合に伴い、財団法人栃木県農業振興公社に改称 平成4(1992)年4月1日 とちぎ花センター管理運営事業受託 平成13(2001)年4月1日 栃木県なかがわ水遊園管理運営事業受託 平成16(2004)年1月17日 公社事務所を現とちぎアグリプラザに移転 平成18(2006)年4月1日 花センター・水遊園の第1期指定管理者となる 平成21(2009)年4月1日 花センター・水遊園の第2期指定管理者となる 平成24(2012)年4月1日 公益法人へ移行し、現法人名に改称 平成26(2014)年4月1日 農地中間管理機構指定に伴い、農地集積推進部新設 平成26(2014)年4月1日 花センター・水遊園の第3期指定管理者となる 平成31(2019)年4月1日 花センターの第4期指定管理者となる 令和6(2024)年4月1日 花センター第5期、水遊園第4期の指定管理者となる
法人等の業務内容	(1) 農地の効率的な利用促進の支援に関する事業 (2) 多様な担い手の育成・確保に関する事業 (3) 魅力ある農業・農村地域づくりの支援に関する事業 (4) 食を通じた農業への理解の普及に関する事業

	(5) 畜産振興のための基盤整備支援に関する事業 (6) 花き類の生産振興、普及活動拠点施設の運営に関する事業 (7) 淡水魚等の飼育展示、体験交流活動拠点施設の運営に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
栃木県の指定管理業務以外の事業内容	(1) 農地集積推進事業 (2) 畜産・農用地等基盤整備事業 (3) 新規就農者育成確保事業 (4) 農業農村活力支援事業 (5) 物品販売事業

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		430,283	428,141	474,874	46,733
項目	指定管理料	329,904	333,160	346,477	13,317
	利用料金収入	95,959	90,616	124,564	33,948
	施設利用料負担金収入	4,420	4,365	3,833	▲532
②指定事業に係る収入		24,888	26,481	24,235	▲2,246
項目	体験講座参加料等収入	24,888	26,481	24,235	▲2,246
合計 (①+②)		455,171	454,622	499,109	44,487

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		385,383	395,672	406,604	10,932
項目	給料手当支出	182,772	181,041	180,375	▲666
	賃金支出	1,141	1,217	1,132	▲85
	消耗品費支出	6,382	8,426	8,500	74
	燃料費支出	1,560	1,995	2,010	15
	光熱水費支出	75,700	73,730	69,497	▲4,233
	修繕費支出	10,432	10,150	17,411	7,261
	警備委託料支出	29,700	29,700	31,284	1,584
	清掃委託料支出	16,731	16,731	21,067	4,336
	施設運転管理委託料支出	29,568	29,568	31,416	1,848
	租税公課費支出	13,251	22,969	23,113	144
その他支出	18,146	20,145	20,799	654	
②指定事業に係る経費		54,008	52,416	60,388	7,972
項目	展示活動事業費	27,527	22,283	28,212	5,929
	賃金支出	2,393	2,319	2,076	▲243
	消耗品費支出	12,515	13,293	13,402	109
	委託料支出	7,057	4,528	9,098	4,570
	その他支出	5,562	2,143	3,636	1,493
	体験交流事業費	10,232	13,101	14,389	1,288
	賃金支出	7,689	8,069	8,473	404
	消耗品費支出	921	1,496	1,485	▲11

原材料費支出	1,112	2,133	3,359	1,226
その他支出	510	1,403	1,072	▲331
指定講座事業費	5,113	5,312	2,902	▲2,410
原材料費支出	5,113	5,312	2,902	▲2,410
教育普及活動事業費			433	433
消耗品費支出			253	253
その他支出			180	180
地域交流等活動事業費	2,296	3,929	3,959	30
消耗品費支出	2,093	3,049	3,297	248
その他支出	203	880	662	▲218
広報費	8,840	7,791	10,493	2,702
消耗品費支出	285	138	948	810
印刷製本費支出	3,588	3,287	3,706	419
広告料支出	4,262	4,024	4,468	444
その他支出	705	342	1,371	1,029
合計 (①+②)	439,391	448,088	466,992	18,904

(3) 収支差額

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	15,780	6,534	32,117	25,583

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・ 指定管理料：第3期→第4期委託料及び支援金の差分。
- ・ 利用料金収入：R 6 (2024)年6月1日から入館料改定による収入増。
- ・ 修繕費：経年劣化、耐用年数超過等による緊急修繕案件が多く支出額増。
- ・ 清掃委託料：契約更新により契約額増。
- ・ 展示活動事業費 (委託料)：R 5 (2023) 年度まで管理費計上委託業務を事業費計上、R 6 (2024) 年度施設改修のためのコンサル委託分増額。
- ・ 広報費(その他)：着ぐるみ劣化破損のため更新したため増額。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る収入	145,755	152,038	160,095	8,057
項目	ショップ事業費収入	100,744	100,120	3,541
	喫茶事業費収入	14,017	17,338	2,046
	屋外売店事業費収入	30,994	34,580	2,470
合計	145,755	152,038	160,095	8,057

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
自主事業に係る経費		127,815	134,728	142,416	7,688
項目	シヨップ事業費支出	81,246	86,016	94,021	8,005
	給料手当支出	11,914	11,952	12,263	311
	仕入支出	61,390	62,216	70,037	7,821
	その他支出	7,942	11,848	11,721	▲127
	喫茶事業費支出	12,992	14,017	14,765	748
	給料手当支出	3,836	3,915	3,848	▲67
	仕入支出	7,983	8,767	9,972	1,205
	その他支出	1,173	1,335	945	▲390
	屋外売店事業費支出	33,577	34,695	33,630	▲1,065
	給料手当支出	16,358	16,208	16,243	35
	仕入支出	8,679	11,084	9,987	▲1,097
	その他支出	8,540	7,403	7,400	▲3
	合計		127,815	134,728	142,416

(3) 収支差額

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	17,940	17,310	17,679	369

(4) 自主事業収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・各事業において物価高騰に伴う仕入価格上昇を販売価格に転嫁したため収入増

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	15,780	6,534	32,117	25,583
2 自主事業収支差額	17,940	17,310	17,679	369
3 納付金等合計額				
合計 (1 + 2 - 3)	33,720	23,844	49,796	25,952

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・栃木県なかがわ水遊園給水ポンプ（淡水）更新工事	8,668	<ul style="list-style-type: none"> ・園内のトイレや館内に井水を送水するポンプの経年劣化による更新を行った。 ・飼育生物の飼料用冷凍庫の不具合による室外機等更新を行った。 ・トイレ凍結による修繕工事（洋式化）を行った。
	・栃木県なかがわ水遊園プレハブ型冷蔵庫修繕工事	1,176	
	・なかがわ水遊園直売所横屋外トイレ凍結による修繕工事（洋式化） (上記全て 県負担 100%)	924	
令和 5年度	—	—	
令和 6年度	貨物車（県負担 100%）	6,768	更新要求基準を満たした車両の更新がされた。

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・ドーム内手すりガラスフィルム修繕（指定管理者執行）	930	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルム劣化による張替 ・アクリル面劣化による研磨 ・カルシウム成分固着による研磨
	・展示水槽アクリル修繕（指定管理者執行）	910	
	・ドーム内手すりガラス修繕（指定管理者執行）	886	
令和 5年度	・取水源井戸ポンプ更新（県執行）	7,898	<ul style="list-style-type: none"> ・園内のトイレや館内に井水を送水する取水源にある井戸ポンプの更新 ・園から排出されるし尿を攪拌し、処理を進めるための合併処理浄化槽の脱窒槽攪拌機の更新工事 ・園内のトイレや水槽に供給する受水槽の水位を計測し、中央監視装置に
	・浄化槽脱窒槽攪拌機No.1更新（県執行）	2,475	
	・淡水受水槽水位計更新（県執行）	1,412	

			送信する淡水受水槽内の 投込圧力式水位計の更新 工事
令和 6年度	・非常照明用及び自家発電設 備用蓄電池更新（県執行）	9,163	・耐用年数を超過し、内 部抵抗値が正常値を外れ ている蓄電池の更新
	・公園サービスステーション 照明改修（指定管理者執 行）	995	・経年劣化の器具をLED 化更新
	・つり池D 栈橋B 工区改修 （指定管理者執行）	981	・経年劣化により腐食し た木部の張替え

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① タッチング水槽を復活させてほしい。
- ② 魚名板、解説文を読みやすくしてほしい。
- ③ キャッシュレス決済対応としてほしい。

〈対応状況〉

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に準じて対応することとし、5類移行に伴い、タッチング水槽を一部再開した。
- ② 魚名板のデジタル化、照明調整など対応した。
- ③ 令和7（2025）年1月よりキャッシュレス決済対応の券売機を導入した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である農政部農村振興課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県なかがわ水遊園（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、本施設の事業運営につき、時代の変化を捉えた将来像を描き、積極的に経営課題に対する施策を立案・実行するなどの取組を行っていることが確認された。その成果としてコロナ禍以前の集客水準を取り戻しつつあり、その取組は高く評価されるべきである。

事務管理の状況としても、個人情報等の管理は事業規模に合った適切なレベルにあり、

社会保険への加入や労働法規の遵守、税務申告などの法令遵守状況に関しても監査手続上の問題は検出されなかった。

その他監査手続の過程において発見した事項については以下に報告する。重要性が高いと考えられるのは（６）の設備投資の状況であり、県側で適時に予算措置がなされない場合、今後の当指定管理者の円滑な事業運営に支障を及ぼす可能性が高いことを付言する。

（１）指定管理業務と自主事業の区分経理（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、事業報告書における指定管理業務の収支状況及び自主事業に関わる収支実績については、指定管理業務と自主事業について適切に区分経理するとともに、会計処理ルールをより明確にすべきである。

イ 内容

指定管理業務の収支状況及び自主事業に関わる収支実績については、指定管理業務と自主事業の経費について適切に区分経理する必要がある。

当指定管理者においては、指定管理施設内にて自主事業（ショップ事業、喫茶事業）を行っているが、自主事業にかかる費用の一部が指定管理業務の経費に区分されている点が認められた。ショップ事業は指定管理施設内において行われているため、自主事業にかかる施設利用料として、光熱費については自主事業にかかる費用として区分する必要がある。喫茶事業については使用面積、使用量に基づく経理区分がなされているが、ショップ事業については光熱費が区分して経理されておらず、すべて指定管理業務の経費とされていた。また、指定管理業務と自主事業は同一の部門において管理されているが、同部門に係る人件費等の経費は自主事業に配賦されていなかった。

上記の事項を含め、指定管理業務と自主事業の経費について適切に区分経理できるよう会計処理ルールをより明確にすべきである。

（２）自主事業の実施状況に関する事業報告書の記載充実（意見）

ア 結論

当指定管理者は、事業報告書において自主事業の実施状況を報告しているが、収支実績についてのみならず、記載の充実を図ることが望まれる。

イ 内容

当指定管理者は、指定管理施設内にて自主事業（ショップ事業、喫茶事業）を行っているが、地方自治法 238 条の 4 第 4 項に基づく目的外使用許可による使用である。指定管理業務に関する仕様書においては、「地産地消」を図るなど県施策の推進に努めること、事業報告書において自主事業の実施状況について記載する必要があることが定められている。

事業報告書においては、自主事業に係る収支実績の記載があるものの、収支実績以外の実施状況について記載がなかった。一方、ショップ事業においては地域の魅力が詰まった地元物産をお土産として提供し、訪れる方々に地元の文化と風土を伝える取組が実践されており、県施策の推進に貢献している点が認められた。また、喫茶事業においても地元で生産された食材を積極的に取り扱い、地域に根差した地産地消の推進に尽力している点が認められた。地域の活性化に大きく貢献するとともに、地元の魅力を広く発信する取組であり、収支実績のみでは測れないものである。管理運営状況の適切な評価のために、事業報告書においては自主事業の収支実績のみではなく、具体的な実施状況の記載を含めるなど、内容の充実を図ることが望まれる。

(3) 貯蔵品の計上（意見）

ア 結論

当指定管理者は、事業年度末日時点で未使用である切手・収入印紙等については、当指定管理者の決算書上で資産計上することが望ましい。

イ 内容

当指定管理者において保管、管理している切手・収入印紙等については事業年度末日時点で在庫数量があるが、会計上資産として計上する処理がされていない。使用数量、残数量は管理簿で適正に管理されているが、会計処理においても決算時には資産計上することが望ましい。なお、令和7（2025）年3月31日時点においての在庫数量は以下のとおりであり、金額は306千円であった。

（単位：千円）

品目	残高金額
レターパックプラス	147
スマートレター	5
切手	45
葉書	4
収入印紙	106
合計	306

(4) 指定管理業務に係る協定書の記載内容の是正（指摘事項）

ア 結論

指定管理業務に係る協定書において、指定管理業務に係る収入及び支出は指定管理者の他の口座とは別の口座で管理することとされているが、実際には当指定管理者の他業務でも利用されるメイン口座にて収入及び支出が管理されている。現状の資金管理体制でも指定管理業務とその他の業務の区分経理手法に不備はないと考えられるが、協定書に定められた事項には反しているため、県及び当指定管理者は、必要に応じて協定書の内容を是正する等の対応を検討すべきである。

イ 内容

令和6（2024）年3月26日付「栃木県なかがわ水遊園の管理に関する協定」（以下、本項において「協定書」という。）第11条(12)において、指定管理業務に係る収入及び支出は、指定管理者の他の口座とは別の口座で管理することが取り決められている。しかしながら、当指定管理者の経理担当者への質問及び関連帳簿の閲覧の結果、実際には本施設の入場料収入や職員の給与支払、その他諸経費の口座振込支払には、当指定管理者の他の業務にも利用される口座が使われていることが判明した。

これについて、資金管理上の不備が生じていないかどうかを検討した結果、指定管理業務とその他の業務に係る入出金は、口座は同一であっても、会計システム上では別のコードで計上するなどして区分経理されていることを確認した。

現在の会計処理方法でも、システム上での入出金処理のコード入力等の運用が適正に行われている限りは、指定管理業務に係る収支管理、資金管理体制に対して重大な問題を生じさせる可能性は高くはないと思われる。

しかしながら、現行の資金管理体制は、協定書にて取り決められている事項に反しているため、他の業務と同一の口座による収入及び支出の管理体制でも問題がないか否かを、改めて県と当指定管理者との間で確認のうえ、必要に応じて協定書の内容を見直す等の対応を検討すべきである。

(5) 事業報告書の提出期日に係る調整（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者が県に提出する事業報告書は、当指定管理者における決算承認を経て確定した決算金額に基づき作成されるべきである。現状の協定書の提出期日（60日）について、当指定管理者の決算承認前に当該期日が経過するような場合には、県及び当指定管理者は、協定書上の提出期日に関する事項の変更を検討すべきである。

イ 内容

当指定管理者は毎年度終了後原則として60日以内に、本施設に関する収支実績等を含めた事業報告書を作成し、県に提出しなければならないとされている（協定書第17条）。この定めに従い、当指定管理者は毎年度終了後60日以内に事業報告書を取りまとめて県に提出しているが、当指定管理者における決算は、監事による会計監査を経て、決算日後3カ月以内に開催される理事会による承認をもって確定される。そのため、当指定管理者は自らの決算書が確定する前に県に対して指定管理業務の収支を報告している状況である。

実際に、当指定管理者が作成し、理事会承認を経て確定した令和6（2024）年度の決算報告書内の収支差額（なかがわ水遊園に係るものとして内訳表で記載されているもの）は33,135千円である一方で、当指定管理者が県に提出した同年度に係る事業報告書に記載されている収支差額は32,117千円であり、1,018千円の差異があった。当指定管理者によれば、当該差異の原因は、県への報告資料作成後に行わ

れた監査指摘による修正の影響とのことであった。

県は、当指定管理者が作成し、報告する事業報告書に基づき、指定管理業務に係る収支を把握することとなっており、一般に公表される「指定管理者による公の施設の管理運営状況」に記載される収支もこの情報に基づくものである。そのため、県としても、当指定管理者において正式に機関決定された決算書に基づく情報を収集すべきである。事務運営上の支障がない限り、県が提出を求める事業報告書の期日について、当指定管理者の決算承認プロセスやスケジュールに応じた調整を行うことを検討すべきである。

(6) 設備投資、更新の長期プランの策定（指摘事項）

ア 結論

予算措置が間に合わず、耐用年数を大きく経過しているものの、具体的な更新計画がない設備が多く存在する。施設老朽化等による集客力の低下を未然に防ぎ、本施設の魅力をより向上させるための視点から、県は、長期的な視点に基づき設備更新、修繕の計画を策定すべきである。

イ 内容

本施設は、令和7(2025)年に開園25年目を迎えており、修繕が必要になった設備は順次更新はしているが、建物自体や基幹となる設備（給排水設備等）については、開園以来大規模な修繕や更新は行われていない。そのため、大部分が耐用年数を超えている、もしくは入替周期に迫っている状況である。県作成資料によれば、今後更新が必要とされる主な設備の想定改修費用、更新時期経過状況は以下のとおりである。

設備	想定改修費用 (千円)	耐用年数 (改修周期)	更新時期 経過状況
屋根・防水	323,512	30年	更新まで5年
外壁	184,864	〃	〃
昇降機①	32,000	〃	〃
昇降機②	40,000	〃	〃
自家発電設備	79,200	〃	〃
給排水衛生設備	150,202	25年	更新周期経過
消火設備	57,770	30年	更新まで5年
園内木製看板(22基)	52,580	10年	15年超過
水の広場設備	35,750	〃	〃
その他要修繕設備 (改修費30,000千円以下)	90,393	—	10年超過多数
合計	1,046,271		

これらの設備の中には実際に故障や小修繕が頻発しているものもあり、使用不可になるリスクが高まっている。現在、当指定管理者と県との間で、修繕が必要な設

備の一覧は作成されているものの、単年度ごとの予算対応にとどまっているため、計画的な更新が実現できているとは言い難い状況にある。

本施設は、一般利用者の出入りが多い施設であり、設備の老朽化は安全性の低下につながるおそれがある。万一、設備の故障等による事故が発生した場合には、利用者や職員のけがや生命に関わる重大な事態となる可能性も否定できない。また、設備の劣化は施設全体の印象を損ね、集客力や地域からの信頼の低下を招く要因ともなり得る。

これら利用者の安全性確保、施設の魅力維持、当施設管理者における労働衛生環境維持の観点からすれば、今後は単年度単位の対応から脱却し、複数年度を見据えた長期的な修繕・更新計画を策定することが必要である。あらかじめ中期的な見通しをもって予算を確保することで、突発的な故障対応の発生を抑制し、結果として総コストの削減と安定的な施設運営が可能となると思われる。

また、本施設は県内唯一の水族館であり、全国でも珍しい淡水魚の水族館であるという特徴を有しており、県有施設の中でも、地域における集客力が高く、観光や地域交流の促進に寄与している重要な拠点である。このような施設については、地域に対する影響力や利用者数等を踏まえ、重点的な予算配分を行うことが妥当であると考えられる。さらに、設備の修繕と更新の判断にあたっては、単年度の支出額の大小にとらわれるのではなく、長期的な維持費、安全性、省エネルギー効果等を総合的に勘案し、費用対効果の観点から最適な選択を行うことが求められる。短期的な節約を優先した結果、将来的に高額な修繕費や安全対策費が発生する事例も多く見られるため、長期的視点に基づく判断が不可欠である。

以上のとおり、設備更新の問題は、施設の安全性確保や快適性の維持にとどまらず、行政資産の有効活用及び地域の持続的な発展に直結する重要な課題である。県においては、長期的な計画のもと、戦略的な予算措置を検討すべきである。

第8節 栃木県土上平放牧場

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	農政部畜産振興課	
指定管理者	酪農とちぎ農業協同組合	
施設名	栃木県土上平放牧場	
施設所在地	栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島 1637	
根拠条例等	栃木県土上平放牧場設置及び管理条例	
設置年月日	昭和39(1964)年4月	
設置目的・ 業務内容	設置目的	栃木県土上平放牧場は、栃木県土上平放牧場設置及び管理条例（平成17年6月22日栃木県条例第36号）に定める施設として、牛の預託を受け、その放牧を行うことにより、酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図り、もって畜産の振興に資することを目的とする。
	施設の概要	①敷地面積：175.1ha 草地面積：119.0ha ②放牧可能頭数：250頭 ③その他：管理棟1棟、避難舎3棟、隔離舎1式、衛生施設1式、飲雑用水1式、隔障物1式、道路1式、その他附帯施設1式
	業務内容	①牧場の施設の維持管理に関する業務 ②牧場利用の許可に関する業務 ③牧場の運営に関する業務 上記以外の指定管理者が牧場の管理上必要と認める業務のうち知事のみ権限を属するものを除く業務
営業（開館）時間	放牧期間 5月上旬～11月中旬（180日程度）	
休業（休館）日	—	
指定管理期間・ 指定管理者	平成18(2006)年～令和11(2029)年3月 酪農とちぎ農業協同組合	
利用者数(延べ人数)	年間 19,511頭（令和6年度実績）	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和6(2024)年4月～令和11(2029)年3月（5年間合計） 35,550千円 ・1年度あたり金額 7,110千円	
利用料金(利用者負担額)	放牧牛1日1頭につき 乳用牛 390円 肉用牛 270円	
利用料金制度導入の有無	有り	



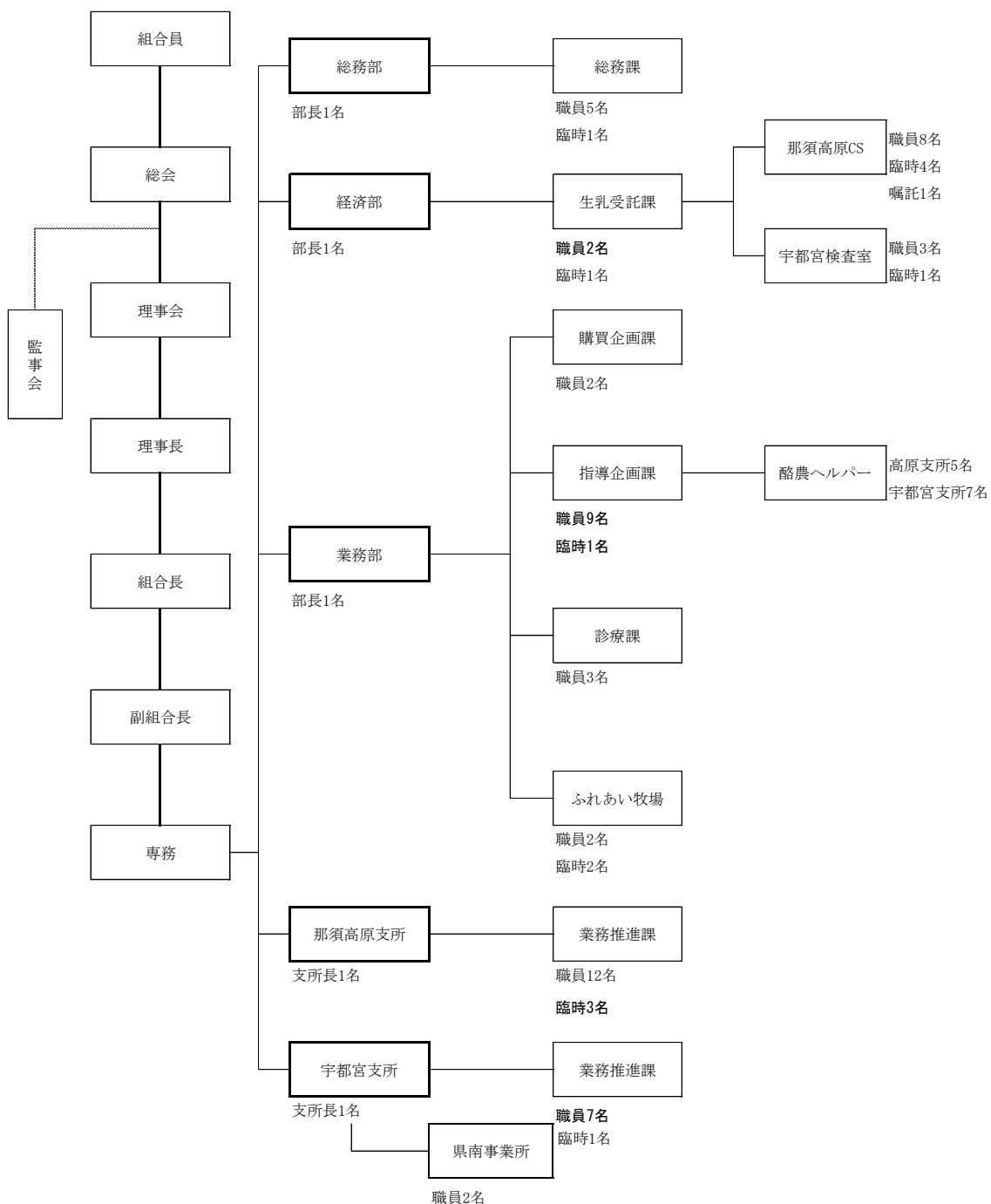
第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	らくのうとちぎのうぎょうきょうどうくみあい 酪農とちぎ農業協同組合
法人等の主たる 事務所の所在地	栃木県宇都宮市平出工業団地6-7
法人等の 代表者氏名	代表理事組合長 臼井 勉
法人等の 設立年月日	平成13(2001)年8月1日
法人等の沿革	平成13(2001)年8月に栃木県10酪農協のうち6酪農協が合併し、生乳受託業務・購買業務・指導業務・改良業務・診療業務・牧場業務を行う。
法人等の業務内容	(1) 生乳受託業務：乳質検査・生乳配車業務 (2) 購買業務：生産資材の供給（配合飼料・乾草・添加剤等） (3) 指導業務：経営安定向上支援・指導・ヘルパー事業支援 (4) 改良事業：精液・受精卵販売・登録事業・牛群検定事業 (5) 診療事業：繁殖検診・乳房炎防除・受精卵移植・防疫対策 (6) 牧場事業：周年預託・放牧場（土上平・小林）活用
栃木県の指定管理 業務以外の事業内容	上記法人等業務内容に係る事業

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		14,691	13,230	15,013	1,783
項目	指定管理料	3,900	3,900	7,110	3,210
	利用料金収入	9,174	8,707	7,609	▲1,098
	その他(受精料・衛生費等)	1,617	623	294	▲329
②指定事業に係る収入					
項目	事業なし				
合計(①+②)		14,691	13,230	15,013	1,783

(2) 支出の部

(単位:千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		14,528	13,223	14,932	1,709
項目	給料手当支出	4,476	4,728	4,583	▲145
	消耗品費支出 (飼料費)	4,135	4,382	4,686	304
	衛生費	1,223	947	1,184	238
	光熱水費支出 (燃料費)	236	233	237	5
	草地管理費 (肥料費)	1,664	1,208	1,470	262
	修繕費支出	2,536	1,467	2,326	858
	電気代	55	51	59	8
	通信費	24	12	34	22
	浄化槽管理代	45	45	71	26
	一般管理費	135	150	280	131
②指定事業に係る経費					
項目	事業なし				
合計(①+②)		14,528	13,223	14,932	1,709

(3) 収支差額(指定管理業務)

(単位:千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計-支出の部合計	163	7	81	74

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・飼料費：配合飼料給与量を病気対策のため増加した。(ピロプラズマ病対策のため)
- ・衛生費：ピロプラズマ病発生防止のため、駆虫薬 (バイチコール) を9月に追加購入した。
- ・肥料費：肥料購入増であった。
- ・修繕費：R 6 (2024) 陥没修理及び舗装修繕工事実施のため修繕費増となった。

2. 自主事業に係る収支の状況

なし

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	163	7	81	74
2 自主事業収支差額				
3 納付金等合計額				
合計 (1 + 2 - 3)	163	7	81	74

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入(購入)した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	—	—	
令和 5年度	・トラクター1式更新(オフセットシ ュレッダ、ブロードキャスト) (県負担100%)	9,317	導入して16年を経 過して経年劣化し ており、車両更新を 行った。
令和 6年度	—	—	

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・ 11月給水管修復工事	1,650	ワイヤー・ソケットの交換 他
	・ 3月シュレッタ修理	930	ブラケット・シリンダー交 換他
	・ 9月シュレッタ修理	638	ジョイント一式・リンケージ交 換他
令和 5年度	・ 4月道路補修工事	968	陥没部分の補修等
	・ 9月シュレッタ修理	437	ブレード交換・フレーム溶 接
	・ 5月シュレッタ修理	396	ベアリング・ローラー加工
令和 6年度	・ 3月修繕工事	2,288	牧柵、排水管の補修等 土管伏せ換え工事
	・ 4月陥没工事	858	道路補修工事
	・ 5月補裝修繕工事	496	

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 良好な草地維持をお願いしたい。
- ② 預託牛のために確実な飲用水の確保をお願いしたい。
- ③ 預託牛の健全な発育をお願いしたい。

〈対応状況〉

- ① 定期的に刈り払いを行い、適正な肥培管理により草地の増収に努めた。
- ② 随時、水源地の清掃・点検、及び老朽箇所における導水管の補修を実施し、飲用水確保に努めた。
- ③ 定期的に放牧牛の観察を行い、衛生検査の結果をもとに隔離等を行うことで、牛群の健康維持に努めた。また、牧柵の点検・破損箇所の修理等に努め、牛の脱柵等による事故を防いだ。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である農政部畜産振興課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県土上平放牧場（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である酪農とちぎ農業協同組合（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担

当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者と県は、県内酪農家の支援を目的に協力し本施設の有効利用が図られていることが確認された。本施設は当指定管理者が行う事業の一つである放牧事業のための重要拠点の1つと位置づけされており、また県が担う試験研究の場としても有効な利活用がされている。監査の中で当指定管理者が担う事業において法令違反や著しい業務不効率などは発見されておらず、本施設に係る指定管理事業は有効に機能しているものと評価できる。

一方で、一部業務について県有設備と当指定管理者所有設備の管理区分が曖昧な点や、安全対策が必要と思われる点が認識されたため、以下に指摘事項、意見として記載をする。

(1) 県所有機械の目的外使用の解消（指摘事項）

ア 結論

県は、県所有の機械（トラクター等）の目的外使用について、対応を検討すべきである。

イ 内容

本施設において、県所有機械等としてトラクター2台とシュレッダー、ブロードキャスターが配備されている。このうち、トラクター1台（50馬力）は平成17年に導入されたもので使用頻度は低くなっているが、残るトラクター1台（110馬力）とシュレッダー、ブロードキャスターは令和5（2023）年に導入されたものである。

県への報告資料「県有機械等の管理状況」によると、令和5年に導入されたトラクターの令和6（2024）年度中総稼働時間は838時間であったが、本施設において使用されたであろう日数は概ね15日程度とのことであった。1日8時間稼働したと仮定した場合、15日間の稼働時間は120時間であり、総稼働時間のうち、本施設における稼働時間は全体の14%程度に留まる。

このことについて当指定管理者に質問したところ、本施設には風雨を凌ぐ車庫がないため、使用しない期間は当指定管理者が運営する牧場（ふれあい牧場）に移送し保管・整備を行っており、同牧場における作業に用いているとの回答を得た。移送費用、保管にかかるコストについては当指定管理者が負担しており、定期的な稼働はメンテナンス上有効とも考えられるが、現状は、稼働時間の大部分が指定管理業務以外の目的で使用されており、目的外使用と思料される。

この点について、県の見解は以下のとおりであった。

- ・本トラクターは、土上平牧場での使用期間は5月から11月の約6か月に限られる。
- ・トラクターの適切な保守・管理の観点では、定期的な稼働が故障リスクの回避、維持費用の低減につながるため、当指定管理者が本施設以外において保守管理目的で稼働させることは有効である。

- ・保守管理目的の稼働については、指定管理料に必要な経費を計上すべきものと考えられるが、当指定管理者が運営する牧場での業務に併せて稼働させることで、当該経費の削減も可能である。

上記の現状と県の見解を鑑みれば、県は、保守・管理に係る稼働の基準を設け、目的外使用となっている現状を速やかに解消すべきである。

そのうえで、当指定管理者が運営する牧場における稼働時間が基準を大幅に上回るようであれば、使用料の徴収や、機械を所有するのではなく、機械を処分し、使用時に賃借する等といった運用を検討すべきである。

(2) 安全な水源確保のための井戸又は水道施設整備（意見）

ア 結論

本施設の取水方法の現状と、その安全上の課題を踏まえ、県は持続的かつ安全な水源確保を図るための施設整備の必要性を検討することが望ましい。

イ 内容

現地視察において各種設備の管理体制、課題事項について質問を実施のうえ、現地設備の調査をしたところ、本施設では、山間部の水源地から配管を通じて水を引く方式によって取水が行われており、井戸や上水道・下水道等のインフラ整備はなされていないとのことであった。

このため、大雨、豪雨時に水源地付近に落ち葉が溜まることで、水量が著しく低下することがあり、その度に担当者が片道約1時間をかけて徒歩で山を登り、清掃対応をすることを余儀なくされている。本施設事務室内に記録されていた作業日誌によれば令和7(2025)年9月の1か月の中でも複数回の清掃対応をした記録が確認された。管理担当者(3名)はいずれも60歳代と高齢化していることもあり、担当者に与える体力的負担は相当程度大きいと推察される。また、担当者の体力的負担のみならず、近年、周辺山林において熊の出没が確認されている点が特に憂慮すべき事項である。我が国では熊による人命被害の事件も各地で頻発している状況であり、安全対策は社会的に喫緊の課題である。

本施設の利用状況からは、多額の設備投資が困難である事情も考えられるが、現状の作業は安全上極めて危険な状況にあると言えることから、県は施設管理者や利用者の安全確保を優先に必要な措置を検討することが望まれる。

(3) 施設管理職員に係る労働関係の明確化（意見）

ア 結論

当指定管理者は、施設管理職員が当指定管理者の子会社の社員であることを踏まえ、当該子会社との出向契約を締結するなどして、労使関係を明確にすることが望ましい。

イ 内容

本施設の日常的な維持管理は、当指定管理者の子会社である、株式会社酪農とち

ぎアグリサポートとの雇用契約を締結している職員が対応をしている。本施設における放牧期間である夏季（5月上旬～11月中旬）のみの契約としている職員のほか、1名の職員は夏季の放牧期間以外は当指定管理者の他の業務に従事している。当指定管理者は当該子会社から人件費相当額の請求を受け、本施設の指定管理業務に係る人件費として計上している。

この点、指定管理業務に際して当指定管理者と県との間で締結された令和6（2024）年3月26日付「栃木県土上平放牧場の管理に関する協定書（以下、本項において「本協定書」とする。）」第22条第1項において「指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（中略）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と定められている。「本施設の管理を当指定管理者ではなく、その子会社に雇用されている職員が担っている点が、当該条項に定める委託等の禁止に抵触しないか」との質問を県担当者と当指定管理者責任者に行ったところ、対象の職員は当該子会社から親会社である当指定管理者への出向扱いとしているため、委託等には当たらないとの認識であるとの回答であった。

出向契約に基づき、当指定管理者の指揮命令による管理が実施される場合には、本協定書において禁止されている委託等には該当しないと考えられる。しかしながら、当指定管理者に対する質問によれば、当指定管理者と当該子会社の対象職員の管理責任者も同一人物であることもあり、これらの契約上の関係があいまいであり、出向契約の契約書は締結されていないとのことであった。

当指定管理者は、指定管理業務における労使関係、事故対応等のトラブル時の責任関係を明確にするためにも、本施設に関連して職員の出向契約締結をする等の対応を行うことが望まれる。

第9節 栃木県鬼怒グリーンパーク

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	県土整備部都市整備課	
指定管理者	渡辺建設(株)	
施設名	栃木県鬼怒グリーンパーク	
施設所在地	栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺86-1 他	
根拠条例等	栃木県都市公園条例	
設置年月日	昭和55(1980)年4月	
設置目的・ 業務内容	設置目的	栃木県鬼怒グリーンパークは、栃木県都市公園条例(昭和49年3月30日)に定める施設として、鬼怒川の河川敷を利用して「水との出会い」をテーマに整備された都市計画画法上の運動公園である。
	施設の概要	①管理面積：65.0ha ②主要な施設 (宝積寺) 軟式野球、テニスコート、水上アスレチック、ボート池、ローラースケート場、ちびっこ広場、ちびっ子プール、冒険の森、トリムコース、花畑 (上流広場) 野球場、サッカー・ラグビー場(兼用) (ふれあい広場) 芝生広場、池 (白沢) 多目的広場、テニスコート、パークゴルフ場、花畑 ③駐車場：収容台数 宝積寺約180台 ふれあい広場約90台 白沢約170台
	業務内容	①公園の維持管理に関する業務 ②有料公園施設の利用の許可に関する業務 ③公園の運営に関する業務
営業(開園)時間	4月1日から9月30日 8時から18時 10月1日から3月31日 8時から17時30分	
休業(休園)日	1月1日・1月2日・12月31日	
指定管理期間・ 指定管理者	平成31(2019)年4月～令和11(2029)年3月 渡辺建設株式会社	
利用者数(延べ人数)	年間259,911人(令和6年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 平成31(2019)年4月～令和11(2029)年3月(10年間合計) 673,450千円	

	・令和6(2024)年度 68,340千円
利用料金 (利用者負担額)	下欄のとおり
利用料金制度導入の有無	有り

		料 金 表				消費税込		
(令和6年度)	施設名	単位	利用区分	設定料金	県内の高校生以下のみの利用	備考		
運動施設等	軟式野球場 (宝積寺)	1面	午前	3,000	1,500			
			午後	4,000	2,000			
			1日	7,000	3,500			
	テニスコート (宝積寺・白沢)	1面	土日祝	午前	1,000	500		
				午後	1,500	750		
				1日	2,500	1,250		
			平日のみ	2時間まで	500	250	時間単位の貸出	
				延長1時間ごと	250	120		
				午後4時以降1時間ごと	200	100	利用開始が4時以降の場合のみ	
	球技広場 (上流広場) (白沢多目的広場)	1面	芝	土日祝	午前	3,000	1,500	
					午後	4,000	2,000	
					1日	7,000	3,500	
				平日	午前	1,500	750	
					午後	2,000	1,000	
					1日	3,500	1,750	
			土	土日祝	午前	2,750	1,370	
					午後	3,600	1,800	
					1日	6,100	3,050	
				平日	午前	1,500	750	
					午後	2,000	1,000	
					1日	3,500	1,750	
	パークゴルフ場 (白沢)	1周	高校生・大人	500				
			小・中学生	250				
		1日	親子セット	550		12/1から3/19の期間のみ		
高校生・大人			1,000					
36ホール 回数券		1回	小・中学生	500				
			高校生・大人	800				
			5周券	2,000		チケット式		
			30周券	9,500				
			50周券	15,000		プリペイド式		
			70周券	19,500		有効期限は年度末(3/31)		
100周券	25,500							
コインロッカー	1回		20					
遊戯施設	ローラースケート場 (宝積寺)	1回 (1時間)	高校生・大人	200				
			小・中学生	100				
			貸靴	200		19cmから27cm		
	水上アスレチック (宝積寺)	1周	高校生・大人	400				
			小・中学生	200		未就学児は利用不可		
			親子ペア券	450		12/1から3/19の期間のみ		
	ボート (宝積寺)	1回(30分)	ペダル式	500				
			オール式	300				
			おもしろ自転車	1回(20分)	300		3歳未満は保護者同伴	
			周回用大型自転車	1回(30分)	500			
普通自転車(大人)	1回(60分)	400						
普通自転車(小人)	1回(60分)	300						

宝積寺



白沢



第2項 指定管理者の概要

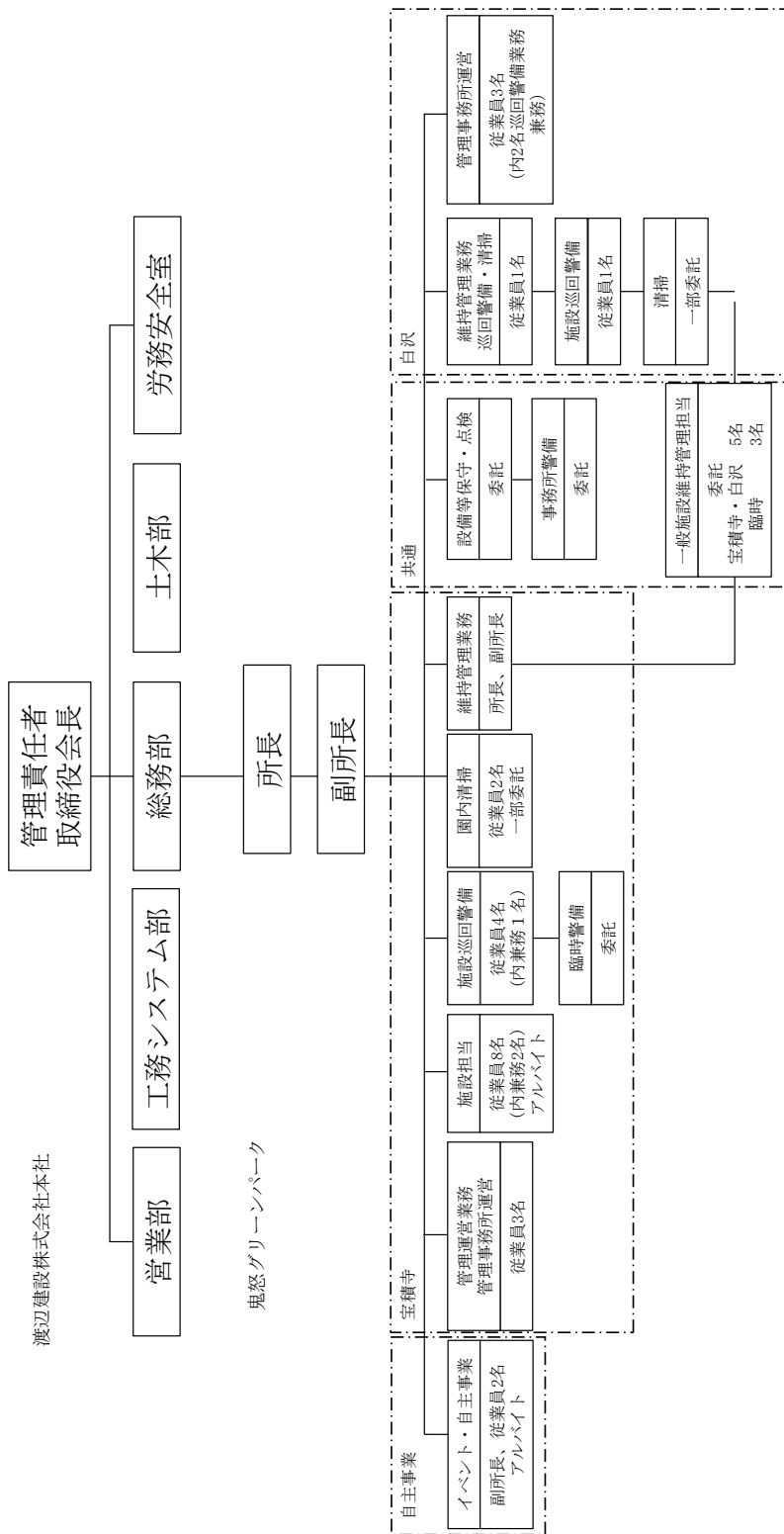
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	わたなべけんせつかぶしがいいしや 渡辺建設株式会社
法人等の主たる 事務所の所在地	栃木県宇都宮市今泉新町 180 番地
法人等の 代表者氏名	代表取締役 渡辺 眞幸
法人等の 設立年月日	昭和 26(1951)年 1 月 23 日
法人等の沿革	昭和 26(1951)年 1 月 創業 渡辺建設有限会社 昭和 26(1951)年 1 月 建設業許可取得 栃木県知事 昭和 28(1953)年 5 月 組織変更 渡辺建設株式会社 昭和 46(1971)年 2 月 本社移転(宇都宮市今泉新町) 昭和 47(1972)年 11 月 一級建築士事務所登録 昭和 48(1973)年 12 月 建設業許可取得 大臣 昭和 60(1985)年 2 月 本社ビル完成 平成 11(1999)年 9 月 ISO9001 認証取得 平成 21(2009)年 4 月 鬼怒グリーンパーク 指定管理業務受託 平成 22(2010)年 6 月 ISO14001 認証取得 令和 2(2020)年 1 月 宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム登録 令和 2(2020)年 10 月 男女生き生き企業認定 令和 2(2020)年 10 月 地域未来牽引企業選定 令和 3(2021)年 1 月 とちぎSDGs推進企業登録
法人等の業務内容	(1) 建設工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業務 (2) 土木建築の測量、設計、・ゴルフ場の経営並びに管理運営 (3) 公園の管理運営に関する業務・自然エネルギー等による発電事業及びその管理運営並びに電気の売買に関する業務
栃木県の指定管理 業務以外の事業内 容	なし

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在

栃木県鬼怒グリーンプーク管理運営組織図



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		86,338	84,702	87,723	3,021
項目	指定管理料	65,036	65,671	68,340	2,669
	利用料金収入	20,852	18,950	19,355	405
	施設利用料負担金収入				
	その他の収入	451	80	27	▲53
②指定事業に係る収入					
合計 (①+②)		86,339	84,702	87,722	3,020

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		90,084	91,094	95,639	4,545
項目	給料手当支出	30,030	31,421	32,420	999
	法定福利費支出	2,323	2,559	3,287	728
	福利厚生費支出	875	751	1,233	482
	修繕維持費支出	5,823	8,221	8,721	505
	燃料油脂費支出	394	412	358	▲54
	事務用消耗品費支出	3,574	3,678	3,973	295
	通信費支出	397	378	373	▲5
	動力用水光熱費支出	4,188	3,531	4,069	538
	広告宣伝費支出	66	33	165	132
	租税公課支出	30	19	25	6
	保険料支出	301	365	195	▲170
	支払手数料支出	1,584	1,175	1,011	▲164
	委託料支出	32,952	31,633	32,619	986
	会費支出	28	28	28	
	賃貸料支出	3,835	3,653	4,790	1,137
	雑費支出	3,677	3,230	2,366	▲864
本社経費支出					
②指定事業に係る経費					
合計		90,085	91,094	95,639	4,545

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部 合計	▲3,745	▲6,392	▲7,917	▲1,525

※端数処理により合計にずれあり

(4) 指定事業等収支 (R 5 - R 6) の著しい増減(10%程度)の主な理由

【収入】

- ・委託料の見直しと水上アスレチック利用料金の改定により令和5 (2023) 年度と比較して約 300 万円の収入増となった。

【支出】

- ・人件費の見直しにより約 200 万円増加した。
- ・暑さ対策のミスト機等のリース料が約 90 万円増加した。

2. 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
自主事業に係る収入	12,349	10,465	10,750	285	
項目	貸自転車・バッテリーカ ー等	9,628	8,107	8,517	410
	販売手数料・売店	2,720	2,358	2,225	▲133
	雑収入			7	7
合計	12,349	10,465	10,750	285	

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
自主事業に係る経費	13,322	10,465	11,457	992	
項目	給与手当支出	3,538	3,223	3,577	354
	法定福利費支出	137	142	161	19
	福利厚生費支出				
	修繕維持費支出	1,650			
	燃料油脂支出	168	176	153	▲23
	事務用消耗品支出	16			
	通信費支出	7	7	7	
	旅費交通費支出	72	68	69	1
動力用水光熱費支 出	950	950	950		

	広告宣伝費支出				
	租税公課				
	保険料支出	146	161	24	▲137
	支払手数料支出	188	188	1,125	937
	賃貸料支出	5,376	4,156	4,260	104
	雑費支出	268		174	174
	仕入商品支出	801	1,034	950	▲84
	本社経費支出		357		▲357
合計		13,323	13,322	10,465	11,457

(3) 収支差額（自主事業）

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部合計	▲972		▲706	▲706

※端数処理により合計にずれあり

(4) 自主事業収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由

【支出】

- ・令和6（2024）年10月から職員の時給を見直したため増加した。
- ・ドッグラン施設設置使用料の約26万円が増加した。

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	▲3,745	▲6,392	▲7,917	▲1,525
2 自主事業収支差額	▲972		▲706	▲706
3 納付金等合計額				
合計（1 + 2 - 3）	▲4,718	▲6,392	▲8,624	▲2,232

第5項 固定資産及び修繕の概況

1 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額（千円）	備考
令和 4年度	・シェルター更新工事	11,374	シェルター更新
	・緑台更新工事	12,672	緑台更新
	・野外卓更新工事	13,431	野外卓更新
	(上記全て県が100%負担)		

令和 5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・日除けテント更新工事 ・シェルター補修工事 ・ミニ耕耘機 (上記全て県が100%負担)	10,436 4,436 495	日除けテント更新 シェルター補修
令和 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧負荷開閉更新工事 ・洗浄機 (上記全て県が100%負担)	3,113 319	高圧負荷開閉器更新

2 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額(千円)	備考
令和 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・白沢パークゴルフ場グリーン芝張替え工事 ・水上アスレチックNo.5 イカダ取替 ・水上アスレチックNo.20 丸太取替 	528 399 336	<ul style="list-style-type: none"> ・野芝のグリーンを高麗芝に張替え ・イカダの取替 ・丸太腐朽のため取替
令和 5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・宝積寺園内トイレ給水ポンプ取替 ・宝積寺園路舗装補修(渡辺建設(株)直営) ・白沢パークゴルフ場グリーン芝張替え工事 	1,452 563 528	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4(2022)年7月の落雷による破損のため取替 ・園路の段差、クラック補修のため ・野芝のグリーンを高麗芝に張替え
令和 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ガチョウ保護施設整備工事 ・アスレチック受付所テント改修工事 ・白沢クジラ遊具幕取替工事 	989 462 396	<ul style="list-style-type: none"> ・ガチョウが来園者に噛みつく等の事故が起きたため囲いの中で飼育する施設 ・ローカー増設のためのテント設置 ・幕が破損したために張替え

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 犬の散歩をしている人が手に袋も何も持っていないことがある。フンを回収する気がないということだと思ふ。注意喚起の掲示を増やす必要があると思ふ。
- ② 園内でロングリードを使用して犬を遊ばせている人が多い。注意喚起してほしい。
- ③ 食事のできる店がもう少しあると嬉しい。

〈対応状況〉

- ① 注意喚起の掲示を増やすこととした。
- ② 注意喚起の掲示を増やすとともに巡回担当者による注意を行うこととした。
- ③ 土日祝日、夏休み期間中は基本的に3台のキッチンカーを出している。ただし、都合により1台の場合もある。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である県土整備部都市整備課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県鬼怒グリーンパーク（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である渡辺建設株式会社（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、広域に点在する敷地を管理するという困難さの中で、ドッグランの開設や SNS の運用などにより新規来園機会を広げるための施策に取り組んでいることが確認された。さらに、ゼネコン企業である当指定管理者は、大雨や台風時の対応、落雷注意時の対応方法、公園内備品等の修繕対応など、多くの面での知見、経験を有しており、指定管理業務において生かされていることが確認された。

監査での現地視察時に開催されていたコスモス祭りにおいても壮観な景色が広がっており、認知がより一層広がることにより、県民からのさらなる利用者向上を期待する。

その他社会保険への加入や労働法規の遵守、個人情報管理などの法令遵守に関して、監査手続上問題は検出されず、利用者志向の業務改善に積極的に取り組んでいる状況が確認された。なお、監査の中で発見された検出事項については以下で触れる。

園内の様子（コスモス祭りの期間中）



(1) 消費税軽減税率の適用（指摘事項）

ア 結論

売店で販売されている食品に軽減税率（8%）が適用されていないため、当指定管理者は改善を図るべきである。

イ 内容

当指定管理者は自主事業として売店を運営している。売店の主な販売物は、遊具や飲み物、スナック菓子等である。消費税法では「酒類・外食を除く飲食料品」を対象に軽減税率の適用が必要となるが、当指定管理者が運営する売店では、飲み物、スナック菓子等の飲食料品について軽減税率を適用した消費税計算がされていなかった。また、飲食料品の売上だけでなく、仕入についても軽減税率が適用されていなかった。当指定管理者は、売店で扱う飲食料品の売上と仕入について軽減税率を適用し、適正な申告を行うべきである。

(2) 自主事業収支の明確化（指摘事項）

ア 結論

自主事業が黒字の年度だけ「本社経費」が計上され、収支が0円に調整されていた。当指定管理者は各年度の自主事業収支として必要経費を計上し、収支を明確にすべきである。

イ 内容

令和5（2023）年度の自主事業の収支が一致しており、自主事業の収支差額

が0円として計上されている。経費の内訳を調査したところ、令和5年度にだけ「本社経費」として357千円計上されており、自主事業損益が0円となるように調整されていた。

当指定管理者は、各年度の自主事業収支として、黒字か赤字かを問わず、毎年度に必要な経費を計上し、自主事業としての収支を明確にすべきである。また、県も自主事業収支について計上内容を把握し、このような処理が行われている場合には改善を求めるべきである。

(3) 職員休憩所の充実と労働環境の更なる改善(意見)

ア 結論

当指定管理者は、職員の休憩所を充実し、労働環境の改善を行うことが望ましい。

イ 内容

公園内で働く方の労働環境についてヒアリングを行ったところ、公園は河川地域にあることから公園内の職員休憩スペースも限られており、職員は遊具管理などの担当場所でお昼の休憩などを取っている状況が確認された。令和7(2025)年度より空調服が支給されているものの、基本的には野外のプレハブ建物内などで休憩している。職員は、長年この公園で働いている50歳代から60歳代のパートの職員が多く、特に職員から労働環境改善の要望は出ていない。令和7(2025)年の夏季は気温の高い日が続き、今後、野外で働く者への対応が必要になる。当指定管理者は、エアコン導入などにより、職員休憩所を充実させて、労働環境を改善することが望ましい。

(4) 業務日報の作成(意見)

ア 結論

当指定管理者は、職員に業務日報等を作成させ、日々の業務内容を記録に残すことが望ましい。

イ 内容

本施設所長は定期的に職員との面談を行っており、園内で発生した問題などの情報を職員と共有していた。また、県への報告も定期的に行われており、公園の状況などの書面報告も定期的に行われていた。しかしながら、園内の課題や状況などは職員から園長に口頭で行われるのみで、記録に残っていない。当指定管理者は、職員に業務日報等を作成させ、職員会議の議題とし、また、県への報告資料に利用するなど、記録に残すことが望ましい。

(5) 貸自転車料金に係る自主事業収入総額表示及び賃金の源泉徴収（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、貸自転車料金に係る自主事業収入については、総額表示を行うべきである。また、自転車のアルバイトに係る賃金支払については、源泉徴収を行うべきである。

イ 内容

当指定管理者は、自主事業として有料で貸自転車業を行っている。貸自転車の手続のためアルバイトを雇用し、賃金を日払いで支給しているが、自主事業の収支報告書では貸自転車料金からアルバイト代を控除した純額で表示していたため、総額（両建表示）にして収支を表示すべきである。また、支払賃金に対しては源泉徴収がされていなかった。賃金支給の際は源泉徴収して支給すべきである。

(6) 上流広場の認知度向上(意見)

ア 結論

県及び当指定管理者は、上流広場の周知と利用促進を図ることが望ましい。

イ 内容

上流広場のサッカー場は、休日には利用されているが、平日の利用がほとんどない。芝刈りや巡回管理、備品の更新修理など、維持管理のために多くの経費を掛けているにもかかわらず利用が低迷している。上流広場は、宝積寺エリアの上流にあり、堤防沿いに行くことも可能であるが、宝積寺エリアから約4km離れており、徒歩で約1時間かかる。宝積寺エリアから車で行く場合は、旧国道4号線を左折して田んぼ沿いの道を約300m走ることになるが、旧国道4号線には案内の看板がなく、場所の案内が十分ではないことも利用低迷の原因の一つと考えられる。

県及び当指定管理者は、旧国道4号線沿いに分かりやすい看板を設置することや、ホームページでの宣伝をするなどをして認知度を高め、上流広場の周知を図ることが望ましい。また、地域の学校行事、サッカーチームの練習や大会、サークル利用など、積極的な利用促進を図ることが望ましい。

(7) 倉庫整理と不要な備品類の廃棄（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、倉庫内の不要な備品類は廃棄し、整理整頓を行うべきである。

イ 内容

当指定管理者の管理する倉庫と機材備品を視察した。使わなくなって長期間経過した芝刈機やトラクター等が保管されていた。また、機材庫には、錆付き使用不能の備品や古くなった製液一斗缶、別の施設の指定管理で使用していた

古い備品が放置されて、長年の雨さらしで金属製の棚が崩れ落ちていた。

職員が日々の業務で多忙なのは理解できるが、公の施設の中に不要な備品を廃棄せずに放置している状況は適切ではない。定期的な掃除と不要になった備品類の廃棄、壊れた棚の修理などを行い、整理整頓を適切に行うべきである。



(8) 授乳所の設置（意見）

ア 結論

当指定管理者は、公園内に授乳所が無いため、整備を検討することが望ましい。

イ 内容

公園の来園者は、乳児連れの家族も多い。公園内には授乳所が無く、授乳には、園内のトイレを使用して授乳をすることも多い。公園は河川敷内という立地にあるため、授乳所の建設には行政の許認可等で多くの制約があり、すぐに設置をすることは困難とも考えられる。乳児連れの家族にも利用しやすい環境を早期に整備するためにも、当指定管理者は、例えば、管理棟内の女子更衣室にエアコンを設置して授乳所として活用することなども含め、乳児連れ家族の利便性向上策を検討することが望ましい。

(9) 現金管理の厳格化（意見）

ア 結論

当指定管理者は、現金の管理体制をより厳重なものにし、また、金種表を作成し、現金管理の厳格化を図ることが望ましい。

イ 内容

金庫の管理体制について確認をしたところ、金庫の鍵を管理責任者以外の職

員が扱える状態になっていた。

現金の管理体制をより厳重にし、また、金種表を作成し、現金管理を厳格にすることが望ましい。

(10) インターネットによる利便性向上（意見）

ア 結論

当指定管理者は、ネット予約を可能にすることや予約状況をホームページで即座に把握できるようにするなどして、利用者の利便性向上に努めることが望ましい。

イ 内容

現在、サッカー場、野球場、テニスコートは前月の第一日曜日に抽選会を行っており、抽選会のために、使用者が現地に集まる必要がある。また、予約状況をホームページで公表できるようにしているが、現地視察時点では改修中であり稼働していない状況であった。

ネット予約を可能にすること、及び、予約状況をホームページで把握できるようにし、利用者の利便性向上に努めることが望ましい。

第10節 栃木県中央公園

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	県土整備部都市整備課	
指定管理者	栃木県中央公園指定管理グループ	
施設名	栃木県中央公園	
施設所在地	宇都宮市睦町2-50	
根拠条例等	栃木県都市公園条例	
設置年月日	昭和57(1982)年10月22日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	栃木県中央公園は、「昭和天皇陛下御在位五十年記念公園」として、県の主要文化施設の1つである県立博物館と併せて整備を行ったもので、日本専売公社宇都宮工場の跡地に建設された。この公園は栃木県が都市計画の一環として整備する都市公園のうち、宇都宮を中心とする県央都市圏に位置づけられ、都市内でのうらおいある緑豊かなオアシスとして県民に親しまれる公園を目指して造られた。
	施設の概要	①指定管理者による管理面積 9.5ha（栃木県立博物館を除く。） ②主要な施設 正面入口広場、中央広場、記念広場、面影広場、芝生広場、こども広場、日本庭園、野点広場、沈床園、昭和大池、むつび池、面影池、ロックガーデン、旧宇都宮商工会議所ポーチ、緑の相談所、県立博物館 等
	業務内容	① 公園の維持管理に関する業務 ② 公園の運営に関する業務
営業（開館）時間	3月～9月…5:00～20:00、10月～2月…5:30～18:00	
休業（休館）日	年中無休	
指定管理期間・ 指定管理者	平成31(2019)年4月1日～令和11(2029)年3月31日	
利用者数(延べ人数)	297,629人	
指定管理料 (消費税込み)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間中の総額 平成31(2019)年4月～令和11(2029)年3月 (10年間合計) 662,610千円 ・1年度あたり金額 68,242千円 	
利用料金	なし	

(利用者負担額)	
利用料金制度導入の有無	なし

施設の様子



第2項 指定管理者の概要

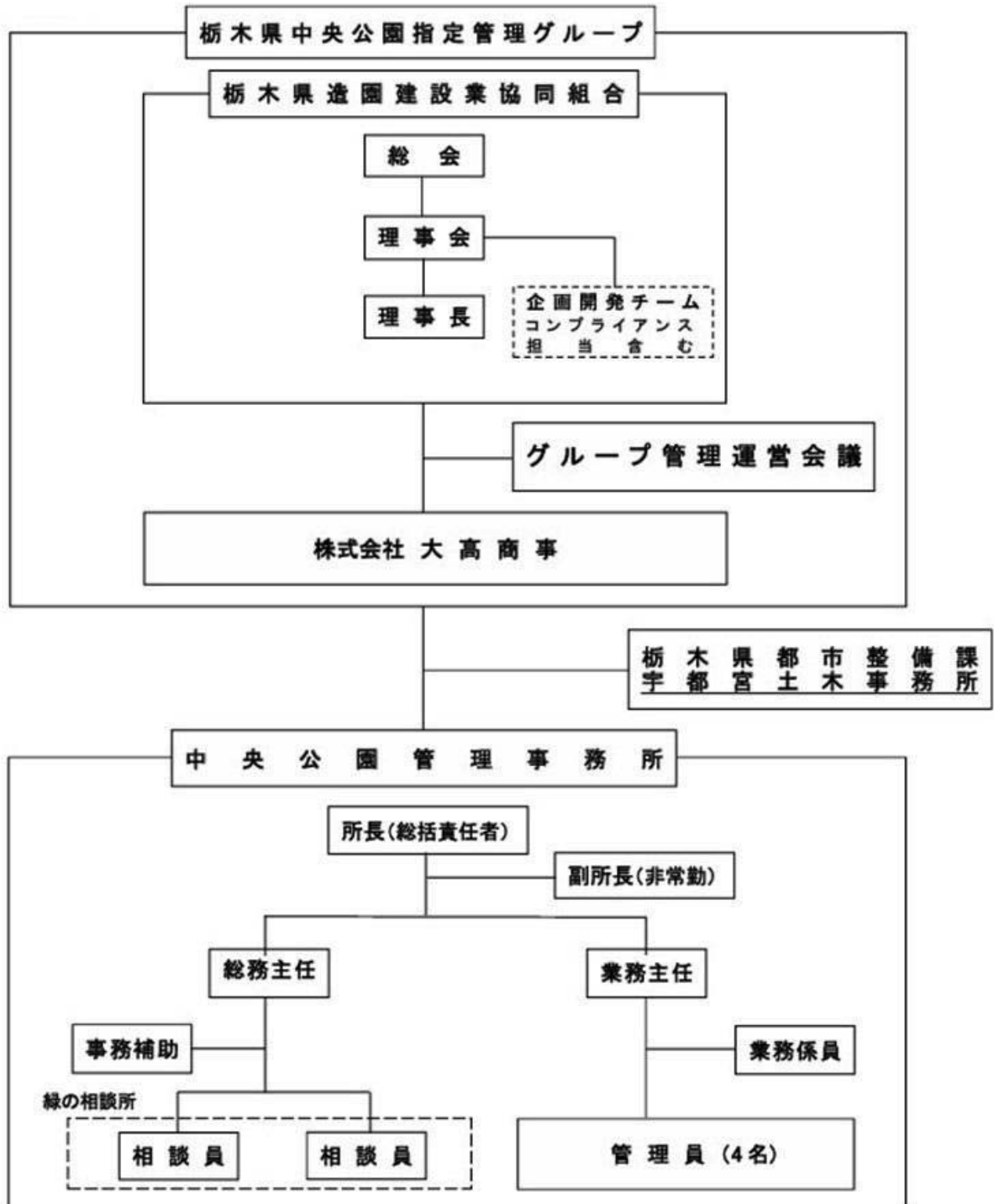
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	とちぎけんちゅうおうこうえんしていかりぐるーぷ 栃木県中央公園指定管理グループ
法人等の主たる 事務所の所在地	栃木県宇都宮市川田町108番地3
法人等の 代表者氏名	理事長 五月女 和夫
法人等の 設立年月日	平成25(2013)年9月12日
法人等の沿革	都市公園等整備緊急措置法が昭和47(1972)年に公布され、栃木県内でも公共事業が増大するようになり、公共事業の品質管理の習得、技術力の向上を目指し、昭和49(1974)年7月30日に、社団法人栃木県造園建設業協会が設立された。しかし、一社では受注困難な様々な公共公益的事業が発注される

	<p>ようになり、その受け皿づくりが望まれるようになったことや、高度な品質が要求される材料の調達などが必要になってきたため、協会の大多数が参加し、「公益事業の受注」、「造園資材の調達」を目的とする栃木県造園建設業協同組合が、平成5(1993)年1月27日設立された。平成25(2013)年9月12日、中央公園指定管理業務の効率化を図るために(株)大高商事とコンソーシアムを組み栃木県中央公園指定管理グループを設立し、その後、令和5(2023)年10月に適格化組合に承認された。</p>
法人等の業務内容	<p>(1) 栃木県中央公園に係る指定管理者としての運営と施設の管理業務 (2) 前号の事業に附帯する事業</p>
栃木県の指定管理業務以外の事業内容	なし

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1 指定管理業務に係る収支の状況

(2) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
施設管理に係る収入		65,971	64,406	68,269	3,863
項目	受託事業収入	64,400	64,400	68,242	3,842
	受取利息			13	13
	雑収入	1,571	6	14	8
合計		65,971	64,406	68,269	3,863

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
施設管理に係る経費		67,699	65,389	67,658	2,269
項目	給料手当	22,862	22,384	23,783	1,399
	諸手当	4,605	4,658	5,032	374
	法定福利費	3,901	3,463	3,501	38
	福利厚生費	306	129	315	186
	報償費	616	595	606	11
	旅費	68	113	30	▲83
	消耗品費	1,572	1,695	1,610	▲85
	光熱水費	9,054	6,305	7,392	1,087
	車両維持費	614	495	459	▲36
	通信運搬費	326	338	345	7
	交際費	109	122	99	▲23
	印刷製本費	140	218	174	▲44
	修繕費	1,489	1,379	934	▲445
	委託料	10,928	12,461	11,944	▲517
	賃借料	1,263	1,207	1,598	391
	保険料	43	61	44	▲17
	手数料	22	28	43	15
	公課費	27	36	31	▲5
	運賃				
	間接費	9,680	9,680	9,680	
雑費	64	14	28	14	
合計		67,699	65,389	67,658	2,269

(3) 収支差額 (指定管理業務)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部 合計	▲1,727	▲983	611	1,594

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・収入については、県からの指定管理委託料が増加したこと (R 5:64,400 千円→R 6:68,242 千円)
- ・支出については、経費の各項目の削減に努めたこと

2 自主事業に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
自主事業に係る収入	3,002	2,785	3,007	222	
項目	入場料収入等				
	管理収入	3,002	2,782	2,909	127
	受取利息				
	雑収入		2	96	94
合計	3,002	2,785	3,007	222	

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5	
自主事業に係る経費	1,101	214	141	▲73	
項目	業務委託費	220			
	通信運搬費	17	15	▲15	
	賃借料	83	4	4	
	消耗品費	491	98	44	▲54
	租税公課				
	運賃	110			
	支払手数料	1			
	印刷製本費	148	71	61	▲10
	報償費	24	24	24	
雑費	3		6	6	
合計	1,101	214	141	▲73	

(3) 収支差額 (自主事業)

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部 合計	1,901	2,570	2,865	295

(4) 自主事業収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・収入については、大部分を占める自動販売機の販売手数料収入が増加したこと
- ・支出については、経費の各項目の削減に努めた結果

3 県への納付金、戻入額等

なし

4 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	▲1,727	▲983	611	1,594
2 自主事業収支差額	1,901	2,570	2,865	295
3 納付金等合計額				
合計 (1 + 2 - 3)	173	1,587	3,477	1,890

第5項 固定資産及び修繕の概況

1 過去3年間で導入(購入)した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・管理棟屋根防水工事 ・照明外更新工事 ・トイレ設備更新工事 (上記全て 県負担 100%)	6,435 11,781 17,457	・天窓の雨漏り修繕 ・園内照明の更新 ・トイレの器具更新
令和 5年度	・トイレ設備外更新工事 ・高圧洗浄機 (上記全て 県負担 100%)	23,045 572	・トイレの器具更新
令和 6年度	・区画線設置工事 ・ポンプ更新工事 (上記全て 県負担 100%)	3,872 1,595	・駐車場区画線の更新 ・スプリンクラーポンプの更新

2 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	・日本庭園庭門修繕 ・管理棟男子トイレ配管修繕 ・管理棟漏水修繕	431 231 165	・日本庭園の庭門の修繕 ・管理棟男子トイレの手洗い器下配管の配管修繕 ・管理棟横水道管の漏水修繕

令和 5年度	・剪定枝集積場整地工事	264	・剪定枝集積場の枝の回収・処分・整地工事
	・事務所照明設備交換工事	215	・管理棟事務室照明のLED交換工事
	・展示ホールタイル修繕	193	・管理棟展示ホールのタイル修繕工事
令和 6年度	・剪定枝集積場整地工事	198	・剪定枝集積場の枝の回収・処分・整地工事
	・工具倉庫蛍光灯 LED 照明交換工事	152	・工具倉庫照明のLED交換工事
	・管理棟誘導灯バッテリー交換工事	139	・管理棟北入口付近の誘導灯バッテリー交換工事

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 園内を利用し駐車場に停めてある車に戻ったら、ドアが傷付けられていた。駐車場における利用者同士のトラブルは自分の他にも多数事例を耳にしている。原因は、高齢の利用者が多い・車が大型化してきているのにもかかわらず駐車区画が狭いからである。対処法として警備員の駐車場巡回回数を増やすか、防犯監視カメラを設置してほしい。
- ② 早朝の散歩コースに県立博物館前の喫煙所があり不快である。園内全面禁煙が望ましいが、駐車場の片隅等の園内から遠い場所に移動したらどうか。
- ③ 中央公園の高木が原因で、冬場は特に自宅の日当たりが悪い。県営住宅との境にある高木を枝おろしするか、伐採してほしい。

〈対応状況〉

- ① 都市整備課及び公園事務所経由で要望を受付。県からの指示で駐車場内に注意喚起看板を作成・設置した。現在は、公園管理課に施設整備要望として申請し、1台当たりの駐車スペースを拡大して余裕ある駐車区画を確保していただいた。
- ② 貴重な意見をいただいたことに感謝を述べ、喫煙所設置位置を鑑みて移設を検討する旨の回答をした。
- ③ 後日、樹木医の意見を仰ぎながら、日光を遮っていると思われる樹木を調査した。その後、職員の方で当該樹木の枝おろしを実施した。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である県土整備部都市整備課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県中央公園（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者である栃木県中央公園指定管理グループ（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、昭和 57（1982）年に開園された本施設において、樹木の成長による高木化などの課題に対して真摯に向き合い、近隣住民にも配慮した運営を行い、県民から愛される園の運営を行ってきた。高い運営能力を有することから、自主事業の一層の拡大による利用率向上を期待したい。

その他社会保険への加入や労働法規の遵守、個人情報管理などの法令遵守に関して監査手続上問題は検出されず、利用者志向の業務改善に積極的に取り組んでいる状況が確認された。なお、監査の中で発見された検出事項については以下で触れる。

（1）自主事業の収支の明確化（指摘事項）

ア 結論

自主事業の自動販売機電気料金が、自主事業の経費として費用計上されていない。当指定管理者は、自動販売機の電気料金を自主事業の経費として計上し、収支を明確にすべきである。

イ 内容

当指定管理者は、自主事業として公園内で自動販売機を設置している。自動販売機の販売管理や商品の補充、機械メンテナンスなどは外部業者が行っており、当指定管理者は販売手数料を自主事業収入に計上している。自動販売機の電気料金は、当指定管理者の本部で支払っているが経理上、自主事業の経費ではなく、指定管理料支出に含めて計上されていた。このため、自主事業の収入のみが計上されており、収支が適切に示されていない。当指定管理者は、自主事業に係る自動販売機の電気料金を自主事業の経費として計上し、収支を明確にすべきである。

（2）自主事業実施と駐車場の確保（意見）

ア 結論

当指定管理者は、駐車場が混雑する時期に、近隣施設等の駐車場を借りることや、公共交通で来園することを案内するなどして、積極的に自主事業を行うことが望ましい。

イ 内容

栃木県中央公園では、多くの利用者が自家用車で来園しているが、駐車場の面積から駐車台数に限界がある。公園内に隣接する栃木県立博物館で人気の企画展が開催される期間などは、駐車場が満車になり、公園来場者が駐車できないこともある。このため、自主事業としてイベント等を実施するにも駐車台数が不足し、積極的な自主事業実施に限界がある。

当指定管理者は、近隣施設の理解と協力を得て駐車場を確保したり、公共交通での来園を周知しながら、自主事業を実施し、多くの利用者が来園できるように積極的に働きかけを行うことが望ましい。

(3) 間接費の計上基準の明確化（指摘事項）

ア 結論

指定管理業務に係る支出に含まれる間接費の計上基準が明確でない。県は、間接費のうち指定管理事業に要する費用を精査し、基準を作り間接費計上の合理性を持たせるべきである。

イ 内容

当指定管理者は、指定管理業務に係る支出として毎月 640 千円と 7 月及び 12 月に追加で 500 千円（年間総額 9,680 千円）を間接費として指定管理支出に計上している。間接費の内訳は、当指定管理者である協同組合の役職員の給与の一部、家賃の一部、消費税の納税金額、顧問税理士への顧問料等となっている。

これら間接費支出の内容は、契約書や合意書ではなく、指定管理費用との整理方法に明確な基準がない。

県は、間接費のうち指定管理事業に要する費用を精査し、基準を作り間接費計上の合理性を持たせるべきである。当指定管理者が任意に決めた金額を配賦する方法では、指定管理業務について本部経費を実際にどの程度負担しているかが不明瞭となり、適正な収支計算に恣意性が混入することで採算を把握することが困難になる可能性がある。県は、これら間接費について指定管理業務に係る支出として計上すべき間接費などについて基準を設けた上で、その結果を精査し、監督すべきである。

(4) 園内のキッチンカーの積極的導入（意見）

ア 結論

当指定管理者は、休日など利用者が多い日には、キッチンカーを積極的に導入することが望ましい。

イ 内容

栃木県立中央公園に隣接する栃木県立博物館では認知度を高め、より多くの方に博物館に来館いただけるよう、毎月第 3 日曜日「家庭の日」に県立博物館の日イベ

ント（愛称 県博デー）を開催している。このイベントに合わせて、中央公園では博物館近くに毎回2台のキッチンカーが出店し好評を得ている。

公園の近隣は、高校のグラウンドや住宅地で徒歩圏内にコンビニエンスストアや飲食店もなく、第3日曜日以外の日には、来園者が公園内で飲食をするには食品を持参しなければならない。当指定管理者は、週末など手ぶらで来園し園内で飲食を楽しめるようキッチンカーの出店回数を増やし、利用者の利便性向上を図ることが望ましい。

（5）移築した旧宇都宮商工会議所正門の認知度向上（意見）

ア 結論

当指定管理者は、公園内に移築した旧宇都宮商工会議所の建物を周知し、利用促進を図ることが望ましい。

イ 内容

中央公園内には、旧宇都宮商工会議所の正面玄関の一部が移築され保存されている。この建物は、栃木県技師・宇都宮工業学校（現：栃木県立宇都宮工業高等学校）の初代校長であった安美賀（やす みよし 1885～1953）氏が設計し、昭和3（1928）年に竣工している。

旧商工会議所は、旧帝国ホテルを設計した建築家のフランク・ロイド・ライト（1867～1953）の影響を受けた幾何学的な装飾が施されており、正面玄関には車寄せを配置した重厚な大谷石建築として注目されていた。

昭和54（1979）年に県救急救命センター（旧済生会病院）建築計画の着工に伴い取り壊されたが、中央公園建設工事の終盤に行われた「子供広場」の整備と並行して復元工事が行われ、昭和60（1985）年に正面玄関一部が中央公園内に復元されている。

近年、宇都宮産の大谷石は、加工のしやすさや風合いの美しさから建築資材として需要が多く、宇都宮市も大谷石造りの建築物の保存に力を入れている。令和7（2025）年10月6日に現地視察を行ったが、正面玄関一部は蜘蛛の巣が張り、入口には落ち葉が積り、木々に覆われていた。多額の復元費用をかけながらも知名度が上がらず、有効に活用されないのは宝の持ち腐れである。公園のホームページには、写真とともに建物概要が記載されているものの、若い世代の公園利用者にはその意味も解らない方も多いように思う。当指定管理者は、より分かりやすく看板を設置し、掃除を定期的に行い、遠足で訪問した児童等にもその価値が分かるような管理をすることが望ましい。



(6) 発生主義に基づいた経費の計上（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者は、決算月である3月度で計上すべき経費が計上されていなかったため、改善すべきである。

イ 内容

令和7（2025）年4月10日支払の3月分のシルバー人材に対する委託料が、当指定管理者の3月度決算に経費として反映されておらず、支払を行った4月度で経費計上されていた。本来は、発生主義に基づき3月度の決算に経費として反映すべきである。

(7) 備品の定期的な棚卸（意見）

ア 結論

県は、備品管理が適正に行われていることを確認するために、定期的に棚卸を行うことが望ましい。

イ 内容

県において、備品の棚卸が行われていない状況である。県有財産であるため、3年に一度程度のローテーションを組み、備品管理が適正に行われていることを県において確認することが望ましい。

第11節 県営住宅（大田原地区・矢板地区）

第1項 施設の概要

（金額、人数等の数値は令和6（2024）年度実績）

所 管 課	県土整備部住宅課
指定管理者	とちぎ県北不動産業協同組合
施 設 名	県営住宅（大田原地区）、県営住宅（矢板地区）
施設所在地	<p>【大田原地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田原市中田原 2097（中田原住宅） ・那須塩原市黒磯 505（黒磯住宅） ・那須塩原市埼玉 6－1061（稲村住宅） ・那須塩原市東原 5－1（東原住宅） ・那須塩原市東三島 6－337－150（三島住宅） <p>【矢板地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢板市木幡 2584－2（木幡北山住宅） ・さくら市草川 62－1（草川第二住宅） ・さくら市草川 70（草川第三住宅） ・さくら市草川 71（草川第四住宅） ・さくら市蒲須坂 381（蒲須坂住宅） ・高根沢町文挾 124（仁井田住宅） ・高根沢町平田 1930（平田住宅）
根拠条例等	栃木県県営住宅条例、栃木県県営住宅条例施行規則
設置年月日	<p>【大田原地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中田原住宅：平成12（2000）年1月31日 ・黒磯住宅：昭和58（1983）年9月20日～昭和62（1987）年10月16日 ・稲村住宅：平成8（1996）年12月31日～平成13（2001）年2月9日 ・東原住宅：平成5（1993）年7月9日～平成6（1994）年7月24日 ・三島住宅：平成18（2006）年8月8日 <p>【矢板地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木幡北山住宅：平成16（2004）年11月5日～平成19（2007）年10月11日 ・草川第二住宅：平成9（1997）年2月10日～平成11（1999）年5月24日 ・草川第三住宅：平成12（2000）年8月25日～平成12（2000）年10月19日 ・草川第四住宅：平成18（2006）年1月4日～平成20（2008）年3月12日

	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲須坂住宅　：平成 14(2002)年 10 月 4 日～平成 16(2004)年 2 月 19 日 ・仁井田住宅　：平成 11(1999)年 12 月 24 日～平成 14(2002)年 11 月 26 日 ・平田住宅　　：平成 16(2004)年 12 月 3 日 	
設置目的・業務内容	設置目的	<p>県営住宅は、栃木県県営住宅条例（平成 9 年 3 月 28 日栃木県条例第 1 号）で定める施設として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸し、又は転貸することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>

	施設 の 概 要	<p>【大田原地区】</p> <p>中田原住宅</p> <p>①敷地面積：6,000 m²</p> <p>②建物面積：1,022 m² 鉄筋コンクリート造4階建</p> <p>③駐車場：収容台数48台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>黒磯住宅</p> <p>①敷地面積：22,074 m²</p> <p>②建物面積：4,166 m² 鉄筋コンクリート造3階建</p> <p>③駐車場：収容台数168台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>稲村住宅</p> <p>①敷地面積：41,681 m²</p> <p>②建物面積：2,810 m² 鉄筋コンクリート造3階建・5階建</p> <p>③駐車場：収容台数138台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>東原住宅</p> <p>①敷地面積：6,895 m²</p> <p>②建物面積：1,349 m² 鉄筋コンクリート造4階建</p> <p>③駐車場：収容台数64台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>三島住宅</p> <p>①敷地面積：2,807 m²</p> <p>②建物面積：754 m² 鉄筋コンクリート造4階建</p> <p>③駐車場：収容台数32台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>【矢板地区】</p> <p>木幡北山住宅</p> <p>①敷地面積：14,668 m²</p> <p>②建物面積：3,419 m² 鉄筋コンクリート造4階建・5階建</p> <p>③駐車場：収容台数135台</p> <p>④研修室等：集会所</p> <p>草川第二住宅</p> <p>①敷地面積：7,411 m²</p> <p>②建物面積：1,812 m² 鉄筋コンクリート造3階建・4階建</p> <p>③駐車場：収容台数76台</p>
--	-------------------	--

	<p>④研修室等：集会所 草川第三住宅</p> <p>①敷地面積：4,399 m² ②建物面積：1,024 m² 鉄筋コンクリート造3階建・4階建</p> <p>③駐車場：収容台数42台 草川第四住宅</p> <p>①敷地面積：6,721 m² ②建物面積：1,988 m² 鉄筋コンクリート造3階建</p> <p>③駐車場：収容台数60台 ④研修室等：集会所</p> <p>蒲須坂住宅</p> <p>①敷地面積：7,282 m² ②建物面積：1,139 m² 鉄筋コンクリート造5階建</p> <p>③駐車場：収容台数55台 ④研修室等：集会所</p> <p>仁井田住宅</p> <p>①敷地面積：8,072 m² ②建物面積：1,631 m² 鉄筋コンクリート造3階建・4階建</p> <p>③駐車場：収容台数74台 ④研修室等：集会所</p> <p>平田住宅</p> <p>①敷地面積：6,218 m² ②建物面積：1,026 m² 鉄筋コンクリート造5階建</p> <p>③駐車場：収容台数45台 ④研修室等：集会所</p>
	<p>業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務 ・ 県営住宅及び共同施設の運営に関する業務
営業（開館）時間	24時間
休業（休館）日	なし
指定管理期間・ 指定管理者	令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月 とちぎ県北不動産業協同組合
利用者数(延べ人数)	年間1,605人(令和6年度実績)
指定管理料 (消費税込み)	・ 指定期間中の総額 令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月(5年間合計) 425,000千円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年度あたり金額 85,000 千円
利用料金 (利用者負担額)	<p>県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。</p>
利用料金制度導入の有無	なし

中田原住宅（大田原地区一例）



木幡北山住宅（矢板地区一例）



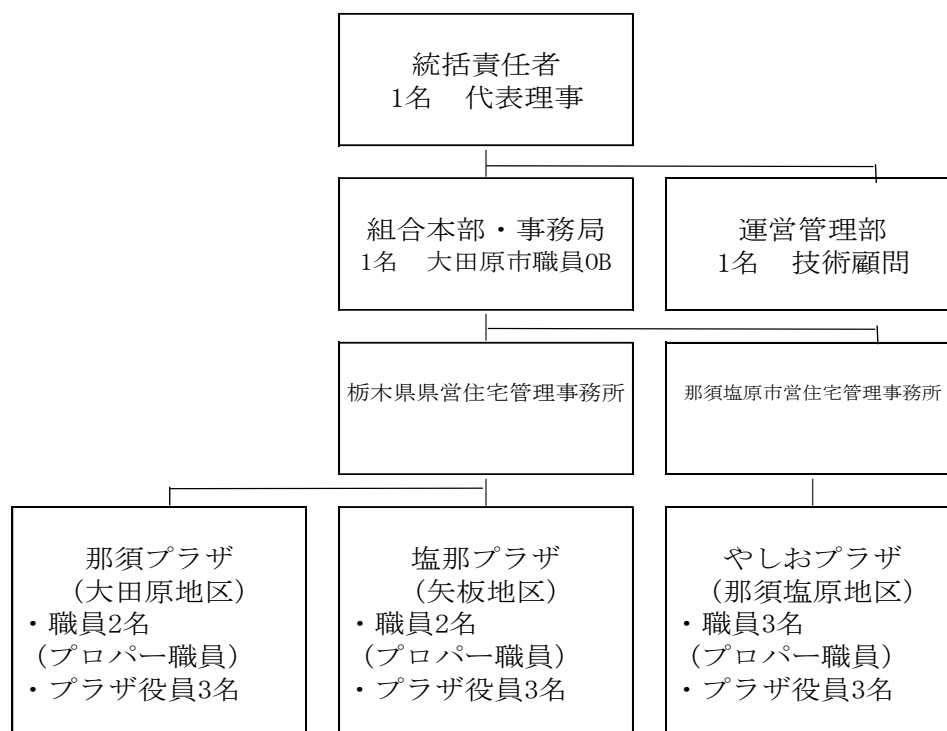
第2項 指定管理者の概要

令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	とちぎけんほくふどうさんぎようきようどうくみあい とちぎ県北不動産業協同組合
法人等の主たる 事務所の所在地	那須塩原市末広町 53 番地 17
法人等の 代表者氏名	代表理事 後藤壽久
法人等の 設立年月日	平成 25(2013)年 1 月 8 日
法人等の沿革	平成 24(2012)年 12 月 17 日 栃木県知事認可(栃木県指令 経支第 317 号) 平成 25(2013)年 1 月 8 日 法人成立、主たる事務所を那 須塩原市上厚崎 462 番地 5 と する 平成 27(2015)年 3 月 1 日 主たる事務所を那須塩原市末 広町 53 番地とする 平成 27(2015)年 4 月 1 日 県営住宅大田原地区の指定管 理者として那須プラザを開設 平成 29(2017)年 4 月 1 日 那須塩原市営住宅の指定管理 者としてやしおプラザを開設 平成 30(2018)年 4 月 1 日 県営住宅矢板地区の指定管理 者として塩那プラザを開設 令和 4(2022)年 7 月 1 日 賃貸住宅管理業者登録(国土 交通大臣(01)第 006992 号)
法人等の業務内容	(1) 組合員のためにする賃貸住宅等の管理業務及び修繕業 務の共同受注 (2) 組合員のためにする宅地若しくは建物の売買若しくは 交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃貸の代理 若しくは媒介の斡旋に関する事業 (3) 組合員のためにする損害保険の代理店業務 (4) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組 合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提 供 (5) 組合員の福利厚生に関する事業
栃木県の指定管理 業務以外の事業内容	那須塩原市営住宅の指定管理者

第3項 組織図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

(1) 収入の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る収入		85,000	85,000	85,000	
項目	指定管理料	85,000	85,000	85,000	
	利用料金収入				
	施設利用料負担金収入				
②指定事業に係る収入					
項目	指定管理料				
合計 (①+②)		85,000	85,000	85,000	

(2) 支出の部

(単位：千円)

項目		R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
①施設管理に係る経費		83,229	84,465	84,813	348
項目	人件費支出	17,575	18,180	20,585	2,405
	事務費支出	10,805	11,008	9,432	▲1,576
	修繕費支出	30,080	30,080	30,074	▲6
	保守点検費支出	18,520	18,520	18,388	▲132
	その他費用支出	6,249	6,677	6,334	▲343
②指定事業に係る経費					
項目	給料手当支出				
	消耗品費支出				
	修繕費支出				
	委託料支出				
	手数料支出				
合計 (①+②)		83,229	84,465	84,813	348

(3) 収支差額

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部合計	1,771	535	187	▲348

(4) 指定事業等収支 (R 6 - R 5) の著しい増減(10%程度)の主な理由
なし

2. 自主事業に係る収支の状況
なし

3. 県への納付金、戻入額等
なし

4. 総括表

(単位：千円)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額	1,771	535	187	▲348
2 自主事業収支差額				
3 納付金等合計額				
合計 (1 + 2 - 3)	1,771	535	187	▲348

第5項 固定資産及び修繕の概況

1. 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額（千円）	備考
令和4年度	・ 県営黒磯住宅1号棟ほか長寿命化型改善機械設備工事（県負担100%）	64,383	
令和5年度	・ 県営黒磯住宅3号棟ほか長寿命化型改善機械設備工事（県負担100%）	65,472	
	・ 県営中田原住宅下水道接続工事（県負担100%）	21,351	
	・ 県営東原住宅1号棟長寿命化型改善機械設備工事（県負担100%）	19,503	
令和6年度	・ 県営三島住宅1号棟昇降機改修工事（県負担100%）	2,173	
	・ 県営中田原住宅1号棟階段室雨水排水改善工事（県負担100%）	542	

2. 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額（千円）	備考
令和4年度	・ 寒波被害復旧修繕工事	1,281	東原住宅1～4号棟
	・ 雨どい雨漏り修繕工事	297	仁井田住宅4号棟
	・ 鋼制柵（生垣）塗装	292	黒磯住宅1号棟
令和5年度	・ 住宅用火災警報器交換工事	1,588	稲村住宅1号棟ほか
	・ 住宅用火災警報器交換工事	1,515	草川第二住宅1号棟ほか
	・ 給水ポンプユニット装置修繕工事	1,056	仁井田住宅
令和6年度	・ 動力盤落雷による内器交換	5,627	黒磯住宅1、2号棟
	・ 誘導灯LED化工事	839	中田原住宅1、2号棟
	・ 高架水槽電極修繕工事	548	黒磯住宅5号棟

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 敷地内の生垣にスズメバチの巣があるので撤去してほしい。

- ② テレビの映りが悪いので調べて欲しい。
- ③ 同じ団地の住民とトラブルがあり、放火未遂で相手方が警察に逮捕された。警察から転居を勧められたので、他の県営住宅に住み替えたい。

〈対応状況〉

- ① 業者に依頼をして巣を駆除した。
- ② 電波障害があることが判明したため、障害改善工事を実施した。
- ③ 現に犯罪に巻き込まれており、入居者の心身の安定をはかる必要があることから、他の県営住宅の空き住戸への特定入居を認めることとした。

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である県土整備部住宅課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、県営住宅（大田原地区・矢板地区）（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者であるとちぎ県北不動産業協同組合（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

当指定管理者は、県と連携して有効かつ効率的な債権管理を行うとともに、施設特性や社会課題を踏まえた独自サービスも展開しており、指定管理の模範とすべき好事例である。なお、社会保険加入や労働環境整備、税務申告などの法令遵守状況に関する問題は監査手続上検出されなかった。

当指定管理者は、家賃徴収業務にあたっては、県との明確かつ合理的な役割分担の下で、個別の利用者へ福祉的配慮をしつつも有効かつ効率的な回収のための働きかけを実施している。結果、家賃滞納率は同種の施設と比較して極めて低い。また、施設ごとに管理人と連携した見回りサービスを実施することで入居者の状況を個別に把握しており、社会問題となっている高齢者の孤立に対する現場での有効な施策を実践している。その他、手続中に検出された軽微な事項につき以下に報告する。

（1）指定管理期間中の指定管理者側の負担増加となる変更協定の回避（意見）

ア 結論

指定管理期間中の令和7（2025）年4月1日において、県の要請により当指定管理者側の負担増加となる変更協定が締結された。双方の合意に基づく変更協定ではあるものの、県は、指定管理期間中に指定管理者側の負担増加となる変更は避けることが望ましい。

イ 内容

指定管理期間中（令和3（2021）年4月1日から令和8（2026）年3月31日ま

で)の令和7(2025)年4月1日において、変更協定により仕様書に定められる修繕費用負担の関係が変更された。当初の仕様書によれば「30万円」未満の修繕については当指定管理者の負担で実施することが定められていたが、変更協定により「100万円」未満の修繕については当指定管理者の負担で実施することとされた。

県へのヒアリングによれば、修繕費基準の変更は本施設の管理に係るノウハウが蓄積されてきたことを踏まえ、他指定管理施設との整合を図るための変更であるとのこと。令和6(2024)年度の事業報告書によれば、令和6(2024)年度における30万円超、100万円未満の修繕は5,211,690円である一方、変更協定による委託料の変更はなされず、当指定管理者側の負担は大きく増加する内容であった。当指定管理者へのヒアリングによれば、修繕費用負担上限額の引き上げに伴い、県がフォローアップを行うこと、指定管理期間が残り1年である点から、修繕計画の見直しで対応可能との判断のもと合意をしたとのことであるが、本対応は当指定管理者の善意に基づく例外的な対応であり、指定管理を適切に持続可能な運用とする観点から、今後は同様の取扱いは避けることが望ましい。

(2) 利用を終えた個人情報データの削除(指摘事項)

ア 結論

個別端末に利用目的を達成した後も残存している個人情報データは、情報漏えいリスクを高めるため、当指定管理者は、個人情報保護法に基づく安全管理措置として、県システムへのアップロード完了後直ちに削除すべきである。

イ 内容

当指定管理施設は、県営住宅という性質上、機微な個人情報が取り扱われる局面も民間事業者に対して多く、個人情報の管理については高い注意が求められる状況にある。当指定管理者は、ネットワーク上の分離を行うことでセキュリティを確保した端末で県システムとの通信を確立し、当該端末で機微な情報の登録や資料のアップロードを行うことによって個人情報の保護を図っている。

しかし資料の取り込みの過程において、技術的理由で別端末を利用する必要性があるところ、一時的に個人情報データがインターネットに接続された情報端末を経由するワークフローとなっている。当該端末はインターネットに接続された端末であるため、機密情報保持の観点からは極力個人情報データを保有させるべきではない端末である。よって当該データについては、県システムへの登録が終わり次第端末からは削除し「機密データは必要最小限の期間のみ保持する」というセキュリティ原則を徹底すべきである。

第12節 栃木県立みかも自然の家

第1項 施設の概要

(金額、人数等の数値は令和6(2024)年度実績)

所管課	教育委員会事務局生涯学習課	
指定管理者	コネクト栃木(株)	
施設名	栃木県立みかも自然の家	
施設所在地	栃木市岩舟町下津原 1808-1	
根拠条例等	栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例	
設置年月日	令和6(2024)年4月1日	
設置目的・ 業務内容	設置目的	栃木県立みかも自然の家は、栃木県立みかも自然の家設置及び管理条例(令和4年12月22日栃木県条例第38号)に定める施設として、様々な体験活動を通して、多くの人々に生涯を通じて学習する機会を提供することを目的とする。
	施設の概要	①敷地面積：約3.2ha ②建物面積：約6,000㎡ 鉄筋コンクリート造2階建 ③駐車場：収容台数約32台 ④主な機能：宿泊室、研修室、体育館、音楽室、食堂、キャンプサイト、ファイアーサークル
	業務内容	①利用者受入業務 ②主催事業実施業務 ③広報・PR業務 ④食事提供業務、物品販売等業務 ⑤自由提案事業 ⑥施設の維持管理
営業(開館)時間	6:00~23:00(宿泊有) 9:00~17:30(宿泊無)	
休業(休館)日	なし	
指定管理期間・ 指定管理者	令和5(2023)年4月~令和21(2039)年3月 コネクト栃木株式会社	
利用者数(延べ人数)	年間34,466人(令和6年度実績)	
指定管理料 (消費税込み)	・指定期間中の総額 令和6(2024)年4月~令和21(2039)年3月(15年間合計) 7,482,692千円 ・1年度あたり金額 約5億円(年度ごとに変動あり)	
利用料金 (利用者負担額)	次ページのとおり	
利用料金制度導入の有無	有り	

【利用料金】

● 一般 ●

宿泊料の詳細

区分		① 宿泊室利用料金		② リネン代	③ 光熱水費
		通常期	繁忙期		
3歳～高校生	県内の方	3,190円	4,290円	280円	370円
	県外の方	4,180円	5,280円		
その他の者	県内の方	4,290円	5,390円		
	県外の方	5,280円	6,380円		

食事料

区分	朝食	昼食	夕食	BBQ
3歳～小学生	750円	780円	990円	1,610円
中学生以上	820円	870円	1,360円	1,960円

※料金はすべてお1人様あたりの金額(税込)です。

※3歳未満の料金は無料です。施設の食事、リネンをご希望の場合は、別途料金が発生します。

※内容は事情により変更になる場合がございます。

※通常期、繁忙期の対象日は宿泊室シーズンカレンダーをご覧ください。

※学校、団体支払いは原則請求書払いをお願いいたします。

※個人利用、物品購入は現金又はクレジットカード、電子決済支払いをお願いいたします。クレジットカードはVISA、MasterCardをご利用いただけます。電子決済はPayPayのみ、ご利用可能です。

● 学校教育活動等 ●

学校教育活動等とは、保育所若しくは幼保連携型認定こども園における保育の一環又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園における活動を指します。(部活動での利用は一般料金となります。)

宿泊料の詳細

区分		① 宿泊室利用料金	② リネン代	③ 光熱水費
3歳～中学生	県内の方	無料	280円	370円
	県外の方	880円		
高校生以上	県内の方	880円		
	県外の方	1,760円		

食事料

区分	朝食	昼食	夕食	BBQ
3歳～小学生	580円	610円	990円	1,610円
中学生以上	740円	790円	1,260円	1,860円

● 栃木県教育委員会主催事業 ●

宿泊料の詳細

区分		① 宿泊室利用料金	② リネン代	③ 光熱水費
3歳～中学生	県内の方	440円	280円	370円
	県外の方	880円		
高校生以上	県内の方	1,760円		
	県外の方	1,760円		

食事料

区分	朝食	昼食	夕食	BBQ
3歳～小学生	580円	610円	990円	1,610円
中学生以上	740円	790円	1,260円	1,860円

● 社会教育団体 ●

県内のボーイ・ガールスカウト、公民館、子ども会（育成会を含む）、PTAの団体（15名以上の利用）で、全員が体験活動プログラムを利用した場合に高校生以下に以下料金が適用となります。※その他の方は、一般料金が適用となります。

宿泊料の詳細

区分		① 宿泊室利用料金		② リネン代	③ 光熱水費
		通常期	繁忙期		
3歳～高校生	県内の方	1,540円	2,640円	280円	370円

食事料

区分	朝食	昼食	夕食	BBQ
3歳～小学生	750円	780円	990円	1,610円
中学生以上	820円	870円	1,360円	1,960円

● 食事料金キャンセル料 ●

5日前	前日	当日	不泊
10%	50%	100%	100%

※【キャンセル料を徴収しない場合】

利用者の責めに帰さない場合（台風等の自然災害によるもの、施設側の都合によるもの等）は、キャンセル料を徴収しないこととします。

※【食事キャンセル料の徴収方法】

請求書を送付して食事キャンセル料を徴収又は請求書により現地で徴収いたします。

施設利用料金

施設の種類	時間／回	宿泊利用	日帰り利用	
			県内の方	県外の方
研修室（大）	9～12 時	9,900円	13,860円	14,850円
	13～17 時	13,200円	18,810円	19,800円
	18～21 時	9,900円	13,860円	14,850円
	超過時間（1時間につき）	3,300円	4,950円	4,950円
研修室（中）	9～12 時	4,950円	6,430円	7,420円
	13～17 時	6,600円	8,910円	9,900円
	18～21 時	4,950円	6,430円	7,420円
	超過時間（1時間につき）	1,650円	2,470円	2,470円
体育館	9～12 時	6,600円	8,910円	9,900円
	13～17 時	8,800円	12,210円	13,200円
	18～21 時	6,600円	8,910円	9,900円
	超過時間（1時間につき）	2,200円	3,300円	3,300円
音楽室	9～12 時	3,300円	3,960円	4,950円
	13～17 時	4,400円	5,610円	6,600円
	18～21 時	3,300円	3,960円	4,950円
	超過時間（1時間につき）	1,100円	1,650円	1,650円

※料金は全て税込です。

※1回あたりの料金です。

※内容は事情により変更になる場合がございます。

※学校教育活動等として利用する場合の研修室等の利用料金は、県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園が無料となります。（部活動での利用は料金がかかります）

※栃木県教育委員会主催事業として利用する場合の研修室等の利用料金は、無料となります。

※「超過時間」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後9 時までの時間以外の時間を指します。

キャンプサイト料金

料金はシーズンによって異なります。下記のシーズンカレンダーでご確認ください。

Season Calendar
2025.04 ~ 2026.03

一般

施設名	通常期	閑散期	繁忙期
電源付きオートキャンプ	8,800円	5,500円	9,900円
テラスサイト	6,600円	4,400円	7,700円

学校教育活動等

施設名	利用料金
電源付きオートキャンプ	無料
テラスサイト	無料

※料金はすべて1区画1泊の金額（税込）です。1区画の定員は、4名様までとなります。

※1区画1テント・1タープとさせていただきます。

※内容は事情により変更になる場合がございます。

※通常期、閑散期、繁忙期の対象日は「キャンプサイトシーズンカレンダー」をご覧ください。

※学校教育活動等として利用する場合のキャンプサイト（中学校生徒以下の者のみが利用する区画に限る。）の利用料金は、県内に所在する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部若しくは幼保連携型認定こども園が無料となります。（部活動での利用は一般料金となります。）



第2項 指定管理者の概要

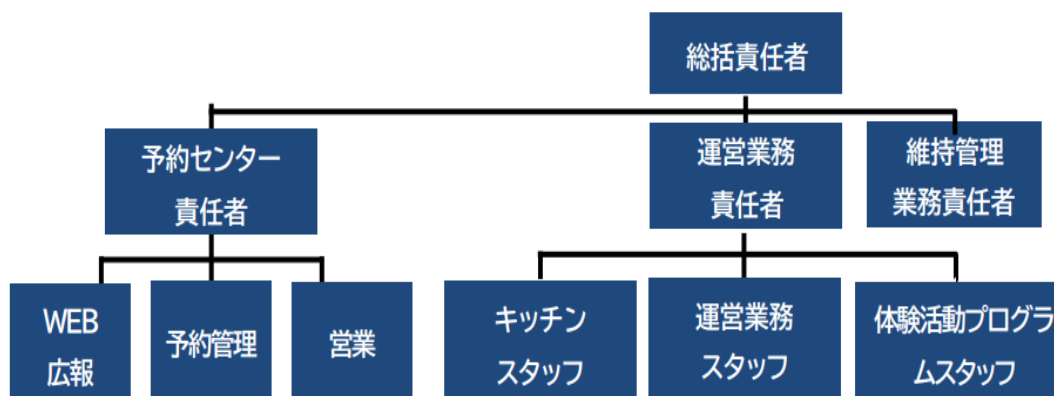
令和7(2025)年4月1日現在

ふりがな 指定管理者名	コネクと ^{とちぎかぶしがいしや} 栃木株式会社
法人等の主たる 事務所の所在地	宇都宮市東宿郷三丁目10番9号
法人等の 代表者氏名	長沼 大士
法人等の 設立年月日	令和2(2020)年10月20日
法人等の沿革	<p>令和2(2020)年10月：新青少年教育施設整備運営事業に関する入札提案書及び基本協定書に基づき、フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社、大成建設株式会社、株式会社R.project、三井物産フォーサイト株式会社、株式会社板橋組、株式会社安藤設計の6社が出資し法人設立</p> <p>令和5(2023)年3月：栃木県より指定管理者の指定を受ける</p> <p>令和6(2024)年2月：みかも自然の家の設計建設業務を完了し栃木県に引渡し</p> <p>令和6(2024)年3月：みかも自然の家 オープニングセレモニー開催</p> <p>令和6(2024)年4月：みかも自然の家 営業開始</p>
法人等の業務内容	みかも自然の家の設計、建設、工事監理、開業準備、運営及び維持管理業務
栃木県の指定管理 業務以外の事業内 容	<p>(1) キャンプ事業 キャンプ場の企画・運営、キャンプ場検索・予約サイト「なっぷ」の運営、地域活性化コンサルティングなど</p> <p>(2) 合宿事業 スポーツ合宿やゼミ、企業研修のための宿泊施設の運営</p> <p>(3) BBQ 事業 都市公園や屋上を活用したバーベキュー場、デイキャンプの管理・運営、手ぶらBBQサービスの提供</p> <p>(4) 地域活性化コンサルティング キャンプ場集客支援、地域の魅力発掘・情報発信、公園・遊休地の利活用支援、キャンプを活用したコンテンツ造成など</p> <p>(5) その他 アウトドアプラットフォーム事業、マーケティング支援</p>

第3項 組織図

組 織 図

令和7(2025)年4月1日現在



第4項 過去3年間の収支状況

1. 指定管理業務に係る収支の状況

【コネクト栃木株式会社】

(1) 収入の部

(単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
売上高			227,317	227,317
受取利息			80,811	80,811
合計			308,128	308,128

(2) 支出の部

(単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
売上原価			215,172	215,172
販売費及び一般管理費			2,231	2,231
租税公課			99	99
支払手数料			70	70
支払報酬			2,061	2,061
支払利息			80,936	80,936
法人税・住民税及び事業税			2,409	2,409
合計			300,748	300,748

※令和6年度に事業開始しており、令和4年度及び5年度の収支計上はない

(3) 収支差額 (単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計 - 支出の部 合計			7,379	7,379

【運営・維持管理に係る収支 (R. project・三井物産フォーサイト)】

(1) 収入の部 (単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
施設管理に係る収入			202,977	202,977
項目	指定管理料		75,574	75,574
	利用料金収入		72,785	72,785
	施設利用料負担金 収入		7,044	7,044
	食事収入		36,442	36,442
	物販収入		7,157	7,157
	その他収入		3,971	3,971
指定事業に係る収入				
項目				
合計 (①+②)			202,977	202,977

(2) 支出の部 (単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
施設管理に係る経費			163,308	163,308
項目	人件費		72,088	72,088
	消耗品費		8,802	8,802
	外注費		5,876	5,876
	仕入費		22,417	22,417
	光熱水費		21,333	21,333
	交通費		306	306
	通信費		1,913	1,913
	修繕費積立金		2,645	2,645
	雑費・その他		27,931	27,931
指定事業に係る経費				
項目				
合計 (①+②)			163,308	163,308

(3) 収支差額（指定管理業務） (単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
収入の部合計－支出の部合計			39,669	39,669

※令和6年度に事業開始しており、令和4年度及び5年度の収支計上はない

(4) 指定事業等収支（R 6 - R 5）の著しい増減(10%程度)の主な理由

- ・ R 6 に施設が開所し R 4、R 5 の実績はないため。

2. 自主事業に係る収支の状況

なし

3. 県への納付金、戻入額等

なし

4. 総括表

(単位：千円、税抜)

項目	R 4	R 5	R 6	R 6 - R 5
1 指定管理業務収支差額			39,669	39,669
2 自主事業収支差額				
3 納付金等合計額				
合計（1 + 2 - 3）			39,669	39,669

第5項 固定資産及び修繕の概況

1 過去3年間で導入（購入）した固定資産概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	—	—	
令和 5年度	・プレハブ冷凍庫 ・スチームコンベクションオーブン ・コースター（マイクロバス） （上記全て 県負担 100%）	3,663 2,046 1,979	※指定管理者が購入し、施設の引渡しとともに備品も県の所有となっている。備品購入費用は、サービス購入料として県から支払。
令和 6年度	—	—	

2 過去3年間で実施した修繕工事概況

年度	内容	金額 (千円)	備考
令和 4年度	—	—	
令和 5年度	—	—	
令和 6年度	空調機ロスナイ用フィルター購 入	367	

第6項 利用者の要望と対応状況

〈要望〉

- ① 夏場の熱中症の危険を考慮して体育館、廊下への冷房機設置
- ② 雨天時の野外体験活動の実施に関して
- ③ キャンプ場の給湯設備と受付が遠い等の利便性向上

〈対応状況〉

- ① 対応について検討中
- ② 同上
- ③ 同上

第7項 監査の結果

1. 実施した監査手続

所管課である教育委員会事務局生涯学習課担当者へのヒアリングにより事務概要を把握し、栃木県立みかも自然の家（以下、本項において「本施設」という。）の現地視察により施設の管理状況を確認した。現地では、指定管理者であるコネクト栃木株式会社（以下、本項において「当指定管理者」という。）の施設管理責任者に施設概要、管理方針についての質問を行うとともに、関連する資料を入手して、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問等を行った。

2. 監査の結果

本施設は、みかも山公園内という自然体験に適した立地、充実した研修・合宿設備などを有し、アレルギーフリー対応の食事も提供可能という「自然の中での学びと交流」を体現している。運営面においても、アンケート結果は施設の清潔さ、スタッフ対応の良さなどの面で特に良好であり、県内のみならず県外からの利用者も多い優れた施設であった。

その他社会保険への加入や労働法規の遵守、個人情報管理などの法令遵守に関して監査手続上問題は検出されず、利用者志向の業務改善に積極的に取り組んでいる状況が確認された。監査の中で発見された検出事項については以下で触れる。

(1) キャンプ場の利用促進（意見）

ア 結論

当指定管理者は、キャンプ場の知名度を高めて利用促進を図ることが望ましい。

イ 内容

キャンプ場を開設して間もないこともあり、キャンプ場の知名度が低く、春秋のシーズンでも週に数組が利用するだけで利用率も低い。キャンプ場の予約には電話予約とインターネット予約があり、インターネット予約は現在「なっぷ」というサイトでのみ行っている。他のインターネット予約システム導入も検討し、利用促進を図ることが望ましい。

(2) キャンプ場内の環境整備（意見）

ア 結論

キャンプ場内の未舗装の道、雨樋のない炊事場は利用者の利便性、周辺環境への悪影響が懸念されるため、当指定管理者においては、改善を検討することが望ましい。

イ 内容

キャンプ場は、敷地内の坂の上にある。車が乗り入れ可能なところから最も上のキャンプ場まで約 20 メートルから 40 メートルの距離があるため、キャンプ用品を台車などを使用して運ぶ必要がある。

実際にキャンプ場を視察したが、キャンプ用品を運ぶ道は、未舗装で視察時には大雨が降った後で土砂が流れており、大きな溝が出来ていた。現場担当者によると、補修を行っても、大雨が降ると道が川のようになって土砂が流れて、数日で大きな溝ができることが度々起こっているとのことだった。キャンプ場内の道路補修をして、大雨でも土砂が流されないようにするなど、利用しやすい環境を整えることが望ましい。

また、炊事場に雨樋が設置されていないため、大雨が降るたびに屋根から流れ落ちる雨水が、地面の土砂を洗い流している。これにより、炊事場周辺の砂利道に土砂が流れ出し、人や車の通行に支障が生じている。この問題を解決するには、雨樋の設置が求められる。



(3) 棚卸表への食材の实地棚卸単価の記入（指摘事項）

ア 結論

当指定管理者においては、食材实地棚卸表は、全ての食品の単価が記入されていることを確認し、網羅性を確認して作成すべきである。

イ 内容

当指定管理者は、年度末に食材の实地棚卸を行い計算表にまとめている。实地棚卸表を閲覧したところ、各食材の個数が記入されていたが、単価が未記入のために、年度末の棚卸額が計上されていない箇所があった。食材实地棚卸表は、網羅性を確認して作成すべきである。

(4) 備品の定期的な棚卸（意見）

ア 結論

県は、県保有の備品の定期的な巡回棚卸を行うことが望ましい。

イ 内容

本施設は、供用開始後1年程度経過したばかりであり、設備や備品は新しいものである。当指定管理者の固定資産台帳からサンプルを抽出して県が保有する備品の実在性、所在位置、利用状況などを検証したが、問題点は発見されなかった。県に問い合わせたところ、新たな購入備品については当指定管理者から報告を受けているが、巡回棚卸は実施されていないとのことであった。県は、定期的な巡回棚卸の規定を作り、全ての備品を5年間で一周するなど、実在性、所在位置、利用状況等を確認するルールを策定することが望ましい。

(5) 本事業（P F I 事業）検討過程の検証（意見）

ア 結論

県は、本事業（P F I 事業）の構想から契約に至るまでの検討過程について事後検証をして課題点を整理し、今後のP F I 事業推進の際の教訓とすることが望ましい。

イ 内容

本施設に係る事業（以下「本事業」という。）は、P F I 法に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施されており、本事業を県が自ら実施する場合に比べ、民間の創意工夫を生かすことにより、サービスの向上とコストの縮減を図るためP F I 事業としたものである。しかしながら、以下に述べる①建設費の増加、②施設設置目的を踏まえた運営に対する懸念、といった事象については、P F I 事業として実施したことを背景として、事業構想段階から契約締結に至るまでの予算及び事業統制が十分に機能しなかったことに起因するものと考えられる。

これらの点を踏まえると、今後県がP F I 事業を検討する際に同種の事項を生じさせないようにするには、本事業の構想立案、事業スキームの選定、事業者募集、契約条件設定等に至るまでの一連の検討過程について、検証を行う必要があると考えられる。

① 本施設建設費に係る事業構想及び整備内容の検証

本施設の契約金額（整備運営事業費合計）は監査時点において7,482,692千円となっており、入札説明書、当初契約金額、監査時点の改定後契約金額は下表のとおりである。なお、改定については、追加工事等もあったが主に金利及び物価変動によるものである。

〈契約金額の推移〉

(単位：千円)

内訳	入札 説明書 (R 1.12)	(A) 当初 契約金額 (R 2.11)	(B) 改定後 契約金額 (R 6.12)	増加率 (B)/(A)
(1) サービス購入料A (設計・建設の対価)		4,564,836	5,602,732	123%
(2) サービス購入料B (開業準備の対価)		20,343	20,968	103%
(3) サービス購入料C (運営・維持管理の対価)		1,767,084	1,858,990	105%
合計	6,392,100	6,352,263	7,482,691	118%

・ (1) サービス購入料A及び(2) サービス購入料Bは確定済み。(3) サービス購入料Cは継続中のため今後改定される場合がある。

サービス購入料Aは、本施設の建設費を把握するうえで中心的な項目であり、当初契約で総事業費の約7割を占めるところ、建設費高騰等の外部要因が加わり、結果として総事業費が18%上昇することとなった。

本PFI事業は、民間の創意工夫を最大限活かすことで、サービスの向上とコスト削減を図ることを目的として実施されたものである。しかし、PFI方式では、サービス水準（設計・建設・運営・維持管理等）やサービス間の価格配分が事業者提案に大きく依存するため、提案内容によっては整備内容や意匠性が高まり、建設費が上昇しやすい構造にある。本施設がデザイン賞を受賞するなど意匠性に優れた施設となったことも、このような事業方式特有の影響が表れている可能性がある。

以上のことから、県は、本施設の整備内容が全て必要不可欠であったか、仕様の精査や見直しにより建設費を抑制できた可能性がなかったか、また、構想段階における事業費の見通しや予算統制が適切に機能していたかについて検証を行うことが望ましい。

さらに、これらの検証結果を踏まえ、今後PFI事業を導入する際には、整備水準の設定、価格配分の妥当性の確認、事業者提案の審査方法、物価変動リスクの管理等について教訓として反映させることが求められる。

② 本施設の設置目的を踏まえた契約内容の検証

県と事業者の契約において、本施設の運營業務における費用については、総合管理業務等一部を除いて、利用者から得る収入等で賄うこととされており、学校教育活動等の無料分相当額（固定金額であり、実利用者数によって増減しない。）のみ県から補填される契約となっている。また、やむを得ない場合を除き運營業務において赤字となった場合の補填はなく、反対に黒字になった場合も納付金を納める規定はない。

つまり、強い独立採算制が採用されており、運營業務に係る事業者は民間の事業環境に近い状況におかれることが分かる。事業契約書においては、要求水準書に基づき、教育目的の利用を優先するとされているが、第一に利益を確保することを目的とする民間事業者にとっては、費用は同程度かかるにもかかわらず収入が少なくなる県内の学校教育活動や社会教育団体よりも、より多くの収入が得られる一般利用、中でも最も単価の高い県外の一般利用を拡大することが経済合理的な選択となる構造にある。

県は本施設を、豊かな自然と触れ合う機会の拡大を図るとともに、県民の多様な団体活動を支援することにより、生涯学習の振興に資するため設置するとしており、運營業務に係る事業者もそれを十分に理解し運営されていると認められる。しかしながら、事業者が経済合理性を優先した運営を行うことも懸念される。

県は運營業務に係る契約内容が、県の設置目的達成のため最適であったかどうか、具体的には、県の設置目的に沿ったサービスを実施する場合の収入減少に対する補填を拡充した上で、利益が一定額を超えた場合等には県に還元（納付金）してもら

う等の契約とすべきではなかったか検証を行うことが望ましい。

さらに、この問題についても、上記①に記載した事項と同じく、事後検証を踏まえて、今後PFI事業を導入する際には、事業者の経済合理性と行政目的の整合を確保する契約スキームを構築することを教訓として活かすことが求められる。

(6) 料金水準の見直しによる県民利用の促進（意見）

ア 結論

県は、予算措置を講じ、特に県内の高校生等以下の団体が一般料金で本施設を利用する場合には利用者に助成金を支給するなどし、従来施設と同等の料金水準として利用を促進することが望ましい。

イ 内容

県は、宿泊室を有する青少年施設として、本施設の他に、とちぎ海浜自然の家、なす高原自然の家を保有している。同じ内陸に所在する施設であるなす高原自然の家との利用料金比較は以下である。特に県内高校生等以下の利用料金の差が顕著である。

○宿泊室一般利用料金

みかも自然の家				なす高原自然の家			
利用者区分		通常期	繁忙期	利用者区分	4月～12月	1月～3月	
県内	高校生等以下	3,190円	4,290円	県内	中学生以下	500円	400円
					高校生等	1,000円	800円
	その他の者	4,290円	5,390円		大学生等	2,000円	2,000円
			その他の者		2,500円	2,000円	
県外	高校生等以下	4,290円	5,390円	県外	中学生以下	1,000円	800円
					高校生等	2,000円	1,600円
	その他の者	5,280円	6,380円		大学生等	4,000円	4,000円
					その他の者	5,000円	4,000円

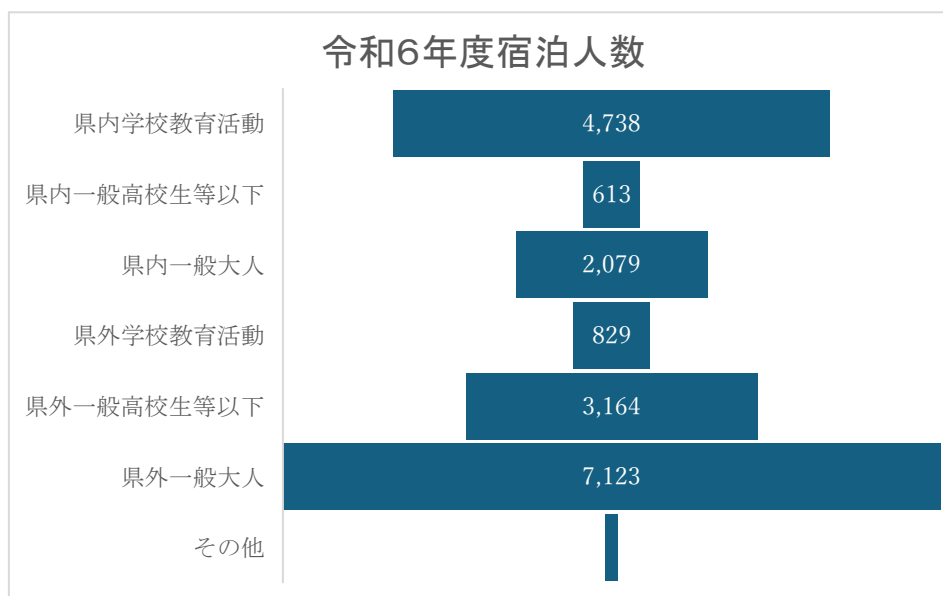
・両施設とも、学校教育活動（部活動等は除く）での利用については、県による無料等措置がある。

なす高原自然の家は研修を目的とする団体であることを利用基準としており5、6人定員の大部屋が中心であるのに対して、本施設は団体による利用基準はなく個人利用も可能であり、ツインルームなどの少人数用の部屋も備えているという違いはあるが、県民の多様な団体活動を支援し生涯学習等を振興するという目的は同じくする。

上述のとおり、青少年教育の中心である高校生等以下の区分において、大きな乖離がある。両施設とも学校教育活動での利用については、県による無料等措置があるが、部活動などの課外活動での利用については対象に含まれず、上表の一

般料金となる。例えば、県内の中学生が部活動の合宿で夏休み（繁忙期）に利用する場合、1泊4,290円となり、従来施設の料金水準から大きく乖離する。

実際の本施設の令和6（2024）年度の宿泊者数を見ると、県外の一般利用が最も多く、無料もしくは割引で利用できる学校教育活動の利用もついで多いものの、県内の高校生等以下の一般利用が、従来の施設と比べ顕著に少ない状況である（613人）。



*その他は138人

これは、県内の高校生等以下にとって、従来の施設等と比較し利用を敬遠させるほど利用料金が割高となっていることが原因と考えることが妥当である。部活動地域移行など、学校教育活動以外の教育についても重要性が増す中、本施設設置目的を鑑み、学校教育活動以外でも県内の青少年団体が利用しやすい料金水準とすべきである。一部の県内の社会教育団体については料金が低減されているが、範囲・金額ともに十分ではない。県は、予算措置を講じ、特に県内の高校生等以下の団体が利用する場合には、利用者に助成金を支給するなどし、従来施設と同等の料金水準として利用を促進することが望ましい。

（7）吹き抜けに対する安全対策要否の検討（意見）

ア 結論

当指定管理者は、エントランスの吹き抜けについて、物理的な対策を行う必要がないか検討することが望ましい。

イ 内容

本施設のエントランスは吹き抜けとなっており、大谷石、烏山和紙、益子焼等県産品を活用した本施設デザインを象徴するスペースとなっている。2階廊下直下に

地下1階から1階へ昇る階段が配置されており、最大の高低差はワンフロア分を超える。2階廊下には手すりが設置されているが、足がかけられるつくりとなっている。

〈エントランスから2階を望む〉



(本施設HPより)

本施設は学校施設ではないが、主要な利用者として小中高等の児童生徒が想定されており、学校施設に準じた安全配慮が求められると考える。学校における安全点検要領（文部科学省）によると、吹き抜けには転落リスクがあり、吹き抜けの柵等の上に乗るなどし、転落する事故等が発生しうることが注意喚起されている。

吹き抜けの転落リスクに対して、利用者に口頭で注意する対応を行っているとのことであるが、不特定多数の利用者への対応として十分であるか検討が求められる。当指定管理者においては、具体的には、吹き抜けをふさぐ落下防止ネットの設置や、手すりに足をかけられないよう防護フェンスを設置するなど、物理的な対策を行う必要がないか検討することが望ましい。

以上